

# 財務情報の開示にかかる有用性の研究

－ 複数会計期間にわたる会計事象にかかる情報開示を題材として －

愛知工業大学大学院経営情報科学研究科博士後期課程

土井 聡恵  
(B14803)

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 第 1 章 序論.....   | 1  |
| 1.1. 研究の背景 .....  | 1  |
| 1.2. 研究の進め方 .....   | 2  |
| 第 2 章 複数会計期間にわたる会計事象 .....                                | 5  |
| 2.1. 複数会計期間にわたる会計事象の特徴 .....                              | 5  |
| 2.1.1 取得原価の配分がなされるもの .....                                | 5  |
| 2.1.2 将来の支出を見積り計上するもの .....                               | 5  |
| 2.1.3 その他、収益・費用を適切な期に帰属させるもの .....                        | 6  |
| 2.1.4 大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟など .....                        | 6  |
| 2.2. 複数会計期間にわたる会計事象にかかる会計処理 .....                         | 7  |
| 2.2.1 取得原価の配分がなされるもの .....                                | 7  |
| 2.2.3 将来の会計事象にかかる会計処理－ストック・オプション .....                    | 8  |
| 2.2.4 将来の会計事象にかかる会計処理－減損にかかる会計 .....                      | 9  |
| 2.2.5 将来の会計事象にかかる会計処理－有給休暇費用 .....                        | 9  |
| 2.2.6 将来の会計事象にかかる会計処理－資産除去債務 .....                        | 10 |
| 2.2.7 その他、収益・費用を適切な期に帰属させるもの .....                        | 14 |
| 2.3. 大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等に対する会計処理－引<br>当金及び偶発債務の開示 ..... | 22 |
| 2.3.1 引当金 .....   | 23 |
| 2.3.2 偶発債務 .....  | 27 |
| 第 3 章 メキシコ湾原油流出事故に関する BP 社の情報開示の有用性 .....                 | 29 |
| 3.1. 先行研究 .....   | 29 |
| 3.2. メキシコ湾原油流出事故－英 BP 社の損害賠償事例 .....                      | 31 |
| 3.2.1 メキシコ湾岸原油流出事故と英 BP 社 .....                           | 31 |
| 3.2.2 「基金」の設立と運用体制 .....                                  | 36 |

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 3.2.3 | 損害賠償の内容 .....   | 43 |
| 3.3.  | メキシコ湾岸原油流出事故にかかる BP 社の情報開示に関する考察                                    | 50 |
| 3.3.1 | 引当金にかかる情報開示 .....   | 50 |
| 3.3.2 | 偶発債務に関する開示 .....  | 59 |
| 3.4.  | 損害賠償基金に対する IFRIC 第 5 号「廃棄・原状回復及び環境再生フ<br>ァンドから生じる持分に対する権利」の適用 ..... | 60 |
| 3.4.1 | IFRIC 第 5 号の概要 .....  | 61 |
| 3.4.2 | BP 社における IFRIC 第 5 号の適用にかかる判断 .....                                 | 63 |
| 3.4.3 | BP 社における「基金」に対する支配に関する判断 .....                                      | 65 |
| 3.4.4 | 「基金」にかかる損害賠償債務の認識 .....   | 65 |
| 3.4.5 | 「基金」にかかる補填資産の認識 .....   | 66 |
| 3.4.6 | BP 社における「基金」に対する IFRIC 第 5 号適用の特徴 .....                             | 67 |
| 3.5.  | メキシコ湾原油流出事故にかかる BP 社の情報開示－総括 .....                                  | 72 |
| 3.5.1 | BP 社の「基金」に対する IFRIC 第 5 号適用に関する情報開示の<br>有用性 .....                   | 72 |
| 3.5.2 | 「事故」に関する情報開示方法 .....  | 73 |
| 3.5.3 | BP 社における引当金の計上－総括 .....   | 76 |
| 第 4 章 | 水俣病に関するチッソの情報開示の有用性 .....   | 80 |
| 4.1.  | 大規模損害賠償の責任企業の有価証券報告書における情報開示 .....                                  | 80 |
| 4.1.1 | 損害賠償金、補償金にかかる引当金の計上 .....   | 80 |
| 4.1.2 | 損害賠償金、補償金の費用計上 .....  | 81 |
| 4.1.3 | その他の情報開示 .....  | 81 |
| 4.2.  | 先行研究 .....  | 82 |
| 4.3.  | 水俣病にかかる損害賠償－チッソの損害賠償事例 .....  | 83 |
| 4.3.1 | 「産業公害の原点」としての水俣病 .....  | 83 |
| 4.3.2 | 水俣病責任企業としてのチッソ .....  | 84 |
| 4.3.3 | 四大公害病の責任企業 .....  | 86 |
| 4.3.4 | 公害病の責任企業としての情報開示の開始 .....   | 88 |
| 4.3.5 | 公害病の責任企業としての情報開示の変遷 .....   | 99 |

|       |  |     |
|-------|--|-----|
| 4.3.6 | チッソに対する公的支援 .....                        | 101 |
| 4.3.7 | チッソに対する公的支援と東京電力に対する公的支援との異同 .....       | 106 |
| 4.3.8 | チッソと東京電力に対する公的支援にかかる情報開示 .....           | 108 |
| 4.4.  | 水俣病の責任企業としてのチッソの情報開示ー総括 .....            | 114 |
| 4.4.1 | 水俣病補償に関する情報開示方法 .....                    | 114 |
| 4.4.2 | 水俣病補償に関し見積りが回避されている問題点 .....             | 119 |
| 4.4.3 | 水俣病補償にかかる政府支援に関する情報不足 .....              | 122 |
| 第5章   | ファイナイト再保険にかかる情報開示の考察 .....               | 124 |
| 5.1.  | ファイナイト再保険について .....                      | 125 |
| 5.1.1 | ファイナイト再保険の特徴 .....                       | 125 |
| 5.1.2 | ファイナイト再保険の会計処理 .....                     | 128 |
| 5.2.  | 東京海上日動火災保険株式会社の事例のファイナイト再保険 .....        | 131 |
| 5.2.1 | 事案の概要 .....                              | 131 |
| 5.2.2 | 争点及びこれに対する判示 .....                       | 134 |
| 5.2.3 | ファイナイト再保険及びその EAB 繰入額相当額にかかる裁判所の判断 ..... | 136 |
| 5.3.  | AIG の事例のファイナイト再保険 .....                  | 137 |
| 5.4.  | ファイナイト再保険の会計情報の開示の有用性にかかる総括 .....        | 139 |
| 第6章   | 補論ー特定区間の ROA 分布の国別比較 .....               | 141 |
| 6.1.  | 利益調整とその効果 .....                          | 142 |
| 6.2.  | 各国企業の ROA サンプル .....                     | 144 |
| 6.2.1 | 利用したサンプルの概要 .....                        | 144 |
| 6.2.2 | データの要約 .....                             | 146 |
| 6.3.  | 各国企業の ROA の区間別分布の比較 .....                | 146 |
| 6.3.1 | 各国企業の ROA のヒストグラム .....                  | 146 |
| 6.3.2 | 利益調整行動の数値化 .....                         | 148 |
| 6.4.  | 特定区間の ROA 分布の分析による考察まとめ .....            | 152 |
| 第7章   | 終わりに .....                               | 154 |
| 第8章   | まとめ .....                                | 157 |

|  |     |
|--|-----|
| 参考文献 .....                               | 161 |
| 謝辞 .....                                 | 168 |
| 本研究に関する研究論文、学会発表 .....                   | 169 |
| 添付資料 1 メキシコ湾原油流出事故にかかる BP 社を取り巻く主な事象 ... | 171 |
| 添付資料 2 メキシコ湾原油流出事故に関連する BP 社の主要な財務数値...  | 189 |
| 添付資料 3 チッソ公的支援資金の回収可能性 .....             | 192 |
| 添付資料 4 チッソ及び他の四大公害病責任企業を取り巻く主な事象 .....   | 199 |
| 添付資料 5 分析対象とした企業一覧 .....                 | 207 |

## 第 1 章 序論

### 1.1. 研究の背景

企業会計の基礎的前提 (Convention) として三つの会計公準がある。その一つ、「会計期間の公準」により、企業会計は、企業は継続するという前提のもと、利害関係者に対し人為的に区切られた「会計期間」を計算期間として、会計期間における経営成績及び会計期間末における財政状態に関する報告を行う。ところが実際には、会計期間内に完了する事象のみならず、複数会計年度にわたる会計事象が多く存在する。複数会計年度にわたる会計事象については、企業会計原則により「すべての費用及び収益はその支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理」され、その損益計算原則において期間帰属が最重要の概念とされてきた<sup>1</sup>。減価償却や棚卸資産の評価、各種付随費用にかかる会計処理など、取得原価を配分するもの、引当金や減損、退職給付債務、ストック・オプションにかかる株式報酬費用など、将来の事象にかかる費用を見積り計上するもののほか、資産除去債務に係る会計処理や工事進行基準の適用、税効果会計や割賦販売にかかる会計処理など、収益・費用の期間再配分を行うもの、複数会計年度にわたる会計事象にかかる会計処理は多岐にわたる。発生主義会計の考え方は、会計期間における現金収入及び現金支出のみに関する情報よりも、企業の経済的資源等の変動の影響をその発生する会計期間に帰属させる方が企業の過去及び将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供するとの前提のもとに広く浸透している。

これらに対し、会計事象の全貌が明らかになるのに複数年度を要す

---

<sup>1</sup> 従来の日本の会計基準は、経済的資源でない繰延資産の資産計上や現在の債務でない修繕引当金の負債計上などを広範に認め収益費用中心観であったが、期間損益でない評価差額等の計上などを通じ、資産負債中心観に近づきつつある。その中であっても、当期純利益をその他の包括利益と区分して開示する意義が依然認められ、発生主義会計の考え方は中心的な思想と言える。

るがその要因は通常過年度に既に存在し、年度ごとにその事象の解決や情報収集の程度に基づき会計処理が行われるタイプである大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟にかかる会計事象については、それ自体を取り扱う会計基準は存在しない。大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟に関しては、通常、当該事故や訴訟事案の後に新たな事故や被害が生じていなくとも、全貌が明らかになるまでに時間を要することや企業グループ外の者との争いや交渉が中途である事を要因として、財務諸表に事象が反映されなかったり情報開示が不十分であったりすることがある。これらの事象は、その発生の頻度は低いものの発生した場合の企業グループの財政状態に与える影響が大きい事が多い。米国では、監査事務所に対する訴訟を含む証券法に関連した集団訴訟の件数がこの5年間で最大となった<sup>2</sup>。我が国企業においても大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟などの事象に備える事の重要性が高まることが考えられる。そうであれば、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟に関する会計情報の開示の有用性を高めることに関しても重要性は高まる。

そこで当研究では、これらの分野、すなわち、複数会計期間にわたる会計事象のうち大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等について、関連する引当金や偶発債務その他の指針との関係において、会計情報がどのように開示されているか及びその利用者に対する有用性の程度について考察することを目的とする。

## 1.2. 研究の進め方

当研究においては、複数会計期間にわたる会計事象のうち大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等にかかる会計情報の開示の内容とその有用性の程度について、具体的な事例の分析を通じて研究を進める。

その前提として、複数年度にわたる主な会計事象の特徴と、これらに

---

<sup>2</sup> Michael Cohn., "Securities Class-Action Lawsuits Reach Highest Level Since 2010." March 29, 2016, [accountingtoday.com](http://accountingtoday.com)

関連する会計制度を整理する。複数年度にわたる主な会計事象の特徴としては、取得原価の配分がなされるもの、将来の支出を見積り計上するもの、収益・費用を適切な期に帰属させる処理を行うものについて整理し、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等にかかる会計情報の特徴を確認する。また、それぞれにかかる会計処理について、日本基準（JGAAP）と IFRS の双方に言及する。現在の国内に適用可能な会計基準が 3 つ存在する（日本基準、IFRS 及び修正 IFRS）状態は、将来においては解消されることが期待されるが、当研究は、事例の分析を通じ、日本基準（JGAAP）に不足する視点も明らかにする。

次に、大規模事故に伴う賠償、大規模損害賠償訴訟にかかる会計事象の情報開示に関するルールの整理を行う。前述の通り大規模事故に伴う賠償、大規模損害賠償訴訟そのものを取扱う会計基準は存在せず、引当金、偶発債務その他の開示の組み合わせとなることが考えられる。ルールを整理し、その全貌がわかりにくい大規模事故に伴う賠償、大規模損害賠償訴訟について、どの程度の情報開示をなし得るか考察する。

続いて、大規模事故に伴う賠償、大規模損害賠償訴訟にかかる具体的な IFRS 適用事例に関する情報開示の効果及び特徴を考察する。ここでは、2010 年のメキシコ湾原油流出事故とその責任企業である BP 社の情報開示を取り上げ、メキシコ湾原油流出事故にかかる複雑な事象の整理を行った上で、情報開示の分析を行う。メキシコ湾原油流出事故にかかる会計においては、補償基金に IFRIC 第 5 号が適用され特徴的である点及び日本には適用例がないことから、情報開示分析対象として価値が大きい。

そして、上記に加え、大規模損害賠償訴訟にかかる日本基準適用事例に関する情報開示の効果及び問題点を考察する。ここでは、我が国最大の公害病補償となったチッソ株式会社の水俣病にかかる補償に関する情報開示を取り上げる。補償に関しては他の四大公害病の責任企業との比較により、政府支援に関しては東京電力ホールディングス株式会社の情報開示との比較により、その情報開示の内容と有用性の程度を考察する。

また、複数会計期間にわたる会計事象に関連して、会計事象の発生に



よる財務的影響を分散し又は他の時期に移動させる効果を有する保険のうち、ファイナイト再保険についてその特徴を考察する。そして最後に、利益の帰属会計期間を前後させる経営者行動である利益調整行動との関連において、特定区間の ROA の分布について新たな分析を試みる。

## 第2章 複数会計期間にわたる会計事象

### 2.1. 複数会計期間にわたる会計事象の特徴

#### 2.1.1 取得原価の配分がなされるもの

取得原価の配分がなされるものには主に、減価償却、棚卸資産、のれんの償却などがある。

これらの対価は既に支出されている。そして、その支出の効果がその資産の利用期間や費消までにわたるため、費用の配分がなされる。会計事象は当該資産の取得からその利用期間や費消までの期間にわたる。減価償却については時間の経過又は資産の利用に基づき会計処理がなされ、のれんの償却についても日本においては一定期間の時間の経過に基づきなされる。

#### 2.1.2 将来の支出を見積り計上するもの

将来の支出にかかる費用を見積り計上する主なものとしては、引当金の計上、減損損失の計上、退職給付債務の計上、ストック・オプションにかかる株式報酬費用及び有給休暇費用などがある。

これらに関する支出は将来に発生するが、当期以前の事象に起因すると考えられ、見積りに基づき会計処理がなされ、会計事象は将来の費用の確定と支出の完了にわたる。

また、将来の支出を見積り計上するものであるが、その費用計上を時間の経過または資産の利用に基づき行う主なものとして、資産除去債務があり、この会計事象も除去費用の確定と支出の完了までにわたる。

### 2.1.3 その他、収益・費用を適切な期に帰属させるもの

上記のほかにも、収益や費用をその収入・支出に関わらず適切な期に帰属する考え方に基づく会計処理は多い。例えば、工事進行基準の適用、税効果会計の適用、割賦販売にかかる会計処理、契約獲得及び履行コストにかかる会計処理、返品権付き販売にかかる会計処理、個別財務諸表における企業再編時のアドバイザー費用、金融資産の取得時における付随費用などがこれに該当する。これら会計事象は、工事の完了、税務上の一時差異の解消、割賦回収期間の満了など、複数会計期間にわたる。

### 2.1.4 大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟など

大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟などについて特別な会計基準や指針は示されていない。賠償費用等が将来に確定する可能性があるが、それらは当期以前の事象に起因している。その発生可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合、引当金の計上がなされる。賠償費用等の発生可能性が高くないか又はその金額を信頼性をもって見積ることができない場合には、偶発債務として開示することとなる。

発生可能性が高いか否かの判断及びその金額を信頼性をもって見積ることができるか否かの判断は企業が行うため、全貌が明らかになるのに時間を要することや、企業グループ外の者との争いや交渉が中途であることを要因として、財務諸表に何も計上されなかったり、情報の開示が不十分であったりすることがある。

## 2.2. 複数会計期間にわたる会計事象にかかる会計処理

### 2.2.1 取得原価の配分がなされるもの

#### 2.2.1.1 減価償却、棚卸資産及び経過勘定の利用

資産の取得価額を、効果の及ぶ期間にわたり会計事象が発生するものとして配分する考え方は、会計の基礎として広く認識されている

資産の取得価額は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない（企業会計原則第三貸借対照表原則五）。有形固定資産であれば、経済的耐用年数にわたり、減価償却によりその取得価額を各事業年度に配分する。棚卸資産に関しては、その評価基準及び評価方法の適用により、その取得価額を各事業年度に配分する。

また、一定の契約に従い継続的に役務の提供を行う場合又は役務の提供を受ける場合において、各種経過勘定を使用して時間の経過に伴い収益又は費用を計上する会計処理についても同様である（企業会計基準注5）。

#### 2.2.1.2 のれんの償却

現在、日本基準（JGAAP）においては、企業結合により生じたのれんを資産として計上し、20年以内で償却するものとされている。のれんは企業の超過収益力を表し投資原価の一部を構成しており、その効果が複数会計期間にわたるとの考え方に基づく。

これに対し IFRS においてのれんの償却は認められておらず、減損テストに基づき減損すべき時のみ減損損失が計上され、その戻入は認められない（IAS 第36号第110項、117項）。利益の平準化を好む日本企業に対して、業績悪化時における

多額の損失の一時計上をいとわない欧米企業との発想の違いが指摘される事も多い。日本においては、当該のれんの会計処理の違いを要因として、IFRS を採用するだけで赤字企業が黒字に転ずることもあり、IFRS との差異を論ずる上で最重要である。当研究において中心的なテーマではないが、日本における会計基準の開発の方向性も注視したい。

### 2.2.3 将来の会計事象にかかる会計処理－ストック・オプション

ストック・オプションとは、予め決められた価格で自社株を買う権利をいう。将来の権利行使に伴い一定の金銭の払込を受け新株が発行されるに至って一連の会計事象が完了するが、特に企業がその権利を従業員等に報酬として付与する場合において、権利行使に先立ち、その報酬費用は権利付与時から権利確定時にわたって発生したものととして会計処理がなされる。

日本基準（JGAAP）においては、権利付与日から権利確定日まで、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額を「株式報酬費用」として計上する。なお、役職員へのインセンティブ目的で付与される権利確定条件が付された有償新株予約権についてストック・オプションに関する会計基準を適用する場合、業績要件等が充足された時において株式報酬費用の見直し計上がなされる。

IFRS においては、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」のうちの 1 形態である「持分決済型の株式に基づく報酬取引（企業自らの資本性金融主賓（株式又はストック・オプションを含む）の対価として財又はサービスを受け取る取引」として規定されている。これを、当該財を獲得した時又はサービスを受け取った時に（IFRS 第 2 号第 7 項）、従業員との取引の場合には付与した資本性金融商品の付与日の公正価

値を参照して間接的に測定し（IFRS 第 2 号第 11 項）、従業員以外との取引の場合には受け取った財貨またはサービスの公正価値で測定し（IFRS 第 2 号第 11 項）、資本として認識する（IFRS 第 2 号第 7 項）。権利行使されなかった場合において、資本に認識されたサービスの対価の戻入れは行わない（IFRS 第 2 号第 23 項）。

#### 2.2.4 将来の会計事象にかかる会計処理－減損にかかる会計

資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状況において、将来の当該資産の処分等に伴い損失が生ずる際に一連の会計事象が完了するところ、これに先だち、現在当該損失を見積り計上するものである。

日本基準（JGAAP）においても IFRS においても収益性の低下した資産にかかる減損損失が計上される。ただし、IFRS においては減損の兆候がある場合の回収可能価額の測定において最長 5 年の割引後キャッシュ・フローが使用されるため、最長 20 年とされる日本基準（JGAAP）における割引前キャッシュ・フローを使用した測定との間には差異が生ずる。また、IFRS においては有形固定資産について再評価モデルの選択適用が認められており、その場合には減損費用が再評価の修正額として認識される。さらに、IFRS においては帳簿価額を限度とした減損損失の戻入れが行われることがあり、複雑な実務となる（IAS 第 36 号）。

#### 2.2.5 将来の会計事象にかかる会計処理－有給休暇費用

IFRS においては、有給休暇費用を対象となる勤務が提供された期に計上する必要がある（IAS 第 19 号第 13 項、第 16 項）。将来有給休暇が消化される期において一連の会計事象が完了するのであるが、これに先立ち、要因となる勤務に基づき費用を計上するものである。

## 2.2.6 将来の会計事象にかかる会計処理－資産除去債務

将来の除却時において除去費用が生ずることが見込まれるタイプの資産については、除去費用の全貌が明らかになるのは将来のことであり、除去により一連の会計事象が完結する。しかし、除去費用の要因は当該資産の利用に伴い毎期生じているとの考え方により、除去費用の全貌が明らかになるのを待たず、当該除去費用の要因となる利用や時の経過に応じた会計処理を行う方法について、特別に会計基準が設定されている。

日本基準（JGAAP）においても IFRS においても、資産除去債務を適切に認識することにより、その支出は将来の資産除却時となり金額は未確定であるが資産の稼働及び使用・利用に伴い徐々に発生していると考えられる資産除去債務にかかるコストを時間の経過に伴うコストと区分して反映した適切な利益を報告でき、各期の業績に関する有用な情報が提供される。

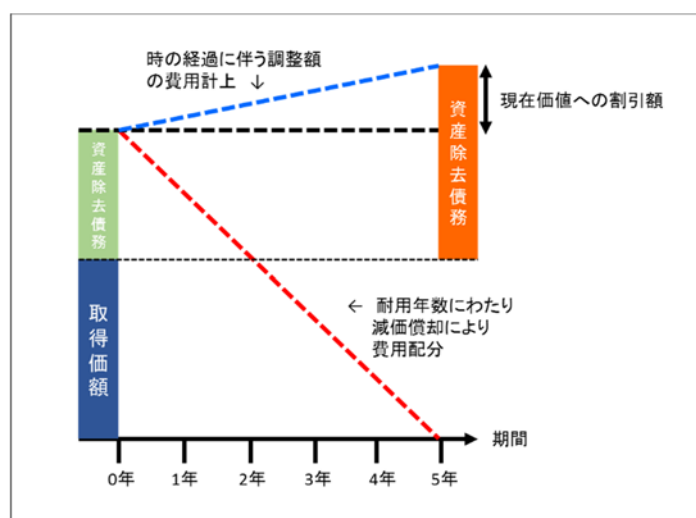
### 2.2.6.1 日本基準（JGAAP）における資産除去債務

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる（企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」（以下「第 18 号」という）第 3 項）。

資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除

去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定し（第18号第6項）、資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える（第18号第7項前段）。割引率については、負債計上時の割引率を用いる。これは、時の経過によって一定の利息相当額を配分する結果となり、関連する有形固定資産について減価償却という費用配分が行われることとも整合的である（第18号第49項）。割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とし、原則として将来キャッシュ・フローが発生するまでの期間に対応した利付国債の流通利回りなどを参考に割引率を決定する（企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第23項）。また、時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。この調整額は、退職給付会計における利息費用と同様の性格を有するものである（第18号第48項）。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定する（第18号第9項）。

図1 資産除去債務概念図





日本においては、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」（昭和 35 年 6 月 大蔵省企業会計審議会）第三「有形固定資産の減価償却について」において、有形固定資産の耐用年数到来時に、解体、撤去、処分等のために費用を要するときには、その残存価額に反映させることとされている。しかしながら、減価償却は費用配分の原則の下で取得原価の範囲内で行われるのが通常であり、実際には残存価額が負の値になるような減価償却は実施されなかったと考えられる。

本来、有形固定資産の取得後、当該有形固定資産の除去に係る費用が企業会計原則注解（注 18）にいう引当金の要件を満たす場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れる必要がある。しかし、計上する必要があるかどうかの具体的な判断規準や、将来において発生する金額の合理的な見積方法が必ずしも明確ではなかったことなどから、これまで広く行われなかったと言われている（第 18 号第 31 項）。第 18 号の公表により、従来、電力事業会社の原子力発電施設の解体費用にかかる解体引当金のような特定の事例を除き有形固定資産の除去に係る費用を引当金等の負債に計上する会計慣行が存在しなかったところ、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加え減価償却を行う会計処理が明示された。

#### 2.2.6.2 IFRS における資産除去債務

IFRS において資産除去債務は、IAS 第 16 号「有形固定資産」（以下「IAS 第 16 号」という）、IAS 第 37 号「引当金、偶発資産及び偶発負債」（以下「IAS 第 37 号」という）、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復およびそれらに類似する既存の負債

の変動」(以下「IFRIC 第 1 号」という)に基づき会計処理を行う。

資産除去債務は引当金の定義に従い、IAS 第 37 号第 14 項 (a)により現在の法的債務のほか推定的債務についても認識する必要がある。IAS 第 37 号設例 2B には、「汚染された土地と推定的債務」において以下が示されている。石油産業に属するある企業は、汚染を発生させているが、環境保護法のない国で操業している。しかし、当該企業は発生した汚染を浄化する責任を負うという広く公表された環境保護方針を有している。当該企業はこの公表された方針を守っている実績がある。債務発生事象は土地の汚染であり、推定的債務を発生させる。なぜなら、企業の過去の行動パターンや公表されている方針は、企業が汚染を浄化するという妥当な期待を汚染の影響を受ける者に惹起させているためである。企業は、浄化コストの最善の見積りについて、引当金を認識する。」

また、割引率は、貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率でなければならない。割引率には、将来キャッシュ・フローの見積りの中で修正されているリスクを反映してはならない (IAS 第 37 号第 47 項)。また、会計期間末ごとに割引率の見直しが求められる。

資産除去債務が、①キャッシュ・フローの見積りの変更、②割引率 (直近の市場を基礎とする。貨幣の時間的価値及び負債に特有リスク含む) の変更により変動する場合、IFRIC 第 1 号に従い、有形固定資産の事後測定について原価モデルを採用するか、再評価モデルを採用するかにより、以下の通り会計処理を行う。割引の振戻し (時の経過による負債の増加) については、発生時に金融費用として損益に計上する。

|        |   |
|--------|---|
| 原価モデル  | 負債の変動額は、資産の取得原価に加算又は減算する。ただし、資産の帳簿価額を超える減算はできず、負債の減少が資産の帳簿価額を超過する部分については、即時に損益として認識する。見積りの変動が帳簿価額に加算される場合には、資産全体について IAS 第 36 号「資産の減損」に従い減損の判定を行う必要がある。   |
| 再評価モデル | 負債の減少はその他包括利益で認識し、資本の部の再評価剰余金を増額する。ただし、過年度に損益として認識した再評価価額が存在する場合は、その損益の額の範囲までは、損益として認識する。同様に負債の増加は、当該資産に係る再評価剰余金が存在する範囲までは、その他包括利益で認識して資本の部の再評価剰余金を減額し、それ以外は、損益として認識する。負債の減少により資産から減額する金額は、原価モデルを採用した場合の資産の帳簿価額を上限とし、それを超過する金額は損益に認識する。 |

## 2.2.7 その他、収益・費用を適切な期に帰属させるもの

### 2.2.7.1 工事進行基準

長期請負工事などは、当該事業の収益及び費用の全貌が明らかになるのに複数年度を要しかつ工事の進行と共に年度ごとに当該事業の成果が発現していき、工事の完成によりその

会計事象は完結する。これら長期請負工事等について、当該事業の収益及び費用の全貌が明らかになるのを待たず毎期成果に応じた会計処理を行う工事進行基準について、特別に会計基準が設定されている。

工事進行基準の適用により、日本基準（JGAAP）においてもIFRSにおいても、工事契約収益はその進捗度に到達するまでに発生した工事契約原価と対応させられ、工事の完了部分に帰属させることができる収益、費用及び利益を報告することとなり、期間中の請負業務の程度と業績に関する有用な情報が提供される。

#### 2.2.7.1.1 日本基準（JGAAP）における工事進行基準

工事進行基準とは、「工事契約」すなわち仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものに関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合に適用される、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法である（企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」（以下、「第15号」という）第4項、6項及び9項）。

大規模工事（契約金額が10億円以上かつ工期が1年以上のいわゆる長期大規模工事）に関し、法人税法第64条により工事進行基準の適用が求められていることから、従来、会計との乖離があった。企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」が2009（平成21）年4月以降適用されたことに伴い、会計において工事進行基準の範囲が実質的に広がることとなった。ただし、上述の通り、会計上の工事

進行基準の適用基準は「工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる」ことであり、法人税法のような数値基準はない。

工事進行基準の適用基準を満たす場合においては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を損益計算書に計上する。発生した工事原価のうち、未だ損益計算書に計上されていない部分は「未成工事支出金」等の適切な科目をもって貸借対照表に計上する（第 15 号第 14 項）。工事収益総額を信頼性をもって見積るための前提条件として、工事の完成見込みが確実であることが必要である（第 15 号第 10 項）。また工事原価総額を信頼性をもって見積るためには、工事原価の事前の見積りと実績を比較することにより、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われることが必要である（第 15 号第 12 項）。決算日における工事進捗度は、原価比例法等の、工事契約における施行者の履行義務全体との対比において、決算日における当該義務の遂行の割合を合理的に反映する方法を用いて見積るが（第 15 号第 15 項）、原価比例法を採用する場合においては、工事原価総額を信頼性をもって見積るための第 15 号第 12 項の要件が満たされれば、通常、決算日における工事進捗度も信頼性をもって見積ることができる（第 5 号第 13 項）。

このように、工事進行基準の適用にあたっては、関係する各要素を全て見積りに基づいて算定することが必要となる。このため、監査・保証実務委員会実務指針第 91 号「工事進行基準等の適用に関する監査上の取扱い」において、「工事進行基準では、一般的に会計上の見積りの不確実性の程度が大きく、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示

リスクが高くなることが多い。この重要な虚偽表示リスクには、会計上の見積りの判断を誤ることによる誤謬のみならず、意図的に工事原価総額の見積りを調整することや、発生した工事原価を意図的に異なる工事契約に係る認識の単位に計上すること（以下「原価の付替え」という。）による、決算日における工事進捗度の調整を通じた工事収益の操作などの不正によるものも含まれる。」とされている（同第 5 項）と共に、工事進行基準の理解目的では、東芝における工事進行基準に関わる不適切会計が頻繁に題材とされる。

工事進行基準は、契約書等に基づき工事収益総額が信頼性をもって見積られ、工事原価の事前の見積りと実績を比較することにより、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しが行われる内部統制の運用に基づき工事原価総額が信頼性をもって見積られかつ工事契約における施行者の履行義務全体との対比において、決算日における当該義務の遂行の割合と合理的に反映する方法を用いて信頼性をもって決算日における工事進捗度を見積られるケースにおいては、工事の損益を適正に示すことができる。

#### 2.2.7.1.2 IFRS における工事進行基準

IFRS において「工事契約」とは、単一の資産又はその設計、技術及び機能若しくはその最終的な目的や用途が密接に相互関連又は相互依存している複数の資産の結合体の建設工事のために特別に交渉される契約をいう（IAS 第 11 号「工事契約」（以下「IAS 第 11 号」という）第 3 項）。当該定義に合致しかつ工事契約の結果が信頼性をもって見積ることができる場合（IAS 第 11 号第 22 項）または契約の結果を信頼性をもって見積ることを妨げていた不確実性が存

在しなくなった場合（IAS 第 11 号第 35 項）には、その工事契約に関連した収益及び原価は、その請負業務の報告期間の末日現在の進捗度に応じて、収益及び費用として認識しなければならない。

「工事契約の結果が信頼性をもって見積ることができる場合」とは、工事が固定価格の契約である場合及びコスト・プラス契約である場合に区分され、以下の通りである。固定価格の契約である場合においては、①工事契約収益の合計額が信頼性をもって測定でき、②契約に関連した経済的便益がその企業に流入する可能性が高く、契約の完了に要する工事契約原価と報告期間の末日現在の契約の進捗度の両方が信頼性をもって測定できかつ④契約に帰属させることができる工事契約原価が、実際に発生した工事契約原価を従前の見積りと比較できるように、明確に識別でき、かつ、信頼性をもって測定できるケースを言う（IAS 第 11 号第 23 項）。またコスト・プラス契約である場合においては、①契約に関連した経済的便益がその企業に流入する可能性が高くかつ②契約に帰属させることができる工事契約原価が、個別に支払われるか否かにかかわらず、明確に識別でき、かつ、信頼性をもって測定できるケースを言う（IAS 第 11 号第 24 項）。

工事進行基準の適用により、工事契約収益はその進捗度に到達するまでに発生した工事契約原価と対応させられ、工事の完了部分に帰属させることができる収益、費用及び利益を報告することになる。当該基準の使用により、期間中の請負業務の程度と業績に関する有用な情報が提供される。

なお、工事契約の結果が信頼性をもって見積ることができない場合においては、①収益は、発生した工事契約原価

のうち回収される可能性が高い範囲でのみ認識し、かつ②  
工事契約原価は、発生した期間に費用として認識しなければ  
ならない（IAS 第 11 号第 32 項）。

#### 2.2.7.2 税効果会計

税効果会計とは、会計上の利益対応する税金費用が計上されるよう、利益と税金費用の計上時期のずれを調整し、適切な期に配分する手続をいう。税の対象となる事象が発生又は消滅し、一時差異が解消されることにより一連の会計事象が完結するのであるが、それまでの間、税金費用を資産または負債として繰り延べるものである。日本基準（JGAAP）においても IFRS においても、税効果会計の適用が求められる。

税効果会計の適用に基づき認識される繰延税金資産について、IFRS においては、日本基準（JGAAP）における例えば 5 年程度の事業計画に基づく回収可能性のみの判断では足りず、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生ずる可能性が高い（probable）範囲内で、一部の例外を除き、すべての将来減算一時差異について、繰延税金資産を認識しなければならない。課税所得が生ずる「可能性が高い（probable）」とは、将来加算一時差異の存在、十分な課税所得、タックス・プランニングの存在を考慮し、「事象が発生しない可能性よりも発生する可能性が高い」場合である。

開示についても現状では差異が見受けられる。IFRS おいて繰延税金資産・負債は、日本基準（JGAAP）のように流動・固定区分はなされず非流動項目とする（IAS 第 1 号第 56 項）。また、繰延税金資産と繰延税金負債との相殺の要件として法的強制力などが定められている（IAS 第 12 号第 74 項）。



#### 2.2.7.3 割賦販売

日本基準（JGAAP）では割賦販売について、入金日基準や回収期限到来基準に基づき、引渡ではなくその回収期間にわたる収益の期間配分が認められている（企業会計原則注解6(4)）。既に引き渡した財またはサービスについて、割賦回収が完了することにより一連の会計事象が完結するものであるが、回収までの各期間にわたり収益を分割計上するものである。一方、IFRSにおいては一般的に引渡時とされる（IAS第18号第11項～14項）。

#### 2.2.7.4 契約獲得及び履行コスト

IFRSにおいては、契約を獲得するための増分費用、すなわち契約を獲得していなければ発生していないであろう費用については、回収が見込まれる場合資産計上される（IFRS第15号第91項）。

また、契約を履行するための費用が、①契約又は企業が具体的に特定できる予想される契約に直接関連しており（例えば、既存契約の更新に基づき提供されるサービスに関連する費用や、未だ承認されていない特定の契約に基づき移転される資産の設計費用）、②将来履行義務を充足する（又は継続的に充足する）際に使用される企業の資源を創出するか又は増価し、③回収されると見込まれる場合、資産として計上する（IFRS第15号第95項）。

これらは、既に支出が行われたものについて、関連する財またはサービスの提供及びその収益が計上されるまでの間資産計上がなされ、収益計上時にこれに対応する費用とされることにより一連の会計事象が完結する。

#### 2.2.7.5 企業結合における取得関連費用

日本基準（JGAAP）において連結上は、企業結合における取得関連費用（外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等）は、発生した事業年度の費用として処理する（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下、「第21号」という）第26項）。また、取得とされた企業結合について、主な取得関連費用の内容及び金額を注記する（第12号第49項）。このように、取得関連費用は企業結合と関連づけられることなくそれ自体で会計事象が完結するものとされる。

これに対し、個別財務諸表においては、子会社株式にかかる付随費用は子会社株式の取得原価に含まれ（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第56項、「金融商品会計に関するQ&A」Q15-2）、税効果会計上の一時差異が生ずる。取得をあくまで等価交換取引であるとの考え方を重視し、取得企業が等価交換の判断要素として考慮した支出額に限って取得原価に含めることとし、個別に取得した資産における付随費用と同様に、企業結合における取得関連費用をその取得原価に含めることにより、その後の損益は、企業結合において投資した原価の超過回収額となり、概念的には個別に取得した資産と一貫した取扱いとなると考える（第12号第94項前段）、外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等については取得原価に含めることとされる。一方、国際的な会計基準では、当該取得関連費用は、事業の売主と買主の間の公正な価値での交換の一部ではなく、企業結合とは別の取引と考えられること、取得関連費用のうち直接費が取得原価に含まれる一方で間接費は除かれる点が不整合であること等の理由から、発生した事業年度の費用として取り扱っている。国際的な会計基準に基づく財務諸表と

の比較可能性を改善する観点や取得関連費用のどこまでを取得原価の範囲とするかという実務上の問題点を解消する観点から、発生した事業年度の費用として処理することとされた（第12号第94項後段）ものであり、伝統的な費用配分の原則の実践とは異なる。

以上に対しIFRSにおいて企業結合にかかる取得関連費用は、取得時における費用として計上する。

#### 2.2.7.6 金融資産の取得時における付随費用

金融資産（デリバティブを除く）の取得時における支払手数料等の付随費用は、原則として取得した金融資産の取得価額に含める（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第56項）。個別財務諸表における子会社株式にかかる付随費用にかかる考え方と同様に、取得した資産の処分に至って一連の会計事象が完結するものとして、一体として会計処理されるものである。

以上に対しIFRSにおいては、純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産（又は金融負債）の場合のみ、その取得・発行に直接起因する取引費用を取得価額に加算又は減算することが求められる（IFRS第9号5.1.1）。

### 2.3. 大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等に対する会計処理 —引当金及び偶発債務の開示

引当金を計上すべき事象は、将来においてその支出がなされることにより一連の会計事象が完結するところ、その費用化は現在における見積りにより行われる。大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等においては、その賠償費用等について、その発生可能性が高くかつその金額を信頼

性をもって見積ることができる場合、引当金を計上することが求められる。企業は、当該事象の発生可能性の程度及びその金額の見積りについて、利生可能な全ての情報をもって最善の判断を行う必要がある。そして、その発生可能性が低いかまたはその金額を信頼性をもって見積ることができない場合、偶発債務として開示することが求められる。

先に述べた資産除去債務のように、適用要件に当てはまれば原則として見積りを行い認識することが求められる会計事象に対し、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等においては、企業の「その金額を信頼性をもって見積ることができない」との根拠をもった判断の下では会計処理が行われない。

### 2.3.1 引当金

日本基準（JGAAP）において引当金は、企業会計原則注解 18 にその要件が定められている。①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高くかつ④金額を合理的に見積もることができる場合、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載しなければならない。

「将来の特定の費用又は損失」という定義には、現在の債務の負担は明示されていない。このため、修繕引当金や特別修繕引当金のように、過去の経験に基づき通常の事業サイクルにおいて将来負担すると合理的に考えられる費用について、その要因が既に発生している現在の期に計上する考え方に基づき債務が発生していなくとも引当金が計上される。「発生の可能性が高い」という定義に具体的にその程度にかかる指針は設けられていない。

以上に対し、IFRSにおいて引当金とは、時期または金額が不確実な負債をいう（IAS 第 37 号第 10 項）。引当金は、①過去の事象の結果として、②現在の法的債務又は推定的債務を有しており<sup>3</sup>、③当該債務

---

<sup>3</sup> 適用ガイダンス「設例 10 訴訟事件」においては、企業の顧問弁護士の助言に基

の決済のために、経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く (probable)、④当該債務の金額について信頼性ある見積りができる場合、引当金を認識しなければならない(IAS 第 37 号第 14 項)。

「過去の事象」とは、法的債務や推定的債務を発生させた事象(債務発生事象)をいい、その事象によって発生した義務を履行する以外に企業が取べき現実的な選択肢がないことが必要とされる。それに該当するのは、(a) 法律によって企業に義務の履行を強制しうる場合又は(b) 義務を履行するであろうという妥当な期待を企業が他者に抱かせた場合であるとされる (IAS 第 37 号第 17 項)。「法的債務」とは、契約、法律の制定又は法律のその他の運用から生じた債務をいい、「推定的債務」とは、確立されている過去の実務慣行、公表されている方針又は極めて明確な最近の文書によって、企業が他者に対しある責務を受諾することを表明しており、かつ、その結果、企業はこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を他者の側に惹起しているような企業の行動から発生した債務をいう (第 37 号第 10 項)。「経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い (probable)」とは、資源が流出しない可能性よりも流出する可能性が高い (more likely than not) 場合をいうことが明らかにされている (第 37 号第 23 項)。

日本基準 (JGAAP) においては、引当金の要件に当てはまる場合において、その測定に関しては、合理的な見積りを基礎とすることが示唆されているのみで、具体的な測定方法に関する指針は存在しない。当期の負担に属する金額の全額を計上すると考えられ、そうであれば最も生起する可能性が高い単一の金額 (最頻値) が選択される。

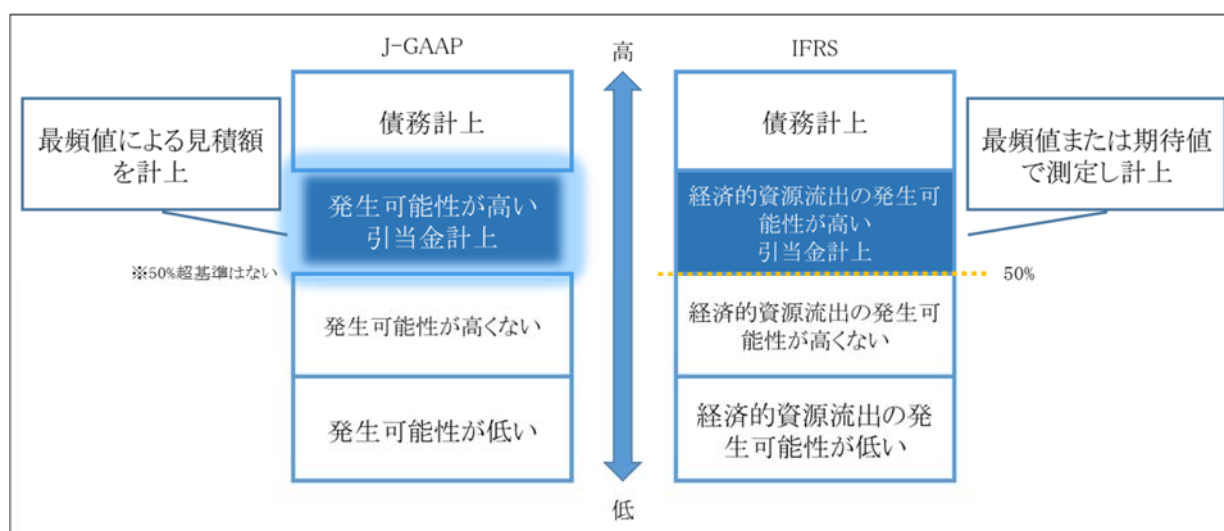
これに対し IFRS においては、生起し得る複数のキャッシュ・フロ

---

づき、裁判の進展に基づき企業に責任があると判示される可能性が高いか、企業には責任がないと判示される可能性が高いかにより、年次財務諸表の公表承認日における現在の債務の有無について、前者については現在の債務がありかつ経済的便益を持つ資源の流出可能性が高く、最善の見積りに基づき引当金を計上すべきであり、後者については現在の債務がないとする設例が掲載されている。

一をそれぞれの確率で加重平均した金額（期待値）のほか状況により最頻値による測定も認められている（第37号第36項から40項）。測定対象の引当金が母集団の大きい項目に関係している場合には期待値による測定が求められ、単一の債務が測定される場合は、原則として見積られた個々の結果のうち最頻値が負債に対する最善の見積りとなり得るとされている。このように、設定対象の性質に従った測定方法が示され、合理的である。大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等において引当金の測定が求められる場合、原告が多数にわたる場合など母集団の大きい訴訟に関わっている場合においては期待値方式が選択され、例えば制裁金の有無のみが争われる訴訟に関わっている場合には最頻値方式が選択される可能性がある。

図2 引当金の計上（対比）



IFRSにおいては、貨幣の時間価値の影響が重要な場合に現在価値への割引が求められる。使用される割引率には貨幣の時間価値以外に、その負債に特有のリスクを税引前で反映させることが定められているが、当該リスクが将来のキャッシュ・フローの見積りの中で調整されている場合には、割引率には反映させない（IAS第37号第47項）。

さらに、IFRSにおいては、詳細な公式計画を有し、計画の実施を

開始するかリストラの主要な特徴を公表し関係者に妥当な期待を惹起させる場合にのみ推定的債務が生じ、当てはまる場合にリストラクチャリング引当金を計上する（IAS 第 37 号第 72 項）。また、債務を履行するための不可避的なコストが経済的便益の受取見込額を超過している契約については、その契約による現在の債務を引当金として認識する（IAS 第 37 号第 66 項及び第 68 項）。

表 1 IFRS と JGAAP の引当金概要

|               | IAS 第 37 号   | 企業会計原則注 18   |
|---------------|--|--|
| 要件            | 過去の事象の結果として、<br><br>現在の法的債務又は推定的債務を有しており、<br><br>当該債務の決済のために、経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く（probable）<br><br>債務の信頼性ある見積りができる（第 14 項） | その発生が当期以前の事象に起因し、<br><br>将来の特定の費用又は損失<br><br>発生の可能性が高く<br><br>金額を合理的に見積ることができる |
| 測定            | 最頻値または期待値で測定し計上（第 36～39 項）   | 明文なし   |
| 割引計算          | 割引計算を行う（第 45 項）<br><br>（貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合）  | —  |
| リストラクチャリング引当金 | 詳細な公式計画を有し、計画の実施を開始するかリストラの主要な特徴を公表し関係者に妥当な期待を惹起させる場合にリストラクチャリング引当金を計上（第 72 項）   | —  |

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 不利な契約 | 債務を履行するための不可避的なコストが経済的便益の受取見込額を超過している契約については、その契約による現在の債務を引当金として認識（第 66 項、第 68 項） | — |
|-------|---|---|

### 2.3.2 偶発債務

日本基準（JGAAP）において、発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない（企業会計原則注解 18）。偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 58 条）。偶発債務のうち、例えば「債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む）」については、その種類および保証先等を記載する必要がある（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 58 条ガイドライン）。

IFRS においては、決済における流出の可能性がほとんどない場合を除き、企業は、報告期間の末日における偶発負債の種類ごとに、偶発負債の内容についての簡潔な説明を開示し、実務上可能な場合には、①偶発愚妻の財務上の影響の見積り額、②流出の金額又は時期に関する不確実性の指標及び③補填の可能性、についても開示しなければならない（IAS 第 37 号第 86 項）。引当金と偶発債務が同じ状況の組合せから発生している場合には、企業は、第 84 項（引当金の開示）から第 86 項（偶発債務の開示）で要求している開示を、引当金と偶発債務との関連性を示すような方法で行う（IAS 第 37 号第 88 項）。極めて



稀な場合において、要求事項の開示に伴い、他者との係争における企業の立場が著しく不利になると予想できることがある。このような場合には、企業は当該情報を開示する必要はないが、係争の全般的な内容を、情報を開示しなかった旨及びその理由とともに開示しなければならない（IAS 第 37 号第 92 項）。

表 2 IFRS における引当金及び偶発債務

|   |  |                      |
|---|--|----------------------|
| 過去の事象の結果として、  |  |                      |
| 現在の法的債務又は推定的債務を有しており、                                     |  |                      |
| 将来の経済的便益を有する資源が流出するかもしれない場合                               |  |                      |
| 資源の流出が必要となる可能性が高い (probable)                              | 資源の流出が必要となる可能性は高くはないが、必要となり得る債務又は現在の債務がある。 | 資源の流出の可能性がほとんどない。    |
| 引当金が認識される (第 14 項)。                                       | 引当金は認識されない (第 27 項)。                       | 引当金は認識されない (第 27 項)。 |
| 引当金についての開示が必要である (第 84 項及び第 85 項)。                        | <u>偶発負債について開示が必要</u> である (第 86 項)。         | 開示は必要とされない (第 86 項)。 |
| ただし、他者との係争における企業の立場が著しく不利になると予想される場合には開示は免除され得る (第 92 項)。 |  |                      |

### 第3章 メキシコ湾原油流出事故に関するBP社の情報開示の有用性

複数会計期間にわたる会計事象に関するIFRS適用事例として、2010年のメキシコ湾原油流出事故とその主たる責任企業であるBP社（BP p.l.c.）の情報開示を取り上げる。メキシコ湾原油流出事故は未曾有の大規模事故となりBP社は1国のGDPにも匹敵する巨額の損害賠償を企業グループのみで負担し、これに関する詳細な情報開示を行った。また、損害賠償基金に後述するIFRIC第5号を適用し会計処理に特徴がある点、さらに日本にはその適用例がない点においても、その情報開示の有用性を考察する事例として優れている。

以下では、メキシコ湾原油流出事故にかかる複雑な事象の整理を行った上で、情報開示の分析を行う。内容については、2010年12月期から2015年12月期まで6期間のAnnual Report、必要に応じて各期四半期のQuarterly Report及び2016年12月期第一四半期と第二四半期のQuarterly Reportを参照した。

BP社はイギリスに本拠を置くいわゆるスーパーメジャーであり、世界各国で石油及び天然ガスの探査、開発、生産及び販売を行っている。Fortune Global 500 2015によると、小売のWal-Mart Stores、石油会社のRoyal Dutch Shell、Sinopec Group、China National Petroleum及びExxon Mobil、フォルクスワーゲン及びトヨタ、そしてAppleに続き、売上高第10位にランキングされている。BP社はかつて日本の東京証券取引所にも上場していたが、2008年8月に申請により上場を廃止した。現在は、BPグループブランドの一つであるBPカストロール株式会社が東証1部に上場している。

#### 3.1. 先行研究

メキシコ湾原油流出事故については、その技術的要因、法的問題点あるいは天然資源被害などが論じられ、その開示のみに着目したものや

IFRIC 第 5 号の適用を解説したものはない。

事故の解説や技術的要因等に関しては、森田（2010）が詳しく、事故の技術的経緯、BP 社の対応内容、油濁対策の状況の解説に加え、掘削施設の技術的考察がなされている。また、伊原（2010）や福嶋・岸（2011）においても、事故の発生原因に関する技術的考察がなされている。Jernelöv（2010）においては、事故に伴う被害の解説に加え、原油流出について、1979 年に同じくメキシコ湾内において発生した Ixtoc I 原油流出事故と対比した考察がなされている。

法的な面を論じたものとしては、高橋（2013）において、海洋汚染事故における損害賠償について、BP 社を取り巻く訴訟手続を詳しく解説している。梅村（2013）は、天然資源損害評価（Natural Resource Damage Assessment: NRDA）ルールについて、「事故」がもたらした大規模かつ長期にわたる天然資源の問題に対処する問題点を論じている。また、Issacharoff・Rave（2013）においては、BP 社における補償プロトコルを解説し、高額集団訴訟和解が双方に受け入れられる要因を明らかにしている。シャーキー（2011）は、トヨタと BP 社を題材として米広域係属訴訟制度を詳説している。Joyce・若尾・濱田（2014）は、BP 社のケースを題材として、ジョイントベンチャーにおける補償負担問題を取り上げている。バーチック・ブッソウ（2012）においては、大規模な法的補償が考察され、BP 社のケースにおける「訴訟の束」などの訴訟体系が説かれている。Richardson（2010）においては、1990 年米国油濁法（Oil Pollution Act : OPA90）が詳説され、責任上限が存在する事の問題点とこのために今後の訴訟が複雑化し見通しが不確実である旨が説かれている。BOND（2013）においては、米政府及び科学者が事故をどのように把握し対峙してきたかに関する詳細な解説が加えられている。

BP 社が設立した補償基金（後述）の最初の独立運営機関であった GULF COAST CLAIMS FACILITY（GCCF）における高額なエージェンシー費用、手続の遅れ及びその閉鎖的手続などの問題点を論じたものとして、Partlett（2011）、McDonnell（2012）、Dodge（2014）等がある。

天然資源被害等に関しては、Smith, Jr 他（2011）において、事故に伴う天然資源、経済被害を事実が時系列と共に解説されている。ここでは、2011年10月までの事故に関する主な出来事が時系列でまとめられ、経済的被害額の見積り額が示されている（海鮮産業被害が4,200百万ドル、旅行産業被害が3,800百万ドル、湾岸不動産被害が4,320百万ドル（掲載計12,320百万ドル）など）。Gill 他（2014）においては、1989年のエクソンバルディーズ号原油流出事故との比較において、事故による身体的被害の検討のほか精神的被害についても検討が加えられている。

上記の他、米議会図書館に置かれる立法補佐機関である議会調査局（Congressional Research Service）のレポート「CRS Report for Congress」においてメキシコ湾原油流出事故に関する法的手続の経緯、海鮮産業被害、天然資源評価手続等が詳しく解説されている。これには、Upton(2011)、Ramseur・Hagerty（2013）及びVann(2013)などがある。

以上に対し当研究においては、会計情報の開示状況に着目しそれらを考察することを通じて会計情報の利用者にとっての有用性を検証するものであり、当該分野において新たな試みである。

## 3.2. メキシコ湾原油流出事故—英BP社の損害賠償事例

### 3.2.1 メキシコ湾岸原油流出事故と英BP社

2010年4月20日夜、メキシコ湾石油探鉱区MC252(Mississippi Canyon Block 252)において、半潜水式石油施設（リグ）ディープウォーター・ホライズン（Deepwater Horizon）で暴噴（Blowout：坑井内の圧力よりも地層圧力の方が高くなり、地層内の液体が坑井に流入、制御不能となり坑口から噴出すること）が発生し、2度の爆発を経て水深約1,500mに沈没した。リグでは126人が作業中であり、作業員11人が死亡した。その後、防噴装置（BOP）が設置されるまでの間、メキシコ湾に大量の原油が流出し、メキシコ湾及び湾岸各

州に甚大な被害をもたらした（以下「事故」という）。表 1 は BP 社の企業グループの主要な財務数値に対する「事故」に関する財務数値の推移である。

表 3 BP 社の主な財務数値推移

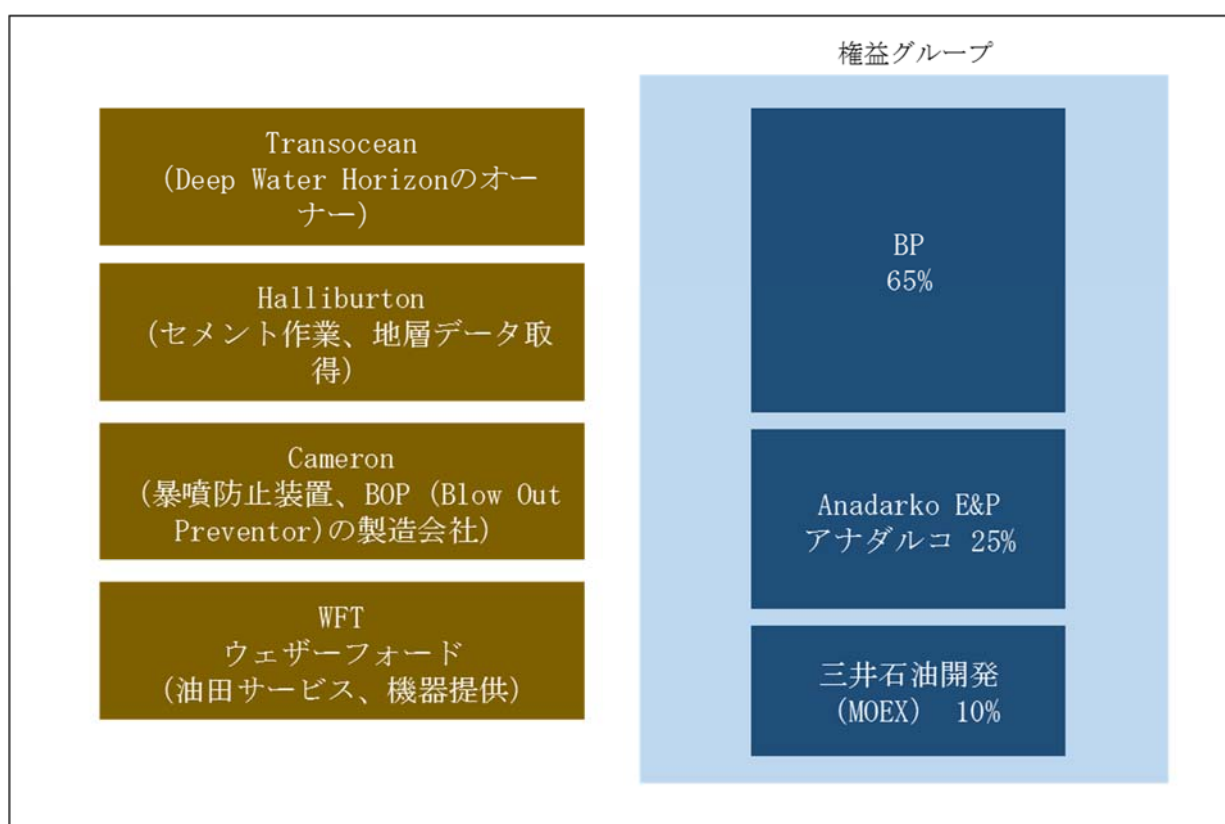
| 【PL】                        |                  | 2009/12期 | 2010/12期 | 2011/12期 | 2012/12期 |
|-----------------------------|------------------|----------|----------|----------|----------|
| 全社                          | 収益合計             | 246,138  | 308,928  | 386,216  | 388,074  |
|                             | 利払前・税前利益         | 26,426   | -3,702   | 39,815   | 19,769   |
|                             | BP株主に帰属する当期利益/損失 | 16,578   | -3,719   | 25,212   | 11,017   |
| 事故関連                        | 利払前・税前利益/損失      |          | -40,858  | 3,800    | -4,995   |
|                             | 当期利益/損失          |          | -28,041  | 2,355    | -4,920   |
| プラスは利益                      |                  |          |          |          |          |
| 【BS】                        |                  | 2009/12期 | 2010/12期 | 2011/12期 | 2012/12期 |
| 全社                          | 資産合計             | 235,968  | 272,262  | 292,907  | 300,466  |
|                             | 負債合計             | -133,855 | -176,371 | -180,322 | -180,714 |
|                             | BP株主に帰属する資本合計    | -102,113 | -94,987  | -111,568 | -118,546 |
| 事故関連                        | 資産合計             |          | 9,544    | 10,129   | 6,503    |
|                             | 繰延税金資産           |          | 11,255   | 7,775    | 4,002    |
|                             | 負債合計             |          | -32,821  | -20,758  | -15,897  |
|                             | 事故に関連する純負債       |          | -12,022  | -2,854   | -5,392   |
| プラスは借方<br>Annual Reportより作成 |                  |          |          |          |          |
| 【PL】                        |                  | 2013/12期 | 2014/12期 | 2015/12期 | 計        |
| 全社                          | 収益合計             | 396,217  | 358,678  | 225,982  |          |
|                             | 利払前・税前利益         | 31,769   | 6,412    | -7,918   |          |
|                             | BP株主に帰属する当期利益/損失 | 23,541   | 3,780    | -6,482   |          |
| 事故関連                        | 利払前・税前利益/損失      | -430     | -781     | -11,709  | -54,973  |
|                             | 当期利益/損失          | -396     | -557     | -8,464   | -40,023  |
| プラスは利益                      |                  |          |          |          |          |
| 【BS】                        |                  | 2013/12期 | 2014/12期 | 2015/12期 | 計        |
| 全社                          | 資産合計             | 305,690  | 284,305  | 261,832  |          |
|                             | 負債合計             | -175,283 | -171,663 | -163,445 |          |
|                             | BP株主に帰属する資本合計    | -129,302 | -111,441 | -97,216  |          |
| 事故関連                        | 資産合計             | 4,899    | 3,855    | 686      |          |
|                             | 繰延税金資産           | 2,748    | 1,723    | 5,200    |          |
|                             | 負債合計             | -13,362  | -11,841  | -19,483  |          |
|                             | 事故に関連する純負債       | -5,715   | -6,263   | -13,597  |          |
| プラスは借方<br>Annual Reportより作成 |                  |          |          |          |          |

「事故」が発生した鉱区のオペレータであり権益の65%を保有していたのは、世界約80の地域において活動し、従業員約84千人を擁する世界有数の大手石油会社、BP社（BP p.l.c.）である<sup>4</sup>。ディ

<sup>4</sup> ディープウォーター・ホライズンのリース・オペレータはBP社の子会社である

ープウォーター・ホライズンの主な関与会社は図 3 の通りである。原油は、2010 年 7 月 15 日にその停止に成功するまで、85 日間におたりメキシコ湾に流出した。それら原油は、メキシコ湾に面するルイジアナ州、ミシシッピ州、アラバマ州及びフロリダ州の広範な海岸線に漂着し、漁業、観光産業等及び海洋の自然環境に甚大な被害を及ぼすこととなった。

図 3 ディープウォーター・ホライズン関与会社



BP 社は「事故」に伴い、他の責任当事者と共に、1990 年米国油濁法 (以下、OPA90 という) に基づく責任を負うこととなった。米国は、国際油濁損害賠償制度である 1992 年民事責任条約及び 1992 年基金条約等には参加することなく、自国の OPA90 を運用している。OPA90

ビーピー・エクスプロレーション・アンド・プロダクション・インク (BPXP 社) である。本研究では企業グループの親会社である「BP 社」の表記を用いる。

は、適用対象にタンカーのみならず船舶や施設を含み、責任当事者は天然資源損害の賠償まで広く求められる。OPA90の下では、責任当事者に重大な過失又は意図的な不正行為がない場合、責任限度額は実費である除去費用に加え75百万ドルとなる<sup>5</sup>。責任限度額を超える損害については、油濁責任信託基金(Oil Spill Liability Trust Fund)により、最大10億ドルの補償(うち天然資源損害については5億ドルが上限)がなされる。「事故」がOPA90の想定をはるかに上回る規模であることは早くから判明しており、BP社は、2010年10月18日、OPA90の責任限度額については放棄する旨を表明した<sup>6</sup>。

BP社は、「事故」にかかるOPA90に基づく損害賠償に関して、米オバマ大統領の要請を受け<sup>7</sup>、2010年6月16日、損害賠償のため第三者が管理する200億ドルの信託基金、ディープウォーター・ホライズン原油流出基金(Deepwater Horizon Oil Spill Trust; 以下「基金」という)の拠出に同意した。当該事項の発表においては、「基金」が独立の第三者の管理下に置かれること及び200億ドルが補償の上限ではないことが強調された。

またBP社は、「事故」に伴い、OPA90に基づく責任の他にも、利害関係者から多様な責任追及を受けた。その多くは集団訴訟であり複雑多岐にわたった。これらは2010年8月、広域係属訴訟司法委員会により手続が効率化され迅速な和解協議が期待される広域係属訴訟手続2件に併合された。広域係属訴訟手続は、①共通の事実問題が当該係属中の訴訟に存在し、②単一の裁判管轄区へと訴訟を集中することが当事者と証人の便宜を促進し、③当該訴訟の適正かつ効

---

<sup>5</sup> OIL POLLUTION ACT OF 1990, Sec.1001(9)(37), Sec.1002(b), Sec.1004(a) 及び OIL POLLUTION ACT OF 1990, 9509 of the Internal Revenue Code of 1986 (26 U.S.C. 9509) 参照。


<sup>6</sup> IN THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2010/10/18) "STATEMENT OF BP EXPLORATION & PRODUCTION INC. RE APPLICABILITY OF LIMIT OF LIABILITY UNDER OIL POLLUTION ACT OF 1990" Document 559, p.1. 参照。  
<http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/BPStatement.pdf>

<sup>7</sup> オバマ米大統領は、「事故」に関し「1セントの税金も使わない」と述べている。

率的な処理を促進するための、複雑訴訟のための特別な連邦の手続である<sup>8</sup>。証券、デリバティブ及び従業員退職所得保障法（エリサ法）に関してはヒューストン連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合され（MDL 第 2185 号）、その他はニューオリンズ連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合された（MDL 第 2179 号）。OPA90 に基づく責任追及も、後者の広域係属訴訟手続 MDL 第 2179 号に併合された。

表 4 BP 社に対する責任追及

| 相手先                           | 連邦法(刑事) | 証券取引法   | 1990年油濁法(OPA90) |             |                     |           |                |                |             | 水質浄化法   | 州法その他の法律 |
|-------------------------------|---------|---------|-----------------|-------------|---------------------|-----------|----------------|----------------|-------------|---------|----------|
|                               |         |         | 除去費用            | 自然資源損害、対応費用 | 政府収入の損失/公共サービス提供の増加 | 経済的・財産的損害 | 逸失利益/収益獲得能力の減損 | 生活に使用する天然資源の損失 | 健康被害/医療上の被害 |         |          |
| 連邦政府                          |         |         | ○<br>和解         |             | ○<br>和解             |           |                |                |             | ○<br>和解 | ○        |
| 米国司法省                         | ○<br>和解 |         |                 |             |                     |           |                |                |             |         |          |
| メキシコ湾岸州/地方政府                  |         |         | ○<br>和解(*2)     |             | ○<br>和解             |           |                |                |             |         | ○        |
| 個人及び事業者                       |         |         |                 |             |                     | ○<br>和解   | ○<br>和解        | ○<br>和解        | ○<br>和解     |         | ○        |
| 連邦(NOAA(*4))、州、インディアン及び外国の管財人 |         |         |                 | ○<br>和解     |                     |           |                |                |             |         |          |
| 事故前ADS保有者                     |         |         |                 |             |                     |           |                |                |             |         | ○<br>和解  |
| その他民間団体                       |         |         |                 |             |                     |           |                |                |             |         | ○        |
| 米国以外の政府等                      |         |         |                 |             |                     |           |                |                |             |         | ○        |
| 米国証券取引委員会(SEC)                |         | ○<br>和解 |                 |             |                     |           |                |                |             |         |          |



ディープウォーター・ホライズン原油流出基金（200億ドル）

(\*)1 11名の人命喪失に関する船舶職員による不正行為または過失の11件の重罪の訴因、水質浄化法に基づく1件の軽罪の訴因、渡り鳥保護条約に基づく1件の軽罪の訴因及び議会の議事妨害に関する1件の重罪の訴因に対するもの。  
 (\*2) 2010年度、引当金の「流出事故対策」の区分に56百万ドルが信託基金から支払われるべき費用として計上されている。  
 (\*3) 株主代表訴訟、証券詐欺行為及び従業員退職所得保障法に基づく請求並びに和解合意に至らなかったその他の種々の請求は属中である。  
 (\*4) 米国商務省国家海洋大気管理局(National Oceanic and Atmospheric Administration)

Annual Report及びOIL POLLUTION ACT OF 1990より作成

<sup>8</sup> キャサリン.M.シャーキー，溜箭将之監訳，和田武士訳（2011）「アメリカ合衆国における現代的複雑訴訟- 公と私の主導権争い」『アメリカ法』，pp. 27-52 参照。



表 4 は、BP 社に対する主な責任追及の内容及び主な相手方である。BP 社は、「基金」設立から 1 年半を経た 2012 年 3 月 3 日、補償の大部分を占める個人及び事業者の原告団を代表する原告運営委員会 (Plaintiffs' Steering Committee ; 以下、PSC と略す)、すなわち広域係属訴訟手続 MDL 第 2179 号における個人及び事業者の集団訴訟の原告運営委員会との和解を発表した<sup>9</sup>。連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州とは長らく訴訟が続いたが、2015 年 7 月 2 日、連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州と間でも「事故」に起因する全ての請求につき和解する基本合意書を締結した旨を発表した。さらに、2016 年 6 月 3 日、「事故」前からの ADS 保有者との和解を発表し、事故から 6 年を経て大部分の重要な訴訟について一定の区切りを迎えたと言えるが、BP 社は 2015 年 12 月末においてなお約 2,700 の民事訴訟の被告となっており天然資源被害の回復状況の評価にも時間を要するなどの要因から、「事故」の解決にはまだ時間を要することが見込まれる。

### 3.2.2 「基金」の設立と運用体制

BP 社は、オバマ米大統領との合意の後、2010 年 8 月 6 日の信託契約の締結を経て「基金」を設立し、2010 年 8 月 23 日よりその運用を開始した。「基金」は、前述の通り OPA90 に基づく損害賠償のために設立され、個人及び事業者に対する正当な損害賠償金、州及び地方政府への賠償金、最終判決及び和解金、州および地方政府への対策費、天然資源の損害及び関連費用などが対象となる。罰金、制裁金及び賠償金の管理費用は「基金」の対象とされていない。

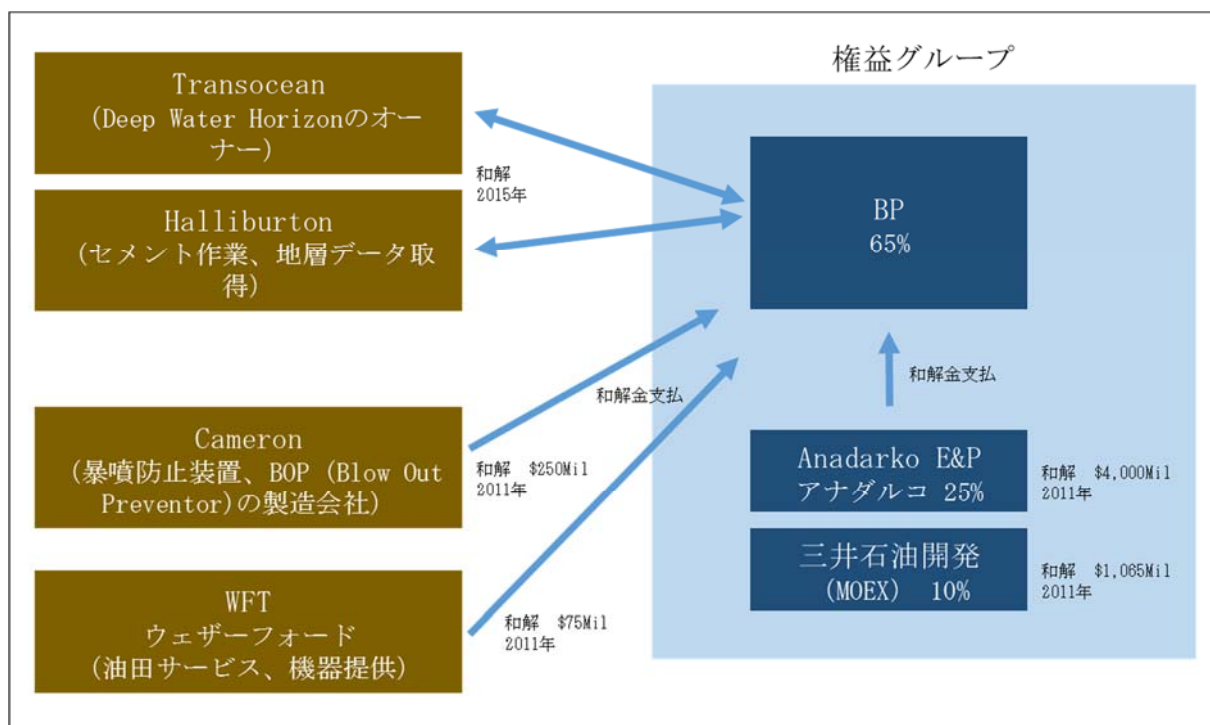
「基金」への 200 億ドルの資金拠出は、その設立の発表当初は 2010 年度に 50 億ドル、その後は四半期毎に 1,250 百万ドルずつ拠出することにより 2013 年度末に完了する予定とされ、拠出が完了するまで

---

<sup>9</sup> BP 社が 2014 年まで毎月公表していた「Gulf of Mexico Oil Spill Claims and Other Payments Public Report」によると、支出の 90%は個人及び事業者に対するものである。

の間は保有するアメリカメキシコ湾資産（最重要鉱区使用権）を残存拋出債務の担保として「基金」に差入れるものとされたが、2011年度及び2012年度において他の責任事業者からの和解金を「基金」に拋出することにより、2012年度末において1年前倒しで完了した。

図 4 ディープウォーター・ホライズン関与会社との和解



BP社は、「事故」の責任の分担などに関し、他の事業者と互いに訴訟を提起し争っており、このうち4社と和解に至った。MOEXについては2011年5月20日に1,065百万ドル、Weatherfordについては同様に2011年12月期第二四半期に75百万ドル、Anadarkoについては2011年10月17日に4,000百万ドル、及びCameronについては2011年12月16日に250百万ドルである。BP社は、これら和解金合計5,390百万ドルを「基金」に拋出した。和解においては、それぞれが保有する権益をBP社に譲渡すること及び「事故」にかかる請求をBP社が補償することなどが条件とされた。一方、掘削施設 Deepwater

Horizon の所有者 Transocean 及び地層データ管理等の Halliburton とは当初和解に至らず、「事故」の責任の比率を直接争っており、「事故」から 4 年半を経た 2014 年 9 月 4 日の地方裁判所による判決において、「事故」の責任割合は BP 社 67%、Transocean30%、Halliburton3%と認定された。これに続き、2015 年 1 月 15 日に具体的な制裁金が決定するなどの経緯を経て、2015 年 5 月 20 日、両社との和解合意が締結された。各社との和解状況は図 2 の通りである。

2010 年 8 月 6 日付「ディープウォーター・オイル・スピル・トラスト信託基金合意書」によると、BP 社には「基金」への追加拠出義務はなく、賠償額が 200 億ドルを超過することとなる場合、その額は BP 社が請求者に直接支払う条件となっている。

「基金」は、2010 年 8 月 23 日に運用を開始した当初、個人及び事業者への損害賠償管理機関としてオバマ米大統領の指名を受けた 2001 年 9 月 11 日同時多発テロの犠牲者補償基金（September 11 Victim Compensation Fund of 2001）を統括した弁護士であるケネス・フェインバーグ氏が独立請求監督官を務め統括する、ガルフ・コースト・クレームズ・ファシリティ（Gulf Coast Claims Facility；以下、GCCF と略す）により運用された。個人及び事業者への損害賠償請求は GCCF が査定し支払を実行する一方、政府及び政府機関に対する損害賠償については BP 社が判断し「基金」に支払依頼を行うことにより支払が実行された。

GCCF の運営に関しては、請求処理手続の透明性と一貫性に関する批判が多方面からなされた。フェインバーグ氏が BP 社から報酬を受けている点と相まって、フェインバーグ氏の独立請求監督官としての BP 社からの独立性に対する疑義が高まり、地方裁判所にフェインバーグ氏を監督することを求める提訴がなされた。審理においては、Trust Agreement のみならずフェインバーグ氏と BP 社との契約内容も検討され、地方裁判所は、2011 年 2 月 2 日、請求者の意思決定をミスリードすること避けるため、BP 社は GCCF を統括するフェイ

ンバーグ氏がBP社から独立していると述べてはならないという旨を判示した<sup>10</sup>。

また、GCCFへの批判を受け、司法省に選任されたBDO Consultingを独立監査人としたGCCFへの監査も行われた。BDO Consultingのレポートにおいては、不十分な提出文書もある中限られた時間の中で広範な請求を取り扱ったとのGCCFに対する一定の評価がなされた一方、7,300の請求処理手続エラーが発見され、64百万ドルの補償金追加支払が行われた<sup>11</sup>。

以上のようなGCCFの運営を取り巻く状況の中、2012年3月3日、BP社はPSCとの和解に至り、裁判所の承認を経た和解条項に従い、2012年6月4日以降の損害賠償査定に関してはGCCFからディープウォーター・ホライズンに関する裁判所和解監督下プログラム（Deepwater Horizon Court Supervised Settlement Program；以下、DHSSPと略す）にその機能を移管することとなった。これと共に、集団訴訟のメンバーでない者、集団訴訟メンバーから離脱する権利を行使する者及び集団訴訟メンバーであるがPSC和解案と異なる請求を行うことを希望する者のため、BPに直接請求を行う「BP請求プログラム」が同日より運用を開始され、この支払も「基金」から行われた。補償の合計額の合意がなされた特定分野については、「基金」の資金から特定目的の適格補償基金（Qualified settlement funds：QFSs）が設立され、適格補償基金が設立された場合には、請求者への最終的な分配でなく「基金」から適格補償基金への拠出をもって、BP社は補償義務から解放される。適格補償基金は、海鮮食品産業補償基金、天然資源の早期復旧プロジェクトへの拠出などについて設

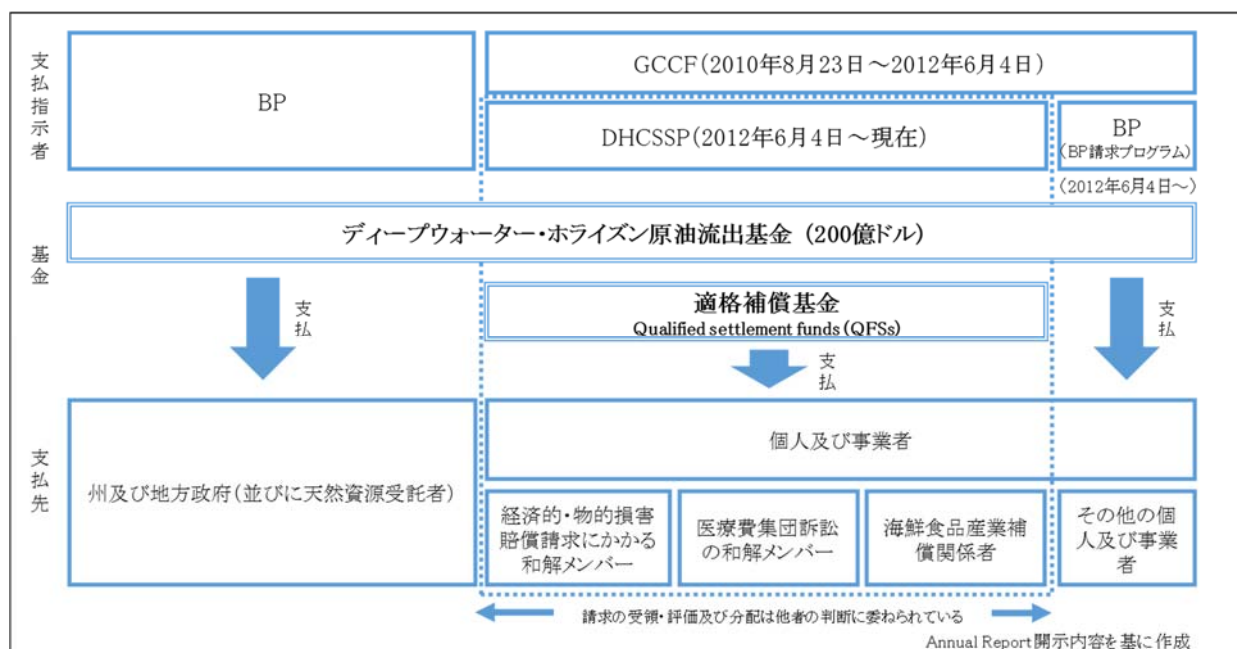
---

<sup>10</sup> UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2011/2/2) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ” Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010” Document1098, p. 6. pp.13-14. 参照。  
<http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/222011OrderonRecDoc912.pdf>

<sup>11</sup> BDO Consulting, a Division of BDO USA, LLP (2012) ” INDEPENDENT EVALUATION OF THE GULF COAST CLAIMS FACILITY REPORT OF FINDINGS & OBSERVATIONS TO THE U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE” , pp.66-70 参照。

立されている。

図 5 「基金」の運用体制



DHCSSP の下では、GCCF による運営時と異なるリスク移転リスク移転プレミアム (Risk Transfer Premium: RTP) が運用された。リスク移転プレミアム (RTL) とは、現在認識していないが「事故」に関連して将来起こりうる損害について請求者に対する補償をすること等を目的として策定された乗数係数である。この乗数の使用により、特に海鮮産業従事者に対しては特別のプログラムが適用され、DHCSSP の下では GCCF によるのと比較して何倍もの補償が行われることとなった<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> “GULF COAST CLAIMS FACILITY FINAL RULES GOVERNING PAYMENT OPTIONS, ELIGIBILITY AND SUBSTANTIATION CRITERIA, AND FINAL PAYMENT METHODOLOGY” (2011/2/18) pp. 3-6 参照。  
 UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2012/5/3)  
 “DEEPWATER HORIZON ECONOMIC AND PROPERTY DAMAGES SETTLEMENT AGREEMENT AS AMENDED ON MAY 2, 2012”, Document 6430, PP. 107-108, Exhibit 10, Exhibit 15 参照。  
[http://www.deepwaterhorizoneconomicsettlement.com/docs/Amended\\_Settleme](http://www.deepwaterhorizoneconomicsettlement.com/docs/Amended_Settleme)

DSCSSP による運営に関しては、個人及び事業者に対する審査・支払に関する争いのほか、海鮮食品補償の分野においても分配に関する争いが生じた。

BP 社は、DHCSSP による請求の審査及び支払に関し、「事故」と関係のない支払が行われている旨強い異議を表明して提訴し、2013 年 11 月 21 日に支払差止にかかる緊急申立を行った。裁判は、①事業上の経済的損失の賠償請求を管理するにあたり、請求管理官に対して収益とそれに対する変動費とを対応させることを求めるという論点すなわち「対応問題」及び②事業上の経済的損失の賠償請求者でもあって、同請求者に損失が生じた場合にその損失が流出事故に起因しない者に対する支払を許容するものとして、和解合意を妥当に解釈し得るか否かという論点すなわち「因果関係問題」に絞って審理が進められた。前者の「対応問題」に関しては、パトリック・ジュノー-DHCSSP 請求管理官に対して、事業上の経済的損失の賠償請求に係る収益と費用との対応について定めるポリシーの改訂版を作成するよう命じられた。ところが、後者の「因果関係問題」に関し地方裁判所は、経済的・物的損害賠償請求にかかる PSC との和解合意には、その別紙に記載された収益等の基準以外に因果関係の要件は含まれていない旨及びさらなる因果関係の要件の不存在は訴訟集団の認証を無効化するものではない旨を判示した。これに対し BP 社は 2013 年 12 月 30 日、第 5 巡回控訴裁判所に対し、その主張する損害が「事故」に起因すると正当に判断されない請求者に対して請求管理官が支払を行う事を禁じる旨の差止命令を求める申立を行ったがこの申立は却下された。このため BP 社はこれに続いて 2014 年 5 月 28 日、米国最高裁判所に対し、第 5 巡回控訴裁判所による命令の撤回と停止を求める申立てを行なったが、これも却下され、同年 8 月 1 日に米国最高裁判所に対し、裁量上訴受理申立てによりさらなる審理を求めたところ、12 月 8 日に却下された。同日 BP 社は、「事故」

と因果関係のない請求の調査を求め続けること及びこれにより弁護士が不当な利益を得ている旨を表明した。これら一連の裁判の結果により、経済的・物的損害賠償請求のPSCとの和解合意の発効日は2014年12月8日と定まり、海鮮食品補償プログラムの対象となる請求を除く全ての請求の最終期限は、2015年6月8日と定められた。

「基金」の対象となる補償のうち、海鮮食品補償の分野についても争いが生じた。BP社は、2013年12月17日、海鮮食品産業補償基金に対して23億ドルを拠出することに同意する際に、PSC元弁護士ワッツ氏の表明に依拠したために不正に4万人の甲板員が「事故」に伴い経済的損害を受ける結果となったと表明しかつ海鮮食品産業補償基金が不正に分配されようとしているとし、同氏を提訴すると共に、基金からの分配の停止を求め、詐欺的行為の規模を特定して返還されるべき金額があればそれを特定することの申立てを地方裁判所に対して行った。ワッツ氏はこれに対し、訴訟を停止するよう申し立てた。当該提訴及び申立てに関しては、ワッツ氏に対する提訴についてはワッツ氏の訴訟停止の申立てが認められ、基金からの分配停止の申立ては却下されると共に、詐欺的行為の規模を特定して返還されるべき金額があればそれを特定することの申立てについては留保されることとなった。こうして海鮮食品補償にかかる分配は長らく停滞することとなり、2014年11月18日、地方裁判所は、海鮮食品プログラムの和解を統括する裁判所が任命した中立者らの比例分配に基づく部分的分配などの提言を承認し、2015年よりようやく資金の分配が開始された。

このような複雑な事象や訴訟を経て、「基金」から適格補償基金への拠出が進み、2016年12月期第一四半期において、200億ドルの資金は全て用途が特定され、続いて当該分野についてはBP社による基金外における支払が開始されることとなった。

### 3.2.3 損害賠償の内容<sup>13</sup>

#### 3.2.3.1 司法省刑事責任及び米国 SEC に対するもの

BP 社は、米国 SEC より原油流出にかかる虚偽報告等に関して、米国司法省からは人命喪失に関して刑事訴追を受けた。これらについて、米国 SEC に対しては 2012 年 11 月 15 日、民事制裁金及び罰金 525 百万ドルを 2014 年まで分割で支払う条件で和解に至った。また、米国司法省に対しては 2013 年 1 月 29 日、刑事上の罰金 1,256 百万ドルを含む総額 40 億ドルを 2017 年まで分割で支払う条件につき米国ルイジアナ州東部地区地方裁判所の承認が下された。米国司法省との和解金に関しては、そのうち 2,394 百万ドルが米国魚類野生生物財団 (National Fish and Wildlife Foundation : NFWF) に、350 百万ドルが全米科学アカデミー (National Academy of Sciences : NAS) に支払われることとされた。

和解内容には、BP 社が 5 年間の保護観察処分に服し、メキシコ湾における掘削作業の安全性をさらに高めるために BP 社のリスク管理手続に関する衡平法上の (equitable) 救済への同意も含まれている。また BP 社は、掘削作業同時監視センターを維持し、深海での掘削の安全性に関する新技術を開発するために学会及び規制当局との間で計画を実施することに同意した。

#### 3.2.3.2 連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州並びに地方政府に対するもの

2010 年 12 月 15 日、連邦政府は、併合された広域係属訴訟手続 MDL 第 2179 号において、天然資源に生じた損害についての

---

<sup>13</sup> 「事故」にかかる BP 社を取り巻く各種の事象は複雑多岐にわたる。分野別時系列については、添付資料 1 参照。



OPA90 に基づく賠償責任及び水質浄化法に基づく民事上の制裁金を認める決定を求め、BP 社に対する民事訴状を提出した。本訴訟において申し立てられた請求、反対請求、交差請求第三者引込請求及び比較過失の抗弁又はこれに関連し主張された一連の事項を取扱うため、訴訟は 2013 年 2 月 25 日に開始した。

一方、BP 社は 2011 年 4 月 21 日、連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州の天然資源トラスティとの間で、天然資源被害早期復旧プロジェクトへの最大 10 億ドルの積立を合意し、この金額を 2011 年 12 月期第一四半期に引当計上した。OPA90 によると、責任当事者は、連邦または州などの天然資源受託者に対し、天然資源の損傷、破壊、損失又は利用の喪失に関し、損害評価の合理的な費用を含む実際に生じた合理的費用を負担することが求められる。天然資源損害の査定は、特定の生物群への潜在的被害を判断するために 1 世代以上にわたるデータが必要である等、損害の範囲及び金額の確定に相当の期間を要することが見込まれる。よって BP 社は、その確定を待たず、米国及びメキシコ湾岸 5 州の天然資源受託者との間で上述の最大 10 億ドルの天然資源被害早期復旧プロジェクトへの積立に合意したものである。

連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州についてはその他の多種多様な訴えに関し、併合された広域係属訴訟手続 MDL 第 2179 号において審理が続いた。特に、水質浄化法に基づく民事上の制裁金をめぐっては、「事故」に基づく原油の流出量、事故にかかる関係事業者の責任割合及び「事故」にかかる関係事業者の重要な過失又は故意の有無が重要な争点であった。2014 年 9 月 4 日には、地方裁判所により、「事故」にかかる BP 社の重要な過失及び故意を認定する判決がなされたが、これには BP 社が強い異議を表明し、第 5 巡回裁判所に上訴した。第 5 巡回裁判所は 2014 年 11 月 5 日、地方裁判所の判断を支持する判示を行っ

た。続く 2015 年 1 月 15 日、地方裁判所において、MDL 第 2179 号の責任、制限、免責及び過失配分に関する訴訟の第二段階に関する事実認定と法的結論が示され、「事故」によりメキシコ湾に流出した原油の量が BP の主張に近い 3.19 百万バレルであることを認定すると共に、これを根拠とする BP 社への水質浄化法に基づく制裁金の賦課が決められた。なお、この違法裁判所の判断においては、流出源のコントロールの取組みにおいて BP 社が重過失を犯したものではないことを認定した。BP 社は 2015 年 2 月 23 日、第 5 巡回裁判所に対し、地方裁判所の裁定に対する控訴状を提出した。

このように制裁金を巡っては争いが続いていたが、2015 年 7 月 2 日、BP 社と連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州との間で以下の包括的な和解合意書が締結されるに至った。

- ・ 民事上の制裁金

水質浄化法に基づく民事上の制裁金 55 億ドルを 15 年間にわたって連邦政府に支払う。利息は 16 年目に支払う。

- ・ 天然資源復旧にかかる拠出

天然資源に生じた損害に関し、前述の天然資源被害早期復旧プロジェクトにかかる 10 億ドルに追加して、新たに 71 億ドルを 15 年間にわたって連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州に支払う。利息は 16 年目に支払う。これに加え、和解時には判明していないが将来生じうる天然資源に生じた損害に対応するため、232 百万ドル及び支払利息で構成される追加金額最大 700 百万ドルを引き当てる。

- ・ 湾岸 5 州への賠償

経済的損害賠償その他の請求を解決するために、合計 49 億ドルを 18 年にわたってメキシコ湾岸 5 州に支払う。

- ・ 地方政府機関への賠償

400 を超える地方政府機関の請求を解決するため、最大 10

億ドルを支払う。

- ・その他の合意

天然資源について生じた損害の評価に要した未払金 350 百万ドル及び未払対策費用、不正請求禁止法に基づく請求及びマコンド油井からのロイヤリティに関する請求を完全に解決するための 250 百万ドルの支払いに合意する。

これらに基づき、2015 年 10 月 5 日、BP 社と湾岸 5 州の共同申立により、地方裁判所は BP 社に対する湾岸 5 州の請求を退けた。

### 3.2.3.3 個人及び事業者に対するもの

損害賠償の多くの割合を占める個人及び事業者に対する補償は、前述の争いはあるものの、2012 年 3 月 3 日の PSC との和解条項に従い DHCSSP により進められている。個人及び事業者に対する補償は経済的・物的損害賠償にかかるものと医療費にかかるものに分けられ、前者はさらにメキシコ湾における海鮮食品産業にかかる補償が特別の手續をもって進められている。

- a. 経済的・物的損害賠償

一定の経済的・物的損害賠償請求を解決するものであり、PSC との和解により策定された和解請求処理手續に従い、裁判所の監督下で請求処理手續が進められている。和解内容には、メキシコ湾の海鮮食品産業に関する経済的損失についての請求の解決を促進するための海鮮食品産業補償基金<sup>14</sup>として 23 億ドルの拠出及びメキシコ湾岸における観光産業振興のための広告の支援を目的とした 57 百万ドルの提供

---

<sup>14</sup> 海鮮食品産業補償基金は、「基金」から適格補償基金として拠出されるものである。

が含まれている。

和解に基づく経済的・物的損害賠償請求の届出期限は2015年6月8日であったが、前述の「費用収益の対応問題」及び「因果関係問題」に関連した再審査の可能性が残されている。

#### b. 医療費請求

事故対応作業員及び湾岸地域の住民による一定の医療費請求を解決するものであり、和解に基づき、集団訴訟メンバーは、「時間が経過してから発症した症状（LMPC）」にかかる請求を除き、請求権を放棄する。医療費訴訟和解は、特定の具体的健康状態（SPC）に基づく適格集団訴訟メンバーに対する支払及び同メンバーに対する21年間にわたる定期的医療相談プログラム（PMPC）を提供する。

BP社は、特定のメキシコ湾岸地域における医療の利便性、利用範囲及び質を向上させる湾岸地域医療支援プログラムに105百万ドル拠出する事に同意した。

和解に基づく医療費請求の届出期限は2015年2月12日であり、約37,200件の請求総数に対し2015年末現在約7,600件(約17百万ドル)について補償が認められている。

2012年3月3日のPSCとの和解から脱退した個人及び事業者又は和解の対象から除外された個人及び事業者のうち、裁判によりBP社に賠償を求めていた者に対して、ニューオーリンズ連邦地方裁判所は、2016年3月29日、それらの包括訴状の全部を却下する命令（「3月命令」という）を下し、同年5月2日までに当該賠償請求に関する情報を記載する宣誓陳述書をBP社に提出するよう命じかつBP社に個別訴状を提出していないほとんどの原告らに対して個別訴状を提出するよう命じた。そし

て裁判所は同年 7 月には 3 月命令に応じた原告及び応じたか否か裁判所の判断を要する原告を列挙した命令を発し、続いて残りの請求を再訴禁止の効果を伴って棄却した。この結果、PSC との和解から脱退した個人及び事業者又は和解の対象から除外された個人及び事業者からの請求のほとんどは解決又は棄却された。

#### 3.2.3.4 個人及び団体からの証券関係請求に関するもの

「事故」以降、BP 社の株主らは、BP 社及び現役員、前役員並びに取締役に対し、株主代表訴訟、集団代表訴訟及び個人による証券詐欺関連の訴訟を提起した。これらは広域係属訴訟手続 MDL 第 2185 号に併合され、審理が続けられた。

2012 年 2 月 13 日、MDL 第 2185 号が係属するヒューストン連邦地方裁判所は、普通株主全ての請求を却下し、ADS 保有者の主要集団によるほぼ全ての個人被告に対する請求も却下する一方で、2 名の個人被告及び法人被告に対する請求の一部の継続が決定した。これを不服とする者らは提訴を継続し、2016 年 6 月、BP 社は、「事故」前の ADR 購入者の団体とのみ、2016 年から 2017 年にかけて 175 百万ドルを支払う条件で和解に至った旨を発表した。その他の訴訟は係属中である。

#### 3.2.3.5 海外政府に対するもの

2010 年 9 月 15 日、メキシコ湾に隣接するメキシコの 3 つの州（ベラクルス州、キンタナロー州及びタマウリパス州）が、「事故」に伴い、同州の観光業、漁業及び商用船舶輸送業に損害を与え、その結果として税収が減少し、天然資源及び環境に損害を与え、これらの州が「事故」に関する対策準備費用を負担することになったとの主張により、テキサス州の連邦裁判所において、BP 社に対し訴訟を提起した。これら訴訟は、その後、

広域係属訴訟手続 MDL 第 2179 号に併合された。2013 年 9 月 12 日、裁判所は再訴不能の条件でメキシコ 3 州の請求を却下する終局判決を下したが、メキシコ 3 州はこれを不服として 2013 年 10 月 4 日、第 5 巡回控訴裁判所に控訴状を提出した。2015 年 5 月 1 日、第 5 巡回控訴裁判所は、再訴禁止効を伴わせて棄却した事を支持したが、メキシコ 3 州は 2015 年 7 月 30 日、米国最高裁判所に裁量上訴の申立を行った。この申立は 2015 年 11 月 30 日却下された。

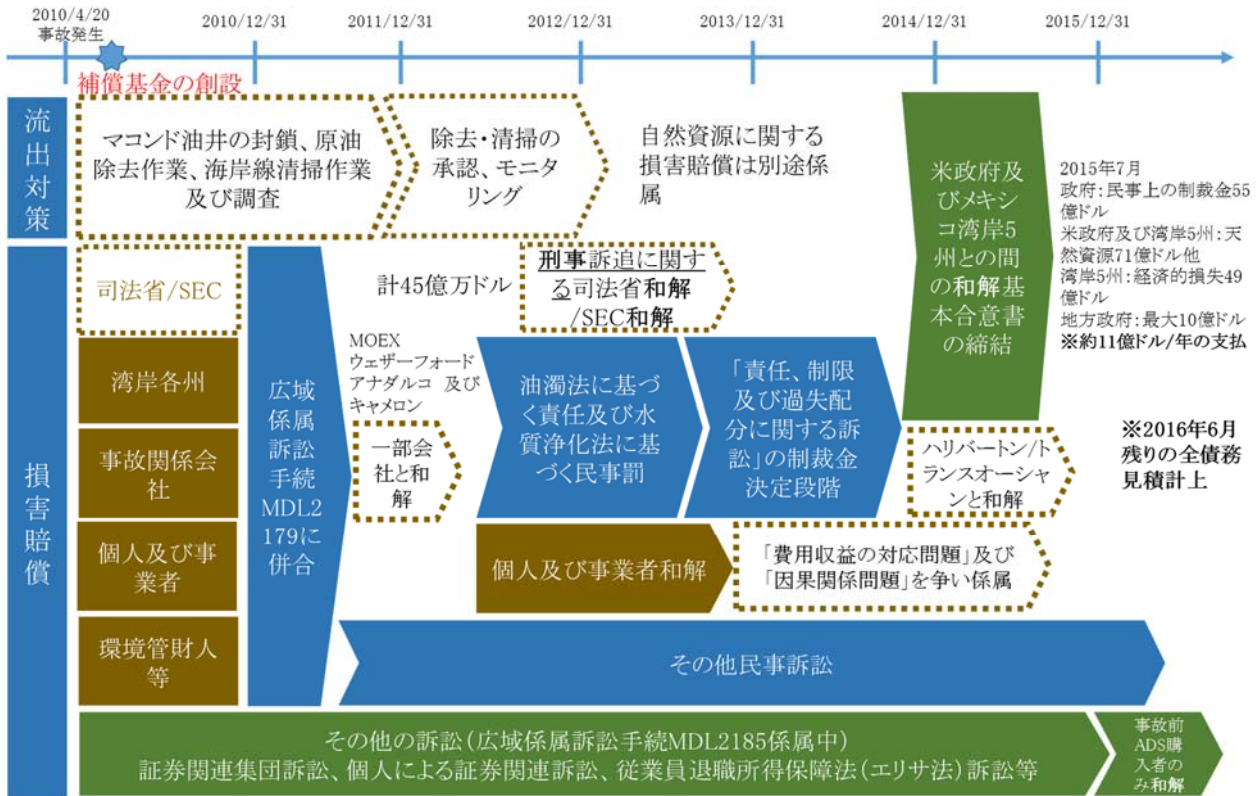
また、2013 年 4 月 19 日、メキシコ連邦政府は MDL 第 2179 号において、原油流出にかかる対策費用、天然資源について生じた損害のうち OPA90 上のトラスティとしてメキシコが賠償を受けることができるとされるもの及び税金、ロイヤリティ、報酬又は純利益の逸失純額等の損害について、BP 社に民事訴訟を提起した。これは 2015 年末現在係属中である。

#### 3.2.3.6 その他

BP 社及び BP 社の複数の子会社は、2012 年 11 月 28 日、「事故」に伴い、米国環境保護庁（US Environmental Protection Agency：EPA）により新規の連邦契約への参加停止通知を受けた。この停止措置により、BP 社及び子会社は、連邦政府との間の新規契約、満期を迎える契約の期間延長又は更新ができなくなった。続いて 2013 年 2 月 1 日、BP 子会社の BPXP がヒューストン本社において強制排除される旨の通知がなされた。強制排除を受けると、連邦政府との間で、水質浄化法違反が生じた設備での履行を想定した新規契約又は新規リース契約の締結ができなくなる。BP 社はこれに対し、テキサス州地方裁判所への異議申立及び略式判決申立を行い、2014 年 3 月 13 日に EPA との行政合意に至り、新規連邦契約への参加の再開が認められるに至った。当該行政上の合意期間は 5 年間であるが、合意条項に基

づき、BP 社は、連邦の倫理、技術的安全性、法令順守及びコーポレート・ガバナンスなどの一連の要件に従うこととなる。

図 6 メキシコ湾原油流出事故に関連する事象一時系列



### 3.3. メキシコ湾岸原油流出事故にかかる BP 社の情報開示に関する考察

#### 3.3.1 引当金にかかる情報開示

BP 社は、「事故」に伴い 4 種類の引当金を計上した。流出対策関連引当金、環境対策関連引当金、補償及び賠償関連引当金及び水質浄化法に基づく制裁金関連引当金である。これらはさらに、「事故」の翌期である 2011 年 12 月期より「基金」の範囲である債務とそれ以外の債務とに区分して開示された。

当該債務については、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産（以下「IAS 第 37 号」）」第 36 項及び IAS 第 37 号適用ガイダンス C 設例 設例 10 に従い、法律専門家等の助言等も踏まえ報告期間の末日における現在の債務を決済するために必要となる支出の最善の見積りによるべきことが求められる。それぞれの引当金に含まれる内容は以下に解説する通り訴訟の推移と損害賠償見積りにかかる経営者の意思及び内容が多岐にわたり複雑なものであるが、財務諸表利用者は、注記の説明と、財務諸表外の法的手続にかかる状況説明を合わせ読むことによって、貸借対照表における引当金それぞれの数値の内容を理解することができる。

#### 3.3.1.1 流出対策関連引当金

流出対策関連引当金の設定対象は、「事故」に伴う海岸線の清掃費用、パトロール費用、維持管理費用及び船舶除去費用等である。OPA90 に基づく除去費用 114 億ドルは「基金」の範囲とされていない。流出対策関連引当金のうち「基金」の範囲として 2010 年度及び 2012 年度に計上された 56 百万ドルは、流出対策費用である。BP 社は、海岸線清掃は 2011 年 12 月期末までにほぼ完了したとしており、当引当金の 2013 年 12 月期末残高 89 百万ドルは 2014 年第 1 四半期より環境関連引当金に振り替えられて開示された。



表 5 流出対策関連引当金の推移

|                              | 流出対策関連  |              |            |            |           |           |
|------------------------------|---------|--------------|------------|------------|-----------|-----------|
|                              | 単位：百万ドル | 2010         | 2011       | 2012       | 2013      | Total     |
| 年度                           |         |              |            |            |           |           |
| 期首残高                         |         | -            | 1,043      | 336        | 345       | -         |
| 基金の範囲とされない引当金の純増減            |         | 10,874       | 586        | 62         | -66       | 11,456    |
| 基金の範囲である引当金の純増減              |         | 9            | -          | 47         | -         | 56        |
| 信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止 |         |              | -          | -          | -         | -         |
| 他の引当金項目への振替額                 |         |              | -          | -          | -47       | -47       |
| 割引額の振り戻し                     |         |              | -          | -          | -         | -         |
| 割引率の変更                       |         |              | -          | -          | -         | -         |
| 基金の範囲である引当金のその他の負債への振替       |         |              | -          | -          | -         | -         |
| 基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替     |         |              | -          | -          | -         | -         |
| BP社による支払による取崩                |         | -9,831       | -1,293     | -100       | -143      | -11,367   |
| 基金からの支払による取崩                 |         | -9           | -          | -          | -         | -9        |
| <b>期末残高</b>                  |         | <b>1,043</b> | <b>336</b> | <b>345</b> | <b>89</b> | <b>89</b> |
| うち 流動                        |         | 982          | 282        | 277        | 84        |           |
| うち 固定                        |         | 61           | 54         | 68         | 5         |           |
| うち 基金の範囲とされる引当金残高            |         | -            | -          | 47         | -         |           |

### 3.3.1.2 環境関連引当金

環境関連引当金の設定対象は、OPA90 に基づく責任当事者として天然資源損害に対する損害賠償の見積り額である。米国及びメキシコ湾岸 5 州の天然資源受託者との間で合意に至った、「事故」による天然資源の早期復旧プロジェクトへの 10 億ドルの拠出については、2011 年 12 月期第 1 四半期に計上された。天然資源の早期復旧プロジェクトへの 10 億ドルの拠出については、未だ未確定の OPA90 に基づく最終的な天然資源損害請求の頭金にすぎないものとされた<sup>15</sup>。OPA90 に基づく天然資源損害評価（Natural Resource Damage Assessment；以下、NRDA と略す）手続は、「事故」のような地理的に広範かつ大量の油濁被害に適用されたことがなく、天然資源復旧プロジェクトの受託

<sup>15</sup> ロバート・R.M. バーチック，ステイーブン・ブッソウ，大塚直監訳，原田一葉訳（2012）「BP 社による原油流出事故 - 補償，予防および回復」『Law & technology』 第 56 号，10-21 頁。

者による承認に時間を要したが、2015年7月2日、BP社と連邦政府及びメキシコ湾岸5州との間での包括的な和解合意に伴い、2015年12月期に5,393百万ドルが計上された。

この他、「基金」の範囲とされる引当金繰入額としては、2010年12月期において、天然資源損害(Natural Resource Damages: NRD)の査定段階の見積り費用382百万ドルが含まれている。「基金」の範囲でない引当金繰入額としては、2010年12月期において、メキシコ湾調査イニシアティブ(Gulf of Mexico Research Initiative)を通して独立した科学的研究を行うための10年間のメキシコ湾調査計画に対する500百万ドルのコミットメントが含まれている。2011年12月期においてはその繰入額に、米国商務省国家海洋大気管理局(NOAA)とFood and Drug Administration(FDA)による海産物試験に加えて行う大規模試験のための関係州への拠出33.5百万ドルが含まれている。

表6 環境関連引当金の推移

|                              | 単位：百万ドル    |              |              |              |              |              |              | Total |
|------------------------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
|                              | 年度         | 2010         | 2011         | 2012         | 2013         | 2014         | 2015         |       |
| 期首残高                         | -          | 809          | 1,517        | 1,862        | 1,679        | 1,141        | -            |       |
| 基金の範囲とされない引当金の純増減            | 486        | 34           | 48           | -24          |              | 5,393        | 5,937        |       |
| 基金の範囲である引当金の純増減              | 443        | 1,133        | 753          | 24           | 190          |              | 2,543        |       |
| 信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止 | -          | -            | -            | -            |              |              | -            |       |
| 他の引当金項目への振替額                 | -          | -            | -            | 47           |              |              | 47           |       |
| 割引額の振り戻し                     | 4          | 6            | 1            | 1            | 1            | 94           | 107          |       |
| 割引率の変更                       | 5          | 17           | -            | -5           | 2            | -149         | -130         |       |
| 基金の範囲である引当金のその他の負債への振替       | -          | -            | -            | -            |              |              | -            |       |
| 基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替     | -          | -            | -            | -            |              | -459         | -459         |       |
| BP社による支払による取崩                | -68        | -33          | -76          | -60          | -83          | -23          | -343         |       |
| 基金からの支払による取崩                 | -61        | -449         | -381         | -255         | -648         | -78          | -1,872       |       |
| <b>期末残高</b>                  | <b>809</b> | <b>1,517</b> | <b>1,862</b> | <b>1,590</b> | <b>1,141</b> | <b>5,919</b> | <b>5,830</b> |       |
| うち 流動                        | 314        | 961          | 845          | 389          | 528          | 227          |              |       |
| うち 固定                        | 495        | 556          | 1,017        | 1,201        | 613          | 5,692        |              |       |
| うち 基金の範囲とされる引当金残高            | 382        | 1,066        | 1,438        | 1,253        | 795          |              |              |       |

### 3.3.1.3 賠償・補償関連引当金

賠償・補償関連引当金としては、OPA90に基づく個人及び事業者並びに政府の損害に対する賠償額が計上されている。個人及び事業者に対しては、動産及び不動産への損害、利益喪失又は収益力の低下、天然資源生計使用の損失及び健康被害に対する賠償を対象としている。また政府に対しては、動産及び不動産への物的損害、政府歳入の損失、公務費用増大に対する賠償を対象としている。当引当金は、多くの重要な仮定の下、BP社のクレーム処理経験、保険業界の指標データ、及び保険数理法と統計法の活用に基づき、適切な場合には経営陣による判断を交えてその総額を見積る方法が採用されており、さらなる情報が入手され請求プロセスが進展すると共に前提となる仮定を四半期毎に見直すものとされている。

「基金」の範囲とされる引当金としては、2012年12月期第2四半期以降、信頼性を持って見積ることのできるPSCとの和解に基づく賠償総額を計上している。そしてその見積りにかかる判断については、2012年12月期のAnnual Reportにおいて説明が付された。BP社としては、現在までに受領及び処理された請求の件数及び平均額をもって将来の請求を予測することができ、さらに経営陣が和解にかかる費用総額を確実に見積ることができるかについて理解を深めるため、(期末日後の)2013年2月5日以降に受領した事業上の経済的損失の賠償請求の分析を続けた結果、これら過去の請求が費用総額を算定する際の適切な根拠となるか否かを判断することはできないとの結論に至り、DHCSSPによる受領又は処理を経していない事業上の経済的損失の賠償請求については見積りが不可能であると判断した。

このような判断に基づき「基金」の範囲とされるPSCとの和解に基づく賠償総額の見積りについて、和解当初はこれを

7,800 百万ドルとしたが、その後、管理費用の増大等を理由に段階的に 2013 年 12 月期第 2 四半期に 9,600 百万ドルまで引き上げた後、翌第 3 四半期には 9,200 百万ドルに引き下げ、2014 年 12 月期第 3 四半期において再び 9,700 百万ドルに引き上げた。2012 年 12 月期及び 2013 年 12 月期においては、前述の通り、DHCSSP との間で、PSC との和解条項の解釈を巡り「因果関係問題」及び「対応問題」について「事故」と因果関係のない過払が行われていると主張し裁判で争っており、2012 年 12 月期に見積りを 800 百万ドル引き下げ、続いて 2013 年 10 月に一部支払差止命令が得られた事に伴い見積りを 400 百万ドル引き下げたが、2014 年 9 月に BP 社による過払返還請求が棄却された事に伴い見積りを引き上げ引当金の追加計上を行ったものである。IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」第 59 項において「経済的価値を持つ資源の流出が債務の決済のために必要となる可能性がもはや高くない場合には、引当金を振り戻さなければならない。」とされており、BP 社の主張及び専門家の見解を総合的に勘案し、引当金の取崩が行われたものと考えられる。「基金」の範囲である引当金の計上額 200 億ドルのうち、賠償・補償関連引当金は 2014 年 12 月期第 3 四半期までに合計 174 億ドルが計上された。

「基金」の範囲でない引当金としては、2012 年 12 月期において、司法省及び米 SEC との和解金 4,525 百万ドルが計上された。同年、米 SEC 和解金残高 350 百万ドルはその他の未払金に振替え、2013 年 12 月期には司法省和解の裁判所承認に伴い、和解金 4,000 百万ドルの残高をその他の未払金に振り替えた。2015 年 12 月期においては、同年 7 月 2 日の連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州との包括的な和解合意に伴い、5,832 百万ドルを計上した。

以上に含まれない、和解に至った利害関係者以外からの請求、

証券関係の訴訟<sup>16</sup>及びその他潜在的な個人または政府機関からの請求等多岐にわたる内容については見積りが不能であるとして引当金を計上せず、偶発債務として注記するにとどまっている。

表 7 賠償・補償関連引当金の推移

| 単位：百万ドル                      | 賠償・補償関連       |              |              |              |              |              |              |       |
|------------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
|                              | 年度            | 2010         | 2011         | 2012         | 2013         | 2014         | 2015         | Total |
| 期首残高                         | -             | 10,973       | 9,970        | 9,483        | 4,157        | 3,954        | -            | -     |
| 基金の範囲とされない引当金の純増減            | 2,823         | 525          | 4,773        | 408          | 665          | 5,832        | 15,026       |       |
| 基金の範囲である引当金の純増減              | 12,115        | 2,905        | 1,185        | 1,897        | 472          |              | 18,574       |       |
| 信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止 | -             | -            | -794         | -379         |              |              | -1,173       |       |
| 他の引当金項目への振替額                 | -             | -            | -            | -            |              |              | -            |       |
| 割引額の振り戻し                     | -             | -            | 6            | -            |              | 50           | 56           |       |
| 割引率の変更                       | -             | -            | -            | -            |              | -74          | -74          |       |
| 基金の範囲である引当金のその他の負債への振替       | -             | -            | -            | -84          |              |              | -84          |       |
| 基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替     |               | -            | -350         | -3,849       |              | -125         | -4,324       |       |
| BP社による支払による取崩                | -1,011        | -1,175       | -1,064       | -523         | -307         | -234         | -4,314       |       |
| 基金からの支払による取崩                 | -2,954        | -3,258       | -4,243       | -2,796       | -1,033       | -2,944       | -17,228      |       |
| <b>期末残高</b>                  | <b>10,973</b> | <b>9,970</b> | <b>9,483</b> | <b>4,157</b> | <b>3,954</b> | <b>6,459</b> | <b>6,459</b> |       |
| うち 流動                        | 6,642         | 8,194        | 4,327        | 2,478        | 1,174        | 2,849        |              |       |
| うち 固定                        | 4,331         | 1,776        | 5,156        | 1,679        | 2,780        | 3,610        |              |       |
| うち 基金の範囲とされる引当金残高            | 9,162         | 8,809        | 4,957        | 3,595        | 3,034        |              |              |       |

### 3.3.1.4 水質浄化法に基づく制裁金関連引当金

水質浄化法に基づく制裁金関連引当金は、水質浄化法第 311 条に基づき、「事故」の責任当事者に対して原油流出量に応じて科される制裁金の見積り額である。制裁金は、流出量 1 バレルあたり 1,100 ドルであるが、重大な過失または故意の不正行為がある場合には増額され、1 バレルあたり最大 4,300 ドルとなる可能性があった。BP 社としては、「事故」について重大な過失または故意の不正行為はないとの主張から、政府機関の原油流出量調査チーム（Flow Rate Technical Group）の推定値

<sup>16</sup> 前述の通り、「事故」前の ADR 保有者グループについては、2016 年 6 月に 175 百万ドルで和解に至った。

を用いた 1 日あたりの原油流出量 47,500 バレルに「事故」から原油流出停止までの日数 85 日 を乗じ、海水面の原油回収量約 850 千バレルを差し引いた流出量推定値に、1,100 ドルを乗じた見積り額を算出し、2010 年 12 月第 2 四半期に水質浄化法に基づく制裁金関連引当金を 3,510 百万ドル計上した。

水質浄化法に基づく制裁金関連引当金に関しては、2014 年 9 月 4 日、東部ルイジアナ連邦裁判所において、BP 社が「事故」に関し「重大な過失及び意図的な不法行為」があった旨の判決が下され、制裁金が増額される可能性にかかる判断が必要であるところ、BP 社は即日、同判決に対する強い異議を表明し、2014 年 10 月 28 日に発表した第 3 四半期報告書 (Form 10-Q) においては水質浄化法に基づく制裁金関連引当金の見積りの変更は行なわず、罰則金は最大 180 億ドルになる可能性がある旨を注記により開示するにとどまった。

2015 年 12 月期においては、同年 7 月 2 日の連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州との包括的な和解合意に伴い、割引率の変更及び割引額の振り戻しを含めた純額で 619 百万ドルを追加計上した。

表 8 水質浄化法に基づく制裁金関連引当金の推移

|                              | 水質浄化法に基づく制裁金関連 |       |       |       |       |       |       |       |
|------------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                              | 単位：百万ドル        | 2010  | 2011  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  | Total |
| 年度                           |                |       |       |       |       |       |       |       |
| 期首残高                         |                | -     | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 3,510 | -     |
| 基金の範囲とされない引当金の純増減            |                | 3,510 | -     | -     | -     | -     | 661   | 4,171 |
| 基金の範囲である引当金の純増減              |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止 |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 他の引当金項目への振替額                 |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 割引額の振り戻し                     |                | -     | -     | -     | -     | -     | 68    | 68    |
| 割引率の変更                       |                | -     | -     | -     | -     | -     | -110  | -110  |
| 基金の範囲である引当金のその他の負債への振替       |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替     |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| BP社による支払による取崩                |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 基金からの支払による取崩                 |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 期末残高                         |                | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 4,129 | 4,129 |
| うち 流動                        |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     |       |
| うち 固定                        |                | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 3,510 | 4,129 |       |
| うち 基金の範囲とされる引当金残高            |                | -     | -     | -     | -     | -     | -     |       |

### 3.3.1.5 引当金合計の推移

以上の4つの引当金の合計は表7の通りである。「基金」の範囲である引当金の繰入額は、21,173百万ドルと信頼性を持って見積もることができない引当金項目の認識中止マイナス1,173百万ドルとの合計で200億ドルである。また、「基金」の範囲でない引当金は、割引率の変更及び割引額の振り戻しを含めた純額で365億ドルが繰り入れられた。2015年12月末残高165億ドルのうち134億ドルが1年超の固定に区分されているのは、連邦政府及びメキシコ湾岸5州との包括的な和解合意にかかる和解金の支払が15年にわたるため等による。

表 9 引当金合計の推移

|                              | Total         |               |               |              |              |               |               |
|------------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
|                              | 2010          | 2011          | 2012          | 2013         | 2014         | 2015          | Total         |
| 期首残高                         | -             | 16,335        | 15,333        | 15,200       | 9,346        | 8,605         | -             |
| 基金の範囲とされない引当金の純増減            | 17,693        | 1,145         | 4,883         | 318          | 665          | 11,886        | 36,590        |
| 基金の範囲である引当金の純増減              | 12,567        | 4,038         | 1,985         | 1,921        | 662          | -             | 21,173        |
| 信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止 | -             | -             | -794          | -379         | -            | -             | -1,173        |
| 他の引当金項目への振替額                 | -             | -             | -             | -            | -            | -             | -             |
| 割引額の振り戻し                     | 4             | 6             | 7             | 1            | 1            | 212           | 231           |
| 割引率の変更                       | 5             | 17            | -             | -5           | 2            | -333          | -314          |
| 基金の範囲である引当金のその他の負債への振替       | -             | -             | -             | -84          | -            | -             | -84           |
| 基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替     | -             | -             | -350          | -3,849       | -            | -584          | -4,783        |
| BP社による支払による取崩                | -10,910       | -2,501        | -1,240        | -726         | -390         | -257          | -16,024       |
| 基金からの支払による取崩                 | -3,024        | -3,707        | -4,624        | -3,051       | -1,681       | -3,022        | -19,109       |
| <b>期末残高</b>                  | <b>16,335</b> | <b>15,333</b> | <b>15,200</b> | <b>9,346</b> | <b>8,605</b> | <b>16,507</b> | <b>16,507</b> |
| うち 流動                        | 7,938         | 9,437         | 5,449         | 2,951        | 1,702        | 3,076         |               |
| うち 固定                        | 8,397         | 5,896         | 9,751         | 6,395        | 6,903        | 13,431        |               |
| うち 基金の範囲とされる引当金残高            | 9,544         | 9,875         | 6,442         | 4,848        | 3,829        | -             |               |

### 3.3.2 偶発債務に関する開示

Annual Report の Financial statements「重要な会計方針、判断、見積り及び仮定」にかかる注記の中の引当金、偶発債務及び填補資産に関する記載の中で「重要な見積り又は判断：メキシコ湾原油流出に関する引当金」の項目を設け、見積りにかかる説明を行った上で、注記において再度内容別の説明を加えている。2015年12月期において偶発債務は、PSC との和解の下での個人及び事業者に対する経済的補償に関するもの、証券関連訴訟に関するもの、PSC との和解を脱退した者の団体からの請求を除くその他の訴訟に関するもの及び Anadarko 及び MOEX との和解合意及びその他の合意に関するものが開示されている。

環境関連費用にかかる請求に関しては、天然資源の緊急・早期復旧合意にかかる評価フェーズ費用の見積り額を除き信頼性を持って見積ることはできない旨を発債務の注記欄に開示していたが、2015年12月の連邦政府及びメキシコ湾岸5州との包括的な和解合



意によって引当金 5,393 百万ドルが計上され、偶発債務の開示はなくなった。

損害賠償請求に関しては、PSC との和解（後に DSCSSP による管理）に伴う最善の見積り額を除き、和解から脱退した者からの請求あるいはその他の民事請求についてその規模や支払時期を信頼性を持って見積ることはできないとし、偶発債務の注記欄に開示している。信頼性を持って見積るとは、受領・処理された請求の分析及び係属中の法的手続のステータスの検討に基づきなされるものとの説明が加えられている。前述の通り、2015 年 12 月期中の連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州との包括的な和解合意に伴い引当金が計上され、偶発債務の注記における詳細な記載はなくなった。同期末においては、証券等にかかる MDL 第 2185 号に関連する訴訟その他の訴訟について、その規模や支払時期を信頼性を持って見積ることはできない旨の開示がなされている。

また、マコンド油井の権益者であった Anadarko 及び MOEX との間で、和解金を受領する代わりに両者の費用を BP 社が補償する合意がなされており、当該金額について信頼性を持って見積ることはできないとし、偶発債務の注記欄に開示している。

#### **3.4. 損害賠償基金に対する IFRIC 第 5 号「廃棄・原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」の適用**

BP 社は国際財務報告基準（IFRS）適用企業であり、「基金」すなわち 2010 年 6 月 16 日に米オバマ大統領の要請を受けて設立した損害賠償のための信託基金に対して、IFRIC 第 5 号「廃棄・原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」（以下 IFRIC 第 5 号という）を適用した。そして、「基金」の設立時において、拠出額 200 億ドルを一時に損益計算書に費用計上し、「基金」から支払われるべき見積り損害賠償額が 200 億ドルに達する 2014 年 12 月期第 3 四半期までの間、損益計算書

において「基金」の範囲とされる損害賠償費用を計上することなく事業を継続した。このような大規模損害賠償基金に IFRIC 第 5 号が適用された事例は知られる限り初めてのことである。また我が国には IFRIC 第 5 号の適用事例はない。そこで、以下では、BP 社の「基金」に対する IFRIC 第 5 号の適用状況とその情報開示について総括し、その特徴を明らかにする。

#### 3.4.1 IFRIC 第 5 号の概要

IFRIC 第 5 号は、廃棄債務を有する企業が、債務の履行のための資金を積み立てるために設立した別個のファンドへの拠出を行っている事例が増加し、それらファンドの企業の持分に関する会計処理が多岐にわたっていることから、特にファンドから補填を受ける権利にかかる資産の会計処理についてのガイダンスを提供するために公表された。

IFRIC 第 5 号では、詳細な適用範囲の定義を行うことなく、廃棄ファンドとなる契約に関する特性を識別することにより範囲を特定している。この結果、廃棄ファンドではないが同様の特性を持つ契約の下での補填について、同様の会計処理が適用される。当解釈指針を適用すべきファンドの特性は、IFRIC 第 5 号第 4 項に次の 2 点が識別されている。その第一は、「資産が別個に管理されている（独立した法実態が保有しているか又は他の企業において分離された資産として保有されている）」点である。そして第二は、「資産にアクセスする拠出企業の権利が制限されている」点である。

また、IFRIC 第 5 号第 7 項により、「拠出企業は、ファンドが支払不履行となっても、拠出企業に廃棄費用を支払う債務がない場合を除き、廃棄費用を支払う債務を負債として認識し、ファンドに対する持分を別個に認識する」ことが求められる。廃棄費用を支払う債務については IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従う

こととなる。

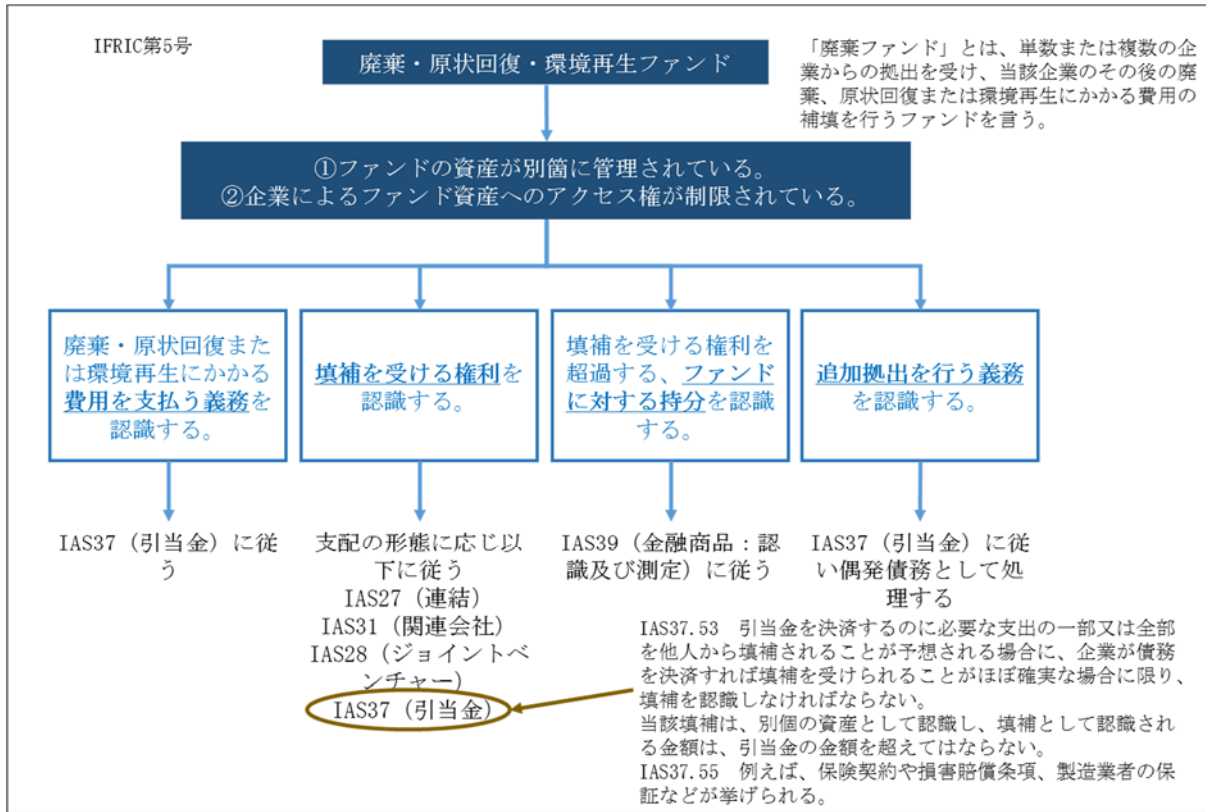
IFRIC 第 5 号第 8 項においては、ファンドに対する支配、共同支配または重要な支配力を有している場合、ファンドに対する持分を IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に準拠して会計処理するものとされている。

さらに、IFRIC 第 5 号第 9 項において、「IAS 第 37 号に準拠して、ファンドから補填を受ける権利を、補填として認識しなければならない。」とされている。当該補填については以下のうちいずれか小さい方の金額で測定する。

- (a) 第 7 項により認識されている廃棄債務の金額
- (b) 拠出企業に帰属するファンドの純資産の公正価値に対する拠出企業の持分相当額

ファンドに対して追加拠出を行う義務が存在する場合には、IFRIC 第 5 号第 10 項に従い、当該債務は IAS 第 37 号の範囲に含まれる偶発債務となる。拠出企業は、追加拠出を行わなければならない可能性が高い場合にのみ、負債を認識する。

図 7 IFRIC 第 5 号の概要



### 3.4.2 BP社における IFRIC 第 5 号の適用にかかる判断

「基金」にかかる会計方針の選択及び適用にあたり、具体的に当てはまる IFRS は存在しない。そこで BP 社においては、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬（以下 IAS 第 8 号）」第 10 項から 12 項にある、「取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合」における判断を行った。IAS 第 8 号第 10 項に従い、経営者は、利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性がありかつ企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表し、法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映し、中立かつ慎重であり、重要性があるすべ

ての点において完全であるということについて信頼性がある情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。

また、第 10 項にかかる判断にあたり、経営者は、根拠資料として、類似の事項や関連する事項を取り扱っている IFRS の要求事項を検討し、その次に「財務報告に関する概念フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念を検討しなければならない（第 11 項）。さらに経営者は、第 10 項の判断にあたり、会計基準を開発するために類似の概念フレームワークを使用している他の会計基準設定主体の直近の基準等の文書、その他の会計上の専門的文献及び一般に認められている業界実務慣行も、先の第 11 項の根拠資料に反しない範囲において考慮することができる。

BP 社は、このような IAS 第 8 号第 10 項から 12 項の要求事項に従い、「基金」が BP 社とは独立した法的事態でありかつ信託契約において定められた独立した管財人が資金を管理し、BP 社には「基金」の資金にアクセスするいかなる権利もないことから、IFRIC 第 5 号第 4 項にいう廃棄ファンドの特性、すなわち資産が別個に管理されており（独立した法的事態が保有しているか又は他の企業において分離された資産として保有されており）かつ資産にアクセスする拠出企業の権利が制限されているという性質を備えていると判断した。このような判断過程は、会計方針の選択及び適用に関する IFRS の要求に合致している。

BP 社は、「基金」の IFRIC 第 5 号の適用に関する判断過程について、米国 SEC から問い合わせを受け、IAS 第 8 号第 10 項から 12 項に従い、「基金」の特性を当てはめた過程を回答した<sup>17</sup>。

---

<sup>17</sup> U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2010/12/14) Correspondence, SEC Accession No. 0000891836-10-000221, pp. 2-5. 参照。  
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000089183610000221/filen>

### 3.4.3 BP社における「基金」に対する支配に関する判断

前述の通り、「基金」の運営当初の GCCF の独立請求監督官であったフェインバーグ氏について、地方裁判所は、会計目的ではないものの、同氏が BP 社から独立していると述べてはならないという旨を判示した。これに対し BP 社は、地方裁判所の判決は会計上の基金への意思決定過程に対する支配に関する判断ではないとした上で、BP 社は「基金」から IFRS にいういかなる利益も享受せず、それら利益は米大統領との合意に基づき政府と請求者にもたらされる点、及び BP 社には「基金」の資金にアクセスするいかなる権利もないことからそれらをコントロールしたり利用方法を決定することはできない点から、「基金」への支配は有していないと判断した。BP 社は、この判断に関して、その検討過程について米 SEC から問い合わせを受けている。米 SEC の問い合わせも地方裁判所の判決を受けて BP 社による「基金」に対する支配に関する検討内容について説明を求めたものである<sup>18</sup>。これに対し BP 社は、「基金」への支配に関する検討過程を理由を挙げて回答した<sup>19</sup>。

### 3.4.4 「基金」にかかる損害賠償債務の認識

---

amel.htm

<sup>18</sup> U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2011/2/11) SEC-generated letter, SEC Accession No. 0000000000-11-009420, p. 2. 参照。  
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000000000011009420/filenamel.pdf>

<sup>19</sup> U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2011/2/16) Correspondence, SEC Accession No. 0000950123-11-014480, pp. 2-4. 参照。  
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000095012311014480/filenamel.htm>

前述の通り、IFRIC 第 5 号第 7 項により、廃棄費用を支払う債務を負債として IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産(以下「IAS 第 37 号」)」に従い認識することが求められる。BP 社は、3. 3.1 に述べた通り、「事故」に伴う流出対策関連引当金、環境対策関連引当金、補償及び賠償関連引当金及び水質浄化法に基づく制裁金関連引当金の 4 種類の引当金を、「基金」の範囲である債務とそれ以外の債務とに区分して開示した。

#### 3.4.5 「基金」にかかる補填資産の認識

前述の通り IFRIC 第 5 号第 9 項により、補填資産は以下のいずれか小さい方の金額で測定する。

- (a) 第 7 項により認識されている廃棄債務の金額
- (b) 拠出企業に帰属するファンドの純資産の公正価値に対する拠出企業の持分相当額

BP 社において(a)の金額は、IFRIC 第 5 号第 7 項に基づき認識された「基金」に関連する引当金の金額である。(b)の金額は「基金」の純資産に対する BP 社持分の公正価値であるが、「基金」への拠出は BP 社 1 社で行っており、「基金」内の現金残高（「基金」への未拠出債務がある期間においてはこれを含む）と等しい。「基金」からの分配に先立ち引当金が計上されることから、BP 社における IFRIC 第 5 号の適用においては常に(a)の金額が選択される。なお、IFRIC 第 5 号に定義された特性を備えた廃棄ファンドは通常、長期の安定的な運用が予定されていると考えられ、引当金については時間の経過を考慮した割引現在価値で計上されるのに対し、補填はファンド資産の運用益により一般的には拠出額より大きくなる。そうであれば、IFRIC 第 5 号の下ほとんどの補填資産は常に BP 社と同様に引当金の額と同額となると考えられる。

- (a) の金額が選択され、先の IFRIC 第 5 号第 7 項に基づく引当金

の額と同額の補填資産が両建て計上される結果、引当金の計上及び補填資産の計上は損益計算書には影響を及ぼさない。「基金」からの分配に伴い補填資産は引当金と共に取り崩され、その支払はBP社ではなく請求者に直接行われる。取り崩しにおいても引当金と同額の会計処理が行われるため、損益計算書には影響を及ぼさない。

### 3.4.6 BP社における「基金」に対するIFRIC第5号適用の特徴

#### 3.4.6.1 基金にIFRIC第5号を適用しなかった場合との比較における情報開示の特徴

基金にIFRIC第5号を適用した場合とそうでない場合における、「基金」への資金拠出時、補償債務と補填資産の認識時及び補償義務の履行時における会計処理は以下の通りとなる。例として、基金の規模は200とし、50の補償額が引当金繰入額として見積られ、50の支払義務の履行がなされたものとしている。

表 10 IFRIC 第 5 号適用時と非適用時の会計処理

| 事象     | IFRIC 第 5 号適用  | IFRIC 第 5 号非適用 |
|--------|--|----------------|
| 基金への拠出 | (借) 損害賠償費用 200<br>(貸) 現金預金 (★) 200<br>(★) 未払債務<br>損害賠償費用は一時に計上される。 | —              |



| 事象           | IFRIC 第 5 号適用   | IFRIC 第 5 号非適用   |
|--------------|---|--|
| 補償債務と補填資産の認識 | <p>【補償債務の認識】</p> <p>(借) 引当金繰入額 (★★) 50</p> <p>(貸) 引当金 50</p> <p>【補填資産の認識】</p> <p>(借) 補填資産 50</p> <p>(貸) 補填資産計上益 (★★) 50</p> | <p>(借) 引当金繰入額 (★★) 50</p> <p>(貸) 引当金 50</p>              |
|              | (★★) 両者は相殺され損益計算書には影響を及ぼさない。  | 引当金繰入額が都度損益計算書に計上される。                                    |
| 補償義務の履行      | <p>(借) 引当金 50</p> <p>(貸) 補填資産 50</p>  | <p>(借) 引当金 50</p> <p>(貸) 現金預金 50</p> <p>企業グループから現金流出</p> |

BP 社は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」のみを適用して損害賠償費用を計上するのではなく、会計方針の選択及び適用に関する判断に基づき、「基金」に IFRIC 第 5 号を適用し、損益計算書に損害賠償費用を一時に計上した。それに伴い、財務諸表への情報開示の効果として損益計算書上は「基金」が枯渇するまでの間いったん「事故」の解決が図られたかのような外観が現れた。IFRIC 第 5 号の適用がない場合と比較すると、引当金の計上を通じ損害賠償費用が徐々に表され、損益計算書は見積りを介し複雑なものとなる。もっとも、「基金」の初期管財人は米司法省の非公式承認の下決定され、ホワイトハウス及び財務省が「基金」の設計、信託契約の草稿作成やその交渉等に綿密に関与

する等、「基金」の創設に米国政府が深く関与した経緯<sup>20</sup>から、その拠出額については政治的解決額であった側面が少なからず見受けられるが、そうであっても、BP 社における損害賠償費用の最尤値的な金額が計上されたものと考えることができ、IFRIC 第 5 号の適用がない場合と比較し理解しやすい。

「事故」の甚大な影響の概算にかかる経営者の意思決定がいち早く損益計算書に表され、費用計上の適時性の点でも優れている。財務諸表には、補償が「基金」で足りない場合には BP 社自身が支払うプロセスが明記されており、財務諸表利用者は、損益計算書への計上額が損害賠償にかかる仮の規模額を示すものと理解できる。このように、BP 社の「基金」に対する IFRIC 第 5 号の適用にかかる財務諸表への情報開示は、IFRIC 第 5 号の適用がなかった場合との比較において、事故にかかる補償の全体像を情報の利用者にいち早く示す効果が見受けられる。

#### 3.4.6.2 その他の会計処理との比較における特徴

「基金」に対する BP 社の支配が認められ、「基金」を連結した場合と比較すると、その財務諸表への影響は、IFRIC 第 5 号の適用が行われなかった場合と同様である。すなわち、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、引当金の計上を通じ損害賠償費用が徐々に表され、損益計算書は見積りを介し複雑なものとなる。「基金」を連結した場合との比較においても、BP 社の「基金」に対する IFRIC 第 5 号の適用にかかる財務諸表への情報開示の効果は同様である。

また、企業グループ外との保険契約を有していた場合においては、保険料発生時に費用計上が行われ、保険事象の発生と共に

---

<sup>20</sup> U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2010/12/14) Correspondence, SEC Accession No. 0000891836-10-000221, p. 5. 参照。  
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000089183610000221/filenamel.htm>

引当金の計上と共に補填資産が認識されることとなる（IAS 第 37 号第 53 項）。保険の規模が同じで、当該保険料の支払ないし支払義務の確定が「基金」への拠出と同じである場合、BP 社が「基金」に IFRIC 第 5 号を適用した場合と財務諸表に現れる効果は同一となると考えられる。よって、企業グループ外と一定の条件で保険契約を有していた場合においては、BP 社の「基金」に対する IFRIC 第 5 号の適用にかかる財務諸表への情報開示の効果と同様に、事故にかかる補償の全体像が利用者にいち早く示される。

#### 3.4.6.3 BP 社の「基金」に対する IFRIC 第 5 号の適用環境

IFRIC 第 5 号は、廃棄債務を有する企業が、債務の履行のための資金を積み立てるために設立した別個のファンドへの拠出を行っている場合における会計処理を扱ったものである。例えば、IFRIC 第 5 号を適用するフィンランドの電力会社 Fortum 社は、ロビーサ原子力発電所にかかる国家原子力廃棄物管理基金に対する持分について IFRIC 第 5 号を適用しており、使用済核燃料廃棄引当金と同額の補填資産を計上している。同社は、IFRIC 第 5 号適用前である 2005 年 12 月期においては、使用済核燃料廃棄義務にかかる偶発債務及び基金への持分にかかる偶発資産を注記により開示すると共にその差額を貸借対照表に計上していた。ここでは、このような Fortum 社の IFRIC 第 5 号の適用環境と BP 社の「基金」への IFRIC 第 5 号の適用環境との比較を行う。

BP 社の IFRIC 第 5 号適用においては、基金への拠出額は米政府との協議はあるものの自社で決定し、引当金は自社で見積り、補填資産の計上も自社で見積り行う。資金の拠出は一時に行い、債務の支払については、初期は GCCF が実行し、その後は裁判所管理下にある請求管理官が行っている。これに対し、Fortum 社の IFRIC 第 5 号適用においては、基金への拠出額は政府機関の承

認に基づき決定され、引当金は関連法に基づき政府機関が決定し Fortum 社に通知する。また計上すべき補填資産の額についても関連法に基づき政府機関が決定し Fortum 社に通知する。そして債務の支払についても関連法に基づき政府機関が決定する。

このように、BP 社においては、基金への拠出額をはじめ会計処理のうちとりわけ重要な見積りを自社で全て行う環境にあり、基金からの資金の分配すなわち「誰にどれだけ支払うか」についてのみ他者の支配下にある。これに対し、Fortum 社のケースにおいては、全ての要素を他者が決定し、Fortum 社は IFRIC 第 5 号に従った開示を行うのみである<sup>21</sup>。

表 11 BP 社の「基金」への IFRIC 第 5 号の適用環境の比較

| 項目      | BP 社の IFRIC 第 5 号適用 | Fortum 社の IFRIC 第 5 号適用          |
|---------|---------------------|----------------------------------|
| 拠出額の決定  | 自社で決定（米国政府との協議）     | 国が決定（政府機関の承認、関連法に基づき常にフルカバー義務付け） |
| 資金の拠出   | 一時に拠出（分割払）          | 国が都度決定（関連法に基づき政府機関が都度決定）         |
| 引当金の見積り | 自社で見積り              | 国が決定（関連法に基づき政府機関が決定）             |

<sup>21</sup> 藤井（2014）においては、廃炉ファイナンスの各国の比較において、日本で運用される引当金方式の特徴が解説されている。日本において、電気事業者が使用する引当金については租税特別特措法により損金算入が可能であるなど、廃炉・燃料処理の視点は、原子力発電所にかかる負債を完全処理して Grrenfield に再生する点よりも、電気事業者の経営支援に置かれている旨が指摘されている。

| 項目      | BP 社の IFRIC 第 5 号適用 | Fortum 社の IFRIC 第 5 号適用  |
|---------|---------------------|--------------------------|
| 補填資産の計上 | 自社で見積り              | 国が決定（関連法に基づき政府機関が決定）     |
| 債務の支払   | 支払請求管理官が実行          | 国が決定（関連法に基づき常にフルカバー義務付け） |

### 3.5. メキシコ湾原油流出事故にかかる BP 社の情報開示－総括

BP 社においては「基金」に対して IFRIC 第 5 号を適用し、「事故」の BP 社への影響や事象の推移の理解可能性が高まっている。それ以外においても、「事故」にかかる情報をわかりやすく集約しかつ累計等の役立つな情報を付加するなど、情報の利用者にとり価値の高いものである。さらに、引当金については複雑な環境下にあって独自の最善の見積りを行い、利用者に対する情報の有用性を高めている。

#### 3.5.1 BP 社の「基金」に対する IFRIC 第 5 号適用に関する情報開示の有用性

BP 社においては、「基金」に対して仮に IFRIC 第 5 号の適用が行われない場合と比較し、前述の通り、IFRIC 第 5 号の適用により、財務諸表に損害賠償費用の最尤値的な金額が一時に計上されたものと考えることができ、理解しやすく、費用計上の適時性の点で優れている。

これに加え、IFRIC 第 5 号は特に廃棄ファンドから補填を受ける権利にかかる資産の会計処理についてのガイダンスであり、これに

規定された引当金と同額の補填資産が両建て計上されることにより、BP社においては、「事故」後の複雑な訴訟の推移は貸借対照表において示されており、これに注記等による詳細な説明が加えられている。損害賠償の規模は先に損益計算書において一時に示されており、損害賠償の全体を把握したい財務諸表利用者にとって必要な情報が損益計算書と貸借対照表の双方から提供され、理解しやすいものである。損益計算書上も同様に、IFRIC第5号の適用により損害賠償規模をいち早く示し、その後は損益計算書に影響させることなく事業を進め、翌事業年度には「事故」前の利益水準を回復することができた。かかるBP社における一定の意義のみならず、財務諸表利用者にもBP社のIFRIC第5号の適用には合理性が認められ、意義あるものである。

### 3.5.2 「事故」に関する情報開示方法

BP社において、「事故」に関する情報開示はAnnual Reportの以下の箇所で行われている。財務諸表における開示情報に加え、時に他の詳細な説明内容を合わせ読むことによって、「事故」の複雑な事象の推移を理解することができる。

以下は目次毎の総括であるが、このほかにもさまざまな数値について「事故」の影響を他と区分表示し、区分表示しない場合には表中の数値に「事故」にかかる数値が含まれる旨の脚注説明を行っている。IAS第1号「財務諸表の表示」において、関連する全ての事項や状況を考慮して情報を集約するかどうかを決定すべきこと及び基準書で要求されている開示事項では十分でないとは判断する場合には追加の開示を検討すべきことが明示されており、BP社の情報開示はこれに合致している<sup>22</sup>。

---

<sup>22</sup> IAS第1号は、「財務報告に係る概念フレームワーク」の改訂の一環として当該作業を補完する「開示イニシアティブ（IAS第1号の改定案）」を最終化した形で2014年12月に改訂された。当該改訂において重要性や表示すべき情報の判

また、BP 社においては、「事故」にかかる情報開示において、「事故」に伴う損益計算書数値や内容別引当金増減額その他の項目について、「事故」の発生時からの累計額を開示しており、これは会計情報の利用者にとり有用性が高い。

### 3.5.2.1 財務諸表 (Financial statements) における開示

財務諸表において、「重要な会計方針、判断、見積り及び仮定」の中で「重要な見積り又は判断：メキシコ湾原油流出に関する引当金」を設け、概要説明を行っているほか、注記において重要な事象－メキシコ湾原油流出事故」の項目を設け、「事故」に関する当期の説明、主要財務数値、「基金」に関する当期の説明、引当金の内容別増減及び当期の説明、偶発債務に関する当期の説明、損益計算書への影響及びそのこれまでの累計などを開示している。BP 社においては、投資家に対する開示情報の有用性の観点から、記載項目を設け、任意に累計の表示を追加するなど優れている。本来他の項目で開示される引当金及び偶発債務に関して「事故」に関する全情報として一元的に開示し、引当金及び偶発債務の箇所においてはこれに言及するにとどまる方法としている。

また、「事故」は非事業項目である一つのセグメントとして取り扱われており、区分表示されている（セグメント区分は、上流事業、下流事業、ロスネフチ<sup>23</sup>、その他の事業及び本社、そしてメキシコ湾原油流出事故である）。財務諸表中、種々の数値について、脚注においてメキシコ湾原油流出事故に関

---

断に関する第 29 項から第 31 項も改訂されたのであるが、BP 社においては当該改訂前から情報が必要に応じて集約されかつ追加的な開示が行われている。

<sup>23</sup> ロスネフチ (Rosneft) は、ソビエト連邦時代のソ連石油工業省を母体に設立されたロシア最大の国営石油会社である。BP 社はかつて保有していた TNK-BP 社の持分 50% をロスネフチに譲渡する際の対価の一部としてロスネフチ株式を約 13% 取得し、別途取得分と合わせてロスネフチ株式の約 20% を保有している。ロスネフチは、TNK-BP 社を吸収することにより、上場会社としてはエクソンモービルを抜き世界最大規模となった。

する数値が含まれているか否かの説明が加えられている。

### 3.5.2.2 戦略報告 (Strategic report) における開示

戦略報告は Annual Report の最初の部分であり、企業グループの当期の概要、経営者挨拶のほか、企業グループをとりまく市場環境、セグメント別事業概要、企業グループの責任及び企業グループを取り巻くリスク要因などが開示されている。

「事故」にかかる開示は、企業グループのセグメント別事業概要の次に「メキシコ湾原油流出事故」と題し、当期のまとめが開示されている。当期の主要な出来事、重要な和解等の概要や当期における訴訟の重要な進展、天然資源の回復活動の状況、安全及び倫理手続の監督状況の他、損益計算書への「事故」の当期末までの累積的影響、「基金」からの当期の支出及び当期末における現金残高などが開示されている。これら数値は 10 億円単位である場合もあるが、それぞれの数値は財務諸表と整合的である。

### 3.5.2.3 企業統治 (Corporate governance) における開示

BP 社はメキシコ湾委員会を運営しており、この活動内容が報告されている。メキシコ湾委員会は 2010 年 6 月に設置された。BP 社が、同企業グループの利益を守りつつ「事故」にかかる義務を全うする過程を監督するものである。具体的には、BP 社の裁判、捜査や和解、請求に関連する法的戦略を監督し(法律)、天然資源にかかる活動のレビューを行い(運用)、アメリカにおける企業グループのレピュテーションの回復のための経営戦略と活動を監督し(レピュテーション)、各種和解条件の遂行や裁判所命令や SEC 要求事項の遂行などに関するコンプライアンスを監視する(コンプライアンス)。そして、



当該 4 分野における当期の焦点に関し報告を行っている。

#### 3.5.2.4 追加的開示事項 (Additional disclosures) における開示

BP 社は、「事故」が発生した 2010 年 12 月期以降、財務情報とは別の章である「追加的開示事項」の中の法的手続 (Legal proceedings) において、継続的に、訴訟の経緯を詳細に説明している。Annual report 中で開示している米 SEC の開示フォームである Form 20-F とのクロスリファレンスによると、当該法的手続の情報開示は、Form 20-F においては「連結財務諸表及びその他の財務的情報」に含まれるものとされ、特別に追加した情報ではなく年次報告書の一部として求められる情報であることがわかる。そして、財務諸表の注記にある「事故」に関連する数値情報及びその説明と合わせ読むことにより、財務数値の背景を理解することができる。

また、BP 社は「追加的開示事項」の中で環境関連支出の開示において、「事故」にかかる支出額を開示しているが、この情報は米 SEC の Form 20-F でいうところの財務情報以外の「事業概要」に該当するものとしている。さらに、非事業項目の一覧表を開示しており、非事業項目の一つである「事故」にかかる税前損益、金融費用及び法人税が開示されている。

#### 3.5.3 BP 社における引当金の計上－総括<sup>24</sup>

---

<sup>24</sup> 損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書への「事故」の影響について、全ての科目について「基金」の対象とそうでないものに区分したものは、添付資料 2 の通りである。これは、BP 社の注記による数値情報とその説明並びに「法的状況」を合わせ読むことにより作成できる。

3.3.1において述べた、BP社における流出対策関連、天然資源関連、賠償及び補償関連及び水質浄化法に基づく制裁金関連の4種類引当金について、その繰入金のうち「基金」の対象であるものについては損益計算書に影響を及ぼさず、「基金」の対象でないものについては損益計算書においてその期の費用として計上されるという特徴があった。このような損益計算書における違いはあるものの、その見積り方法は共通である。

特筆すべきは、個人及び事業者からの集団訴訟において、その和解に至らず補償が始まったばかりの2010年12月期末において、各種の仮定の下、保険数理法と統計的な方法を用いた見積りがなされ、当該分野の引当金約11,000百万ドルが認識されたことである。これにつき、状態別の見積り状況を以下において説明する。情報が限られた中での総額の見積り額の開示は、会計情報の利用者にとり、有用性が高い。

#### 3.5.3.1 裁判において補償（又は制裁金）自体を争っている状態

この状況にあった最も典型的なものは、水質浄化法に基づく制裁金である。前述の通り、BP社は裁判において、制裁金の計算要素である原油の流出量及びリグのオペレータとしての故意又は過失の存在（流出量1バレルあたりの制裁金が多額となる）について争っており、和解に至る2015年12月期まで全く見積りの変更を行わず、自社の見積り計算方法を継続した。

また、DSCSSPにより「事故」と因果関係のない補償金の支払が行われているとして争っていた際、2012年12月期及び2013年12月期の2度にわたり、「経済的価値を有する資源の流出が必要となる可能性がもはや高くない（IAS第37号第59項）」ものとして、引当金の認識を中止している。

### 3.5.3.2 裁判が係属中の状態

裁判が係属中の状態でその賠償金・補償金の規模が審理されている状態において、BP社は、環境関連引当金については、「過去の経験及び特定の計画に基づき」計上している旨を述べている。そして、賠償及び補償関連引当金については、「多くの重要な仮定の下、BP社のクレーム処理経験、保険業界の指標データ、及び保険数理学と統計法の活用に基づき、適切な場合には経営陣による判断を交えてその総額を見積る方法」を採用している旨を述べており、この総額の見積りの変更についてはしばしばプレスリリースにおいて言及し、これが報道された。

BP社は、PSCとの和解には全く至っていない2010年12月期末（事故が発生した期末）において、上記のような方法に基づいた賠償及び補償関連引当金の見積総額の幅が6,000百万ドルから13,000百万ドルであった旨を述べ、「基金」の対象である引当金残高とすべき信頼性を持つ最善の見積り額は9,200百万ドル（9,162百万ドル）である旨を説明した。この時期は「基金」運用開始から4か月ほどしか経ておらず実際の「基金」からの補償金支出額は3,000百万円ほどであった。このような状況において情報が限られる中最善の見積りがなされ、会計情報の利用者に対する有用性は高い。

### 3.5.3.3 和解が成立又は和解が成立する見通しである状態

賠償及び補償関連引当金のうち個人及び事業者については前述の通りの見積りがなされている。PSCとの和解に至ったことを反映し2011年12月期末において2,100百万ドルの見積り額の増額修正を行った旨を述べたが、その後、翌2012年12月期末、2013年12月末及び2014年12月期末に700百万ドルずつ（計2,100百万ドル）の見積り額の増額修正をした

旨を述べ、2015年12月末にはさらに2,500百万ドルを増額し、同期末においてPSCとの和解に基づく賠償及び補償関連引当金を12,500百万ドル認識している旨を述べている。司法省及び米SECとの間では、2012年12月期の和解に至った期に計4,525百万ドルが認識された。

環境関連引当金については、プロジェクトに州の承認を要するなど信頼しうる見積りができる状態に至らなかった事象が多かったものと考えられ、2015年12月期の連邦政府及びメキシコ湾岸5州との間の和解により、一気に5,919百万ドル（割引後）が認識されるに至った。

水質浄化法に基づく制裁金に関しても、上記和解に基づき4,129百万ドル（割引後）が認識された。

| 状態                           | 例   | 引当金の見積方法                                |
|------------------------------|---|---|
| 訴訟で補償（あるいは制裁金）の必要性自体を争っている状態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DSCSSPによる補償金過払を主張し提訴</li> <li>・「事故」に関する「故意又は重過失」を裁判で争い</li> </ul> | 自社の主張に基づく見積り                            |
| 裁判が係属中の状態                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連プロジェクト</li> <li>・大規模集団訴訟（個人及び事業者）</li> </ul>                  | 過去の経験や特定の計画を踏まえ、統計的手法を交えて最善の見積り額（総額）を算出 |
| 和解が成立又は成立する見通しである状態          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法省、米SECとの和解</li> <li>・連邦政府、湾岸5州との和解</li> </ul>                   | 和解条件に基づき認識                              |

## 第4章 水俣病に関するチッソの情報開示の有用性

当章では、複数会計期間にわたる会計事象に関する日本基準（JGAAP）適用事例として、「産業公害の原点」と称され、その発見から2016年で60年を迎える水俣病の責任企業であるチッソ株式会社（以下「チッソ」という）の情報開示を取り上げる。チッソの情報開示に関しては、(a)昭和40年代から現在に至る開示の分析となり、有価証券報告書の目次の体系及び記載様式に大きな変化がある点及び(b)損害賠償を自社で負担することができず、全面的に政府から支援を受けている点が特徴的である。そこで、前者(a)に関しては、同年代における他の4大公害病の責任企業の情報開示との比較においてその特徴と情報開示の有用性を考察する方法を採用する。一方、後者(b)に関しては、後に同様に損害賠償にかかる資金を全面的に政府の支援を受けることとなった東京電力株式会社（以下「東京電力」という）との比較において、政府支援にかかる情報開示の特徴と有用性を考察する方法を採用する。

### 4.1. 大規模損害賠償の責任企業の有価証券報告書における情報開示

大規模損害賠償の責任企業は、以下の各方法で有価証券報告書において当該事項の情報開示を行うことが考えられ、それぞれ情報の利用者にとっての有用性は異なる。

#### 4.1.1 損害賠償金、補償金にかかる引当金の計上

引当金の認識要件及び具体例は、「企業会計原則」注解18（以下「注解18」）に示されており、1949年の公表以降変更はない。すなわち、引当金の4要件は、①将来の特定の費用又は損失であり、②当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ④金額を合

理的に見積ることができることである。この要件に合致する場合、企業は引当金を計上しなければならない。損害賠償においては、賠償総額を合理的に見積ることができればその総額の引当金を計上することとなり、会計情報の利用者にとっては、当期の補償金支払額のみが計上される財務情報と比較し、補償規模が理解できることから価値が高い。引当金の4要件に改正はないものの、監査上の対応を示した監査・保証実務委員会実務指針第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」等の整備により、引当金の精緻な計上が進められてきた。

#### 4.1.2 損害賠償金、補償金の費用計上

支払った損害賠償金ないし補償金費用を費用計上する方法及び支払うべき債務が確定した損害賠償金ないし補償金費用を未払金計上する方法においては、会計情報の利用者は前期と当期における影響のみ把握でき、財務諸表から補償規模を理解することは一般的にはできない。

#### 4.1.3 その他の情報開示

上記のほか、「事業等のリスク」において情報開示する方法がある。訴訟の進行や損害賠償の確定が、企業の事業に対し重要な影響がある場合にその事象の説明を要するものであるが、企業内容等開示ガイドライン（「企業内容等の開示に関する留意事項について」）におけるI1.(8)の文例は「当社が〇〇期まで発売していた〇〇製品について、薬害があったとして〇〇より〇億円の損害賠償請求が〇〇裁判所へ提訴されている。」という短文であり、これを上回る詳細な説明を開示する誘因は起こりにくい。

また、注記による開示が行われる場合もある。偶発債務としての重要な訴訟の開示、追加情報による重要な訴訟の説明あるいは後発事象として発生した場合にはその開示などである。

さらに、企業の「重要事実」として、有価証券報告書及び四半期報告書以外において適時開示による情報提供の方法もある。適時開示は、一定の企業の重要事象につき、その発生から速やかに開示・説明することが求められているものである。

## 4.2. 先行研究

水俣病、あるいはチッソに関する先行研究としては、公害の経緯や補償に関する問題点、政策にかかる問題点を扱ったものが多い。

補償に関して除本（2014）は、福島原子力発電所事故に関する補償と水俣病に関する補償との相似点として、被害者の分断、加害者「主導」の被害補償とその破綻及び費用負担にみる建前と実態の乖離を指摘すると共に、被害と実態の全容を明らかにし、原因企業の責任に基づいて補償・救済の仕組みを構築し、金銭補償にとどめず、福祉的措置や地域の再生など、息の長い取り組みを続けることの重要性を説いている。また、淡路（2015）では、水俣病補償の4種類ものバラバラな「救済体系」の解説とその問題点が指摘されている。神戸（2015）、金子（2011）では、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（2009年：以下、特措法という）の施行に関連し、国の責任に関する論点を取り扱われている。このほか宮本（2009）においても特措法の問題点が指摘されている。特措法に関しては、富樫（2009）、除本（2015）において、分社化した子会社であるJNC株式会社の将来の上場時株式売却益が不確実である問題点を踏まえ、未だ水俣病被害者の数の特定がなされていない状況等に伴う特措法の問題点が指摘されている。

牛島・成元・丸山（2012）においては、地域住民の健康度について、「水俣病補償割合」を用い、水俣病補償者割合の低い大字においては、

補償受給住民はスティグマを貼られ孤立しやすく心身の健康が低下する可能性がある一方、水俣病補償者割合の高い大字においては、補償受給住民は周囲から承認を得て、医療サービスや経済的メリットと相まって健康度が向上する傾向がある旨を述べている。

チッソをめぐる政策の遂行に関連しては、永松（2004）において、政策の「非形成」（政策立案がなされない、あるいは長期にわたり課題解決が先送りされる事象）について、チッソに対する政府支援を事例にその要因が検討されている。遠藤（2013）においては、東京電力に対する金融支援にあたりその前例として共通点の多いチッソの公的金融支援の事例が詳しく解説されている。

新潟水俣病及びその責任企業である昭和電工に関しては、竹森（2012）において、補償金の2010年12月期までの情報開示について詳細な解説がなされている。また、味岡（2012）においては、第一次補償協定（合意）の成立により救済対象者は行政認定患者とされ、「補償」と「行政認定」が結びつき、加害者である国が救済対象者を決める救済制度とされた旨の指摘がなされた。

イタイイタイ病及びその責任企業である三井金属鉱業に関しては、竹森（2011）において、補償金及び賠償金の財務諸表における推移のほか、公害防止積立金及び同準備金並びに金属鉱業等鉱害防止準備金についても詳しく解説がなされている。また、畑（2000）においては、イタイイタイ病の経緯やその要因、阿賀野川の環境被害や土壌復元事業などについて解説がなされている。

以上に対し、当研究では有価証券報告書における情報開示についてその有用性を検討するものであり、当該分野において新たな試みである。

### **4.3. 水俣病にかかる損害賠償－チッソの損害賠償事例**

#### 4.3.1 「産業公害の原点」としての水俣病



水俣病は、有機水銀化合物の一種であるメチル水銀化合物を原因物質とした環境汚染が、食物連鎖を通じて有機水銀中毒を引き起こしたものである。「食物連鎖により」生じた点及び母親の胎盤を通じて胎児性水俣病が発生した点をもって「人類史上初であり、20世紀を象徴する黙示録的事件」と称される。これらに加え、メチル水銀化合物による環境汚染に関し、原因企業のみならず行政及び金融機関の構造的な関与に基づく責任論により、補償・救済費用を共に負担することとなった点をもって、「産業公害の原点」と称されている。1956年5月に水俣病が公式に確認されてから、2016年で60年となる。

水俣病については、政府の責任を追及する声も大きい。すなわち、政府は、水俣病の公式確認から1968年までの12年間、原因企業をチッソ株式会社と公式に認めることをせず、その間、チッソ水俣工場からアセトアルデヒド生産工程からメチル水銀が排出され続けた結果、被害をさらに広げたのである。メチル水銀禁止の通達が出されたのは水俣病公式確認の翌年1969年、水俣湾への汚染魚仕切り網設置はさらに5年後の1974年、水銀ヘドロ除去作業開始は1977年であった。政府の公式認定が遅れたのはチッソ水俣工場の生産力低下を避ける目的であったと後に明らかになっており、政府は、最新設備への移行を目的とした「石油化学工業育成対策」の下でもチッソに旧来型生産設備の新設を承認し、結果として汚染排水量は増大したとされている。

#### 4.3.2 水俣病責任企業としてのチッソ

1909（明治41）年、チッソ株式会社の前身曾木電機株式会社と、日本カーバイド商会との合併により、日本窒素肥料株式会社が発足、同年水俣工場が操業を開始した。1965（昭和40）年、日本窒素肥料株式会社はチッソ株式会社に商号を変更している。

1956年、当時は「奇病」と称された水俣病の報告を受け、水俣保健所は「水俣市奇病対策委員会」を発足、熊本県が翌1957年に「水俣奇病対策連絡会」を設置した。1958年、厚生省公衆衛生課長が「新日本窒素肥料水俣工場の廃棄物が影響している」と、原因を特定しないままにチッソの社名を公表したのに対し、チッソはこれに反発し、「水俣奇病に対する当社の見解」をまとめ、公表した。この2か月後、チッソは、極秘に水俣工場の排水口を水俣湾に注ぐ百間排水口から、湾の外に向かって流れ出る水俣側河口に変更した。結果的に、排水に含まれていた汚染物は川の流れと共に不知火海全体へと拡がった。排水口変更は、後に「人体実験とも言える排水口変更は、新たな患者発症と汚染地域の拡大という重大な結果を招くこととなった。」と言われている。1959（昭和34）年、熊本大学研究班は、「水俣病の原因物質は水銀化合物、特に有機水銀であろう」と公表した。これに対してもチッソは相次いで反論を発表したが、同年12月30日、チッソの責任を明らかにしないことを条件に、水俣病患者に見舞金を交付するという「見舞金契約」を患者家庭互助会との間で締結した<sup>25</sup>。この1959年には、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド生産量がピークに達したと言われている<sup>26</sup>。

1968年に政府の水俣病に関する統一見解により水俣病が公害病と認定されたのを受け、互助会は新たな補償交渉を開始したが、チッソは、国に補償額の目安を示すよう依頼したと回答するのみで応じず、代わりに厚生省がこれにのぞんだ。厚生省は、国が設置する補償の解決のための「水俣病補償処理委員会」の結論には異議なく従う旨の「確約書」の提出を迫り、結果的に互助会はこれに従う「一任派」と拒否する「自主交渉派」とに分断するに至った。チッソは、「自主交渉派」による補償交渉を拒否したため、「自主交渉派」は

---

<sup>25</sup> 当該見舞金契約は、わずかな補償と引き換えに将来新たな補償金の要求は一切行わないという内容であり、後の1973年3月の原告勝訴判決において公序良俗に反するため無効とされた。

<sup>26</sup> 政野（2013）p. 35.

1969年6月、提訴に踏み切ることとなった。既に他の四大公害病においては責任企業への提訴がなされており、水俣病の裁判が一番遅い提訴となった。既に水俣病とチッソ水俣工場排水との因果関係は認定されており、当該裁判は損害賠償を求めるものとなった。そして4年後の1973年3月、チッソが全面敗訴となる判決が下された。本格的な補償はここから開始することとなり、現在に至るまで40年数年を経てなお補償も裁判も続いている。

#### 4.3.3 四大公害病の責任企業

当研究では、先に述べたように、チッソの情報開示の有用性を考察するにあたり、他の四大公害病の責任企業の情報開示との比較を行うこととした。四大公害病とは、日本における高度経済成長期、すなわち1950年代後半から1970年代に生じた公害病のうち特に重大なものを指す。

新潟水俣病とは、「第二水俣病」とも称され、1965年に新潟大学の医師により新潟県に報告された、昭和電工鹿瀬工場が阿賀野川に排出したメチル水銀化合物を原因とする公害病である。

イタイイタイ病とは、主に富山県神通川下流に発生した、三井金属鉱業神岡鉱業所の鉛と亜鉛の鉱山と、その製錬工場から神通川に排出されたカドミウムを原因とする公害病である。

四日市ぜんそくとは、他の四大公害病が水質汚濁をその原因とするのに対し大気汚染を原因とし、四日市の石油コンビナートから排出される煤煙、主に亜硫酸ガスにより、周辺住民に生じたぜんそく等の公害病である。

当研究では、チッソの損害賠償にかかる情報開示と、新潟水俣病の責任企業である昭和電工株式会社（以下、昭和電工という）及びイタイイタイ病の責任企業である三井金属鉱山株式会社（以下、三井金属鉱山という）の損害賠償にかかる情報開示とを比較する。四

日市ぜんそくの責任企業である石原産業株式会社、中部電力株式会社、昭和四日市石油株式会社、三菱油化株式会社（現三菱化学株式会社）、三菱化成工業（現三菱化学株式会社）及び三菱モンサント化成（現テクノポリマー株式会社）については、企業数が多く単純比較が困難なうえ、企業再編が続き財務情報の連続性がないことから対象としなかった。

表 12 四大公害病

|      | 水俣病                     | 新潟水俣病     | イタイイタイ病                 | 四日市ぜんそく  |
|------|-------------------------|-----------|-------------------------|--|
| 発生地域 | 熊本県水俣湾を中心とした不知火海（八代海）沿岸 | 新潟県阿賀野川流域 | 富山県神通川下流扇状地地域           | 三重県四日市市  |
| 原因   | 水質汚濁                    | 水質汚濁      | 水質汚濁                    | 大気汚染   |
| 原因物質 | メチル水銀化合物                | メチル水銀化合物  | カドミウム                   | 硫黄酸化物  |
| 原因企業 | チッソ株式会社                 | 昭和電工株式会社  | 三井金属鉱山株式会社              | 石原産業株式会社<br>中部電力株式会社<br>昭和四日市石油株式会社<br>三菱油化株式会社（現三菱化学株式会社）<br>三菱化成工業（現三菱化学株式会社）<br>三菱モンサント化成（現テクノポリマー株式会社） |
| 発生   | 1953年頃発生、1956年公式確認      | 1965年     | 1910年頃<br>医師による確認 1946年 | 1959年頃   |

|             | 水俣病                                 | 新潟水俣病   | イタイイタイ病                                   | 四日市ぜんそく  |
|-------------|-------------------------------------|---|---|--|
| 裁判提訴        | 1969年                               | 1967年   | 1968年                                     | 1967年  |
| 争点          | 被告の責任                               | 因果関係と被告の故意または過失責任   | 因果関係の立証                                   | 共同不法行為の成立、故意または過失責任、因果関係                                   |
| 判決          | 1973年3月 患者側全面勝訴<br>被告の注意義務違反による過失責任 | 1971年9月 患者側全面勝訴<br>原因物質と汚染径路の状況証拠から因果関係認定<br>人の生命身体への安全確保に対する企業の注意義務違反による過失責任 | 1972年8月 患者側全面勝訴<br>疫学的立証法で相当因果関係が存することを認定 | 1972年7月 患者側全面勝訴<br>被告6社の共同不法行為を認めた<br>立地上の過失と注意義務違反による過失責任 |
| 認定者数<br>(名) | 2,282                               | 705   | 200                                       | 2,216  |
|             | 2016年10月3日<br>朝日新聞                  | 新潟県「水俣病認定申請に係る処分について」2016年3月24日   | 2015年7月13日日本経済新聞                          | 2016年1月現在/2016年2月17日東京新聞夕刊                                 |

#### 4.3.4 公害病の責任企業としての情報開示の開始

##### 4.3.4.1 情報開示の前提となる各社を取り巻く状況

情報開示に関し、その前提となる各社を取り巻く状況及び各社の主張等は以下の通りである。

チッソについては、上述の通り、1969年に提訴されるに至るまでに水俣病と水俣工場の排水との因果関係が認められており、損害賠償の範囲と金額が争点となった。

昭和電工は、一貫して新潟水俣病と自社工場との因果関係

を認めず、裁判においても他の原因説を主張した。問題発覚し始めた当時、アセトアルデヒド製造工程図を焼却するとともに製造プラントを撤去し、有機水銀の排出を裏付ける重要施設はなくなっている。敗訴後も現在に至るまで、公には原因企業であることを認めていない。

三井金属鉱業に対する裁判においては、鉱山開発について定めた法律である鉱業第 109 条に基づき、「鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の際における当該鉱区の鉱業権者（当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、損害の発生の際既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の際における当該鉱区の鉱業権者（鉱業権の消滅の際に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、その損害を賠償する責に任ずる。」という「無過失責任」が問われた。また、三井金属鉱業においてもイタイイタイ病と自社工場との因果関係は認めず、他の原因説を主張した。一審の敗訴後はすぐに控訴し、控訴審では裁判官忌避を申し立てた。控訴審の敗訴後は、誓約書において、原因企業であることを認め、被害者への賠償を約した。また、立ち入り調査を認め<sup>27</sup>、調査費用を負担する事に同意し、さらに、農家等への土壌汚染にかかる賠償にも応じた。神岡鉱山の技術者（労働組合幹部を含む）を萩野博士の下に訪問させ、イタイイタイ病の機序および症例について解説を受けさせた<sup>28</sup>。

---

<sup>27</sup> 立ち入り調査は毎年続けられている。三井金属鉱業は、神岡鉱山の歴史や鉱害が明らかになった発端について、裁判で原告側弁護人を務めた松波弁護士の書いた「カドミウム被害百年」を「これが最も詳しいです」と差し出すような被害者との信頼関係にある。政野（2013）p. 248.

<sup>28</sup> 竹森一正, 「イタイイタイ病判決前後における三井金属鉱業の財務状態の推移」, 『産業経済研究所紀要』, 第 21 号, 2011 年 3 月, p. 68

#### 4.3.4.2 訴訟提起時における各社を取り巻く状況と情報開示

ここでは、公害病にかかる最初の訴訟を提起された期の各社の情報開示について考察する。昭和電工は1967年、三井金属鉱業は1968年、そしてチッソは1969年に公害病被害者より訴訟を提訴された。

当時の有価証券報告書は50ページ前後であり現代と比較し情報量の少ない冊子であった。また「事業等のリスク」は目次にはなく当該事項については言及されていない。1975年まで6か月を1会計期間とする有価証券報告書が発行されていた。損益計算書は、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた利益を「当期純利益」と表記していた。そして、未処分利益の計算書である「(比較)剰余金計算書」において、特別な引当金繰入額や損害賠償費用等が計上された。

訴訟提起を受け、各社共に提訴内容について有価証券報告書においてその内容について言及している。その内容は以下の通りである。それぞれの争点の違い及び争点に対する考え方の違い等に基づき、開示趣旨の違いが認められる。

##### a. チッソの訴訟提起期における情報開示

チッソは3月決算会社である。1970年3月期の有価証券報告書の注記の最後「その他」において状況の説明がなされた。水俣病と自社工場の排水との因果関係については裁判において争われていないのであるが、自社としては既に解決済との認識であった事案が政府見解の発表を機に再燃した旨の記載を行った。

「水俣病補償問題は、昭和34年12月、熊本県知事を中心とする調停委員会の調停により解決をみていた。と

ころが、昭和 43 年 9 月、水俣病についての政府見解の発表を契機に、患者より追加補償の要求が出され補償問題が再燃し、昭和 44 年 4 月、厚生大臣の斡旋により、水俣用補償処理委員会が設置され、これにより処理されることとなった。

同委員会の設置以来、1 年余にわたり、本問題の過去の経緯、患者の実態、現地の事情などを調査の上、昭和 45 年 5 月 25 日、斡旋案を提示し、同 27 日、双方これを受諾、和解契約が締結された。この内容は一時金と年金に分かれており、今回の支払額（年金遡及分を含む）は約 166,000 千円で、今後の年金は年間約 12,000 千円である。

なお、委員会に斡旋を依頼することに同意しない患者の一部は、熊本地裁に対し、慰謝料請求の訴訟を起し、目下、同裁判所において審理中である。」

なお、同期の監査報告書に（付記事項）として、「昭和 45 年 5 月 27 日、水俣病補償処理委員会の斡旋により、大部分の患者につき補償額（166 百万円）が確定した。」旨の記載がある。遡ってみれば当該補償は一部の被害者に対する最初の 1 歩に過ぎず現在に至るまで補償が続いているのであるが、当時のチッソとしては大部分の水俣病被害者への補償をなし得たとの認識が徹底しており、これを受けて監査報告書の付記事項の記載が行われた経緯が見受けられる<sup>29</sup>。

#### b. 昭和電工の訴訟提起期における情報開示

昭和電工は 12 月決算企業である。1967 年 6 月期の有価証券報告書の注記の最後「その他」において状況の説

---

<sup>29</sup> 監査報告書への記載は、1970 年当時の監査基準の下でなされたものである。



明がなされた。同社は阿賀野川水域の中毒事件に関し自社工場排水との因果関係を認めておらず、訴訟の提起にかかる事実及び提訴事実が自社の見解と異なる旨を表明している。

「昭和 39 年 8 月から翌 40 年 7 月の間、阿賀野川河口付近において発生した中毒事件に関し、被災者から当社に対して慰謝料請求の民事訴訟が提起され、目下新潟地方裁判所において審理されている。本件の提訴事由は当社鹿瀬工場（現鹿瀬電工株式会社）の工場排水による長期継続的な河川水の汚染が原因であるとしているが、当社は、操業以来 28 年余を経過してから 60 軒下流の河口附近のみに昭和 39 年 6 月 16 日の新潟地震直後患者が一時的且局所的に発生したこと及び患者発生期間中に患者発生地帯にのみ、川魚の浮上現象が見られ、この浮上魚の喫食が中毒発症に密接に関係があるものと思われること等から河口付近に短期的な濃厚汚染があり、それが本中毒事件の原因をなしているものと考えている。」

c. 三井金属鉱業の訴訟提起期及びその後の期における情報開示

三井金属鉱業は 3 月決算企業である。三井金属鉱業は 1968 年 3 月提訴を受け、当該会計期間 1968 年 3 月期から 1970 年 9 月期までにおいては有価証券報告書における情報開示を行わず、提訴から約 3 年を経て判決が下ろうとする 1971 年 3 月期の有価証券報告書において、ようやく注記の最後「その他」において「イタイイタイ病訴訟問題」として状況の説明を行った。同社は神通川水域におけるイタイイタイ病に関し自社工場排水との因果関係を認めておらず、訴訟の提起にかかる事実及び提訴事

実が自社の見解と異なる旨を表明している。

「富山県神通川流域に主として、戦中戦後に亘って発生したといわれる所謂イタイイタイ病について、患者らから当社に対し、鉱業法にもとづく慰謝料請求の民事訴訟が提起され、富山県地方裁判所において審理されている。

本件の提訴事由は、イタイイタイ病は慢性カドミウム中毒による腎性骨軟化症であって、その原因となったカドミウムは当社神岡鉱業所が操業以来、カドミウムを含む排水を河川に放流し続け、神通川流域の農作物、飲料水等を汚染したことに由来するものであるとしている。

しかしながら、上記本病の原因をカドミウムであるとする見解は単なる仮説であり、今日未だ実証もされていないばかりでなく、本仮説については現在多くの懸念が抱かれるに至り、批判的見解が強まりつつあるというのが医学界の現状である。事実カドミウムの経口摂取によって慢性カドミウム中毒症の発生した事例は未だ世界的にみても皆無であり、本病発生地域と同等あるいはそれ以上にカドミウム汚染が認められている国内の多数の地域（群馬、長崎、宮城等）においても、本病患者は勿論、慢性カドミウム中毒患者すら認められていないのである。このため厚生省委託のイタイイタイ病鑑別診療班も近時本病については、なお解明さるべき幾多の基本的問題が残されていることを認めているのであって、当社としては、このように多くの疑問点、未解明点が残されている現状に鑑み、到底本病の原因をカドミウムとは認定しえないと考えている。」

#### 4.3.4.3 判決時における各社の情報開示

水俣病、新潟水俣病及びイタイイタイ病共に、提訴から4年前後を経て、いずれの裁判においても被告すなわち責任企業が全面敗訴となる判決が下った。このうち三井金属鉱山は即日控訴を行ない、翌年、控訴審について敗訴となる判決が下された。

##### a. チッソの第一審判決期における情報開示

チッソは、1973年3月期の有価証券報告書において、「特定引当金」としての水俣病補償引当金 5,236 百万円を計上した。また、注記の最後「その他」において、「水俣病補償問題」として次のような記載を行った。

- ①昭和44年以来係属していた水俣病補償問題に係る訴訟は、本年3月20日、熊本地裁により判決の言渡しがあり、一審で判決が確定した。その補償額の総額は11億3千万円余である。
- ②他方、公害等調査委員会（以下公調委という）へ調停を申請していた患者については、本年4月27日第1回申請分の30名の患者との間に調停が成立した。
- ③水俣病として認定された患者は、次項の通りであるが、当社は前記判決ならびに調停成立を契機として、これらを基準として公平に補償を行ない、全認定患者との間の補償問題を将来に亘って全面的に解決したいと考えている。

##### ④補償金支払状況

- ・訴訟派認定患者数45名、3月20日に判決額を支払済
- ・和解派認定患者数89名、5月末日に、判決額と昭和45年5月水俣病補償処理委員会の斡旋による和

解額との差額を精算払済

・その他

公調委調停済の患者 30 名、5 月 8 日に調定額を支払済

本年 3 月末までの認定患者 233 名、5 月末日までに患者 1 人当たり約 1,600 万円を仮払済

本年 4 月以降の認定患者 161 名、一部につき仮払済

認定患者数計 558 名

上記に伴う本年 4 月以降 5 月末日までの支払総額は 65 億円余である。

以上の開示内容は、当時としては充実した内容であった可能性があるが、水俣病補償問題の全貌を詳細に説明したものではない。特に「補償金支払状況」において支払済金額の情報はない<sup>30</sup>。当時、有価証券報告書においてキャッシュ・フロー計算書の開示はなく、水俣病補償金支出に関しては当該「その他」の注記が唯一の情報であるため、有価証券報告書における情報利用者にとり支出情報があれば有用性が高い。また、期末日後 5 月末日までの認定患者数及び補償金支払総額については開示されている。当時のチッソは東証一部上場企業であったことを考慮すると、有価証券報告書の情報利用者である投資家の投資判断への役立ちに配慮した有用な情報であると考えられる。

b. 昭和電工の第一審判決期における情報開示

---

<sup>30</sup> 期末における認定患者数、5 月末日までの 1 人当たり仮払（済）金額、期末日以降 5 月末日までの支払総額が開示され、期中（3 月末まで）の補償金総額について注記において記載されていない。

昭和電工は、1971年12月期の有価証券報告書の比較剰余金計算書における「阿賀野川有機水銀中毒事件損害補償金」として、278百万円計上した。また、注記の最後「その他」において、「阿賀野川有機水銀中毒損害賠償請求事件について」として次のような記載を行った。

「昭和42年6月12日第1陣提訴以来、昭和46年1月16日の第8陣にいたるまで、10件に及んだ本事件は、新潟地方裁判所において併合審理（昭和46年5月19日結審）されてきたが、昭和46年9月29日判決言渡があり、10月13日確定した。

この事件の請求事由として、原告は当社鹿瀬工場（現鹿瀬電工株式会社）の排水による阿賀野川の長期継続汚染を主張し、当社は時間的、地理的汚染態様等からみて、工場排水によるものとは考えられないことを幾多の証拠を挙げて主張立証し、積極否認として昭和39年6月16日の新潟地震により被災した新潟湾埠頭倉農業による短期局地的濃厚汚染を主張して争ってきたが、判決は工場排水説、農業説の両説を対置して比較考量し、阿賀野川汚染の原因として、工場排水の方に可能性があると推認した。

これより先、当社は諸般の事情を総合勘案して、判決の如何にかゝわらず、本件についての上訴を放棄することとしたが、原告側も上訴しなかったので、本件は係属以来4年3ヶ月ぶりに大団円をみるにいたった。」

c. 三井金属鉱業の第一審判決期における情報開示

三井金属鉱業は、前述の通り第一審の前面敗訴を受

け、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。1971年9月期の有価証券報告書の注記の最後「その他」において、「イタイイタイ病訴訟問題」として次のような記載を行った。

「富山県神通川流域に主として、戦中戦後に亘って発生したといわれる所謂イタイイタイ病について、患者らから当社に対し、鉱業法にもとづく慰謝料請求の民事訴訟が提起され、富山県地方裁判所において審理中であったが、昭和46年6月30日患者らの請求をほとんど全面的に認容する判決がなされた。判決には仮執行宣言が付されていたため、判決金額及び利息金計約6,000万円を支払った。

この判決の理由とするところは、イタイイタイ病は慢性カドミウム中毒による腎性骨軟化症であって、その原因となったカドミウムは当社神岡鉱業所に由来するというにある。

しかしながら、本病の原因をカドミウムであるとする見解は単なる仮説であり、今日未だ実証もされていないばかりでなく、本仮説については現在多くの懸念が抱かれるに至り、批判的見解が強まりつつあるというのが医学界の現状である。事実飲食物中のカドミウムの経口摂取によって慢性カドミウム中毒症の発生した事例は未だ世界的にみても皆無であり、本病発生地域と同等あるいはそれ以上にカドミウム汚染が認められている国内の多数の地域（群馬、長崎、宮城等）においても、本病患者は勿論、慢性カドミウム中毒患者すら認められていないのである。このため厚生省委託のイタイイタイ病鑑別診療班も近時本病については、なお解明さるべき幾多の基本的問題が残されてい

ることを認めている。

このように本病については多くの疑問点、未解明点が残されているにも拘わらず、今回の判決はこれらの点を十分検討もしないで、憶測にもとづいた単なる仮説にしかすぎないカドミウム原因説を容易に認容したものであって、到底承服できるものではない。

以上のような理由から、当社では本判決を不服として、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴し、同支部において現在審理中である。

なお、第 2～7 次訴訟は現在富山地方裁判所に係属中である。」

d. 三井金属鉱業の控訴審判決期における情報開示

イタイイタイ病にかかる名古屋高等裁判所金沢支部における控訴審は、1972 年 8 月 9 日、三井金属鉱業の敗訴となった。三井金属鉱業は、1972 年 9 月期の有価証券報告書の比較剰余金計算書において「賠償金及び補償金」2,891 百万円を計上した。また、注記の最後「その他」において、「イタイイタイ病訴訟問題」として次のような記載を行った。

「名古屋高等裁判所金沢支部に係属中でありました所謂イタイイタイ病第一次訴訟控訴審につきましては、昭和 47 年 8 月 9 日当社敗訴の判決が下され、当社はこの判決に服して、昭和 47 年 8 月 11 日 131 百万円の賠償金を支払いました。

また富山地方裁判所に、係属中の第 2～第 7 次訴訟につきましても、第一次訴訟控訴審判決を尊重して和解し、同年 8 月 31 日賠償金 2,159 百万円を支払い自体の収拾をはかりました。

さらに同年 11 月 27 日イタイイタイ病訴訟に関する訴訟費用 23 百万円も支払いましたので、原告側は同 30 日訴訟取下げの手続きをいたしました。

この結果、昭和 48 年 3 月訴訟が開始されて以来 4 年 8 カ月に亘るイタイイタイ病訴訟は終結をみるにいたりました。」

これら情報開示のうち、後段には後発事象的な情報として 11 月 27 日に 23 百万円の訴訟費用を支払った旨の記載があり、事態が収拾した旨が強調されている。

#### 4.3.5 公害病の責任企業としての情報開示の変遷

##### 4.3.5.1 水俣病補償にかかるチッソの情報開示の変遷

チッソは、水俣病補償開始時においては「水俣病補償引当金」を使用し、特定引当金として開示していた。ただし、比較剰余金計算書において、繰り入れた金額は翌期に全額「水俣病補償引当金戻入益」により取り崩し、新たに水俣病補償引当金を「水俣病補償引当金繰入額」により繰り入れると共に、「水俣病補償金」を計上する方法を採っている。つまり、各期の比較剰余金計算書（1975 年まで）において、当期の水俣病補償金と、水俣病補償引当金の前期と当期の差額（戻入益と繰入額との差額）が計上され、結果として現金主義に近い処理が行われた。なお、水俣病補償引当金は現在使用されていない。補償金支払額は注記の最後の「その他」において、当期の補償金支払額と 4 月以降 5 月末日までの補償金支払額を開示しており、これについて 2016 年度まで情報量はそのまま開示を継続している。「その他」においてはこの他、認定患者数について、前事業年度までの認定患者数、当事業年度中における認定患者数及び 4 月以降 5 月末までの認定患



者数を開示し、2016年度まで継続している。

損益計算書において、いずれも特別損失の「水俣病被害者救済一時金」「水俣病補償損失」及び「公害防止事業費負担金」が使用されている。なお、「水俣病補償損失」には、補償金費用に加え公的債務にかかる利息が含まれており、これを区分把握するためにはキャッシュ・フロー計算書を参照する必要があるが、費用計上期と支出期が同一であるかは有価証券報告書からは不明である。使用科目が変更されかつ公的債務にかかる利息が含まれていることもあり、補償金の累計を有価証券報告書から得ることはできない。

キャッシュ・フロー計算書においては、営業活動、投資活動及び財務活動に加え、「水俣病補償によるキャッシュ・フロー」を区分開示し、有価証券報告書の最初の5会計期間の主要な経営指標等の推移においても区分開示を行っている。またその内容別内訳を注記により開示している。

#### 4.3.5.2 新潟水俣病補償にかかる昭和電工の情報開示の変遷

昭和電工は、長らく「新潟水俣病」の呼称を使用しなかったのが特徴的である。敗訴した期において「阿賀野川有機水銀中毒事件損害補償金」278百万円を計上した後、新たな請求者との交渉中との事情から翌期は計上せず、翌々期である1972年12月期に「阿賀野川有機水銀中毒事件損害補償金」3,635百万円を計上した。1995年12月及び1996年12月期に「新潟水俣病問題解決金」1,509百万円及び1,258百万円を計上した。2010年12月期以降は「新潟水俣病関連引当金繰入額」を使用し、2015年12月期までの6期で27億円を計上した。「新潟水俣病関連引当金」は、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に定める一時金等の支出に備えるため、その支出見込額を計上している。

昭和電工は、現在においても公には新潟水俣病と自社との因果関係は認めておらず、「新潟水俣病」を用いた開示は、1995年9月28日の政府与党合意による「水俣病問題の解決について」の政府主導の解決案に基づき支払うこととなった一時金にかかるもの（新潟水俣病問題解決金）及び2010年4月16日の閣議決定「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく一時金にかかるもの（新潟水俣病関連引当金繰入額）である。

昭和電工についてはチッソと比較しさらに使用科目が多岐にわたり、補償が少額と考えられる期においては区分掲記はなされていないことから、新潟水俣病にかかる補償の累計額は有価証券報告書からは不明である。

#### 4.3.5.3 イタイイタイ病補償にかかる三井金属鉱山の情報開示の変遷

三井金属鉱山においては、一貫して「賠償金及び補償金」を使用し、補償金を開示しているが、科目にかかる説明はなく、その全額がイタイイタイ病に関するものか否かが不明である。また、特別損失の中で「賠償金及び補償金」が区分掲記されていない期が多く、イタイイタイ病にかかる補償の累計額は有価証券報告書からは不明である。

#### 4.3.6 チッソに対する公的支援

チッソが水俣病にかかる補償を求めた提訴を受け、熊本地方裁判所で敗訴した1973年の前期である1972年3月期末における純資産は、7,464百万円であった。1973年3月期より「水俣病補償損失」が計上され、翌1973年9月期（6か月決算である）には、既に2,897

百万円の債務超過となった。その後はずっと債務超過の状態が続き、1978年10月に上場廃止となる直前の1978年3月期末においては、総資産63,029百万円に対し、27,613百万円もの債務超過であった。その前後における毎期の経常利益は1,000～3,000百万円程度であり、毎期の補償金費用は5,000百万円前後であった。日本興業銀行（現みずほフィナンシャルグループ）をはじめとする金融機関により、元本408億円の返済猶予に加え、うち72億円にかかる支払利息10億円の免除、13億円については支払猶予という特別措置が講じられた<sup>31</sup>。

チッソはそのままでは破綻することが明らかであり、政府は1978年6月20日、「水俣病対策について」を閣議了解して金融支援を決定した。当時、水俣病のようにその被害及び補償規模が責任企業の支払能力をはるかに超えている状況においてその取扱いを定める法律は存在せず、1978年の政府金融支援は、ひとまずチッソの破たんを回避するためのやむを得ない緊急避難的措置であったと言われている。閣議了解「水俣病対策について」によると、金融支援は、補償金の支払は原因者負担の原則を堅持してあくまでチッソが行うこととし、金融支援を通じて補償金支払に支障が生じないように配慮するとしている。これを前提に、関係金融機関に対し、チッソに対する貸付金元本償還の繰延、金利の減免及びたな上げ等、実施中の金融特別措置を同社が公的資金による借入の返済を終了するまで維持すると共に、引き続き支援するよう要請する。そして、「患者県債」と言われる県債発行により資金を調達し、これをチッソに融資する方式が決定された。県債発行額は以下の通り決定された。

$$\begin{aligned} \text{県債発行額} &= \\ \text{補償金支払額} &- \end{aligned}$$

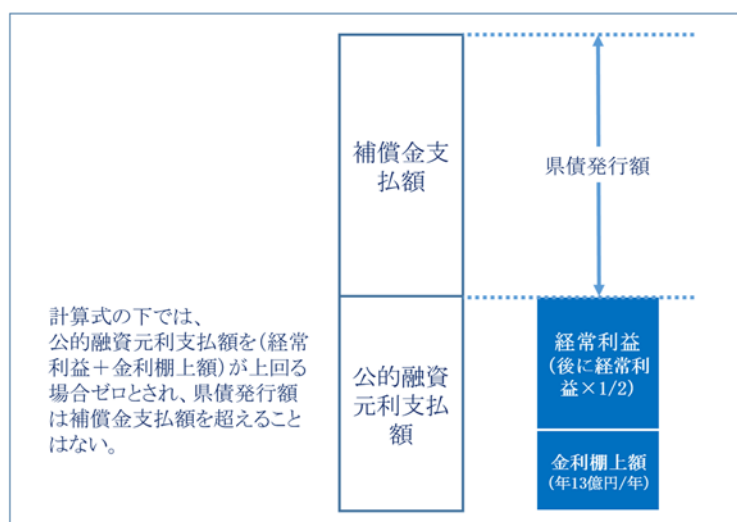
---

<sup>31</sup> 遠藤典子、「原子力損害賠償制度の研究－東京電力福島原発事故からの考察」、岩波書店、2013年9月、pp.111-137.

(金利棚上額 + 経常利益 - 公的融資元利支払額)

なお、カッコの中がマイナスとなる場合においてはゼロとみなされた。当該算式において算出される県債発行額は、当期にチッソがその経常利益を原資として支払うべき補償金のうち資金不足額となる。こうして県債発行が開始された。患者県債の発行は当初は1981年までの3年間の時限措置と決められていたのであるが、結果として1999年まで続くこととなった。大蔵省資金運用部がその発行額の6割を引受け、残りは関係金融機関が引受けた。大蔵省資金運用部の引受割合は1985年に7割、1988年に8割に引き上げられた。

図 8 「患者県債」の発行額



ただし、上記算式においては、チッソに健全な事業再建を目指す資金的余裕は全くなく、研究開発や設備投資に資金が回らず経営基盤は劣化した。そこで政府は、1982年には県債発行額の算定式のうち、経常利益の2分の1をチッソ内部に留保するよう改訂した。

1978年がピークであったチッソの水俣病補償金の年間負担額は減少傾向にあったものの、1987年には公的債務融資元利支払額約49億円が補償金支払額約42億円を上回る事となった。当時のバ

ブル景気に伴う一時的な経常利益の増加はあったものの、バブル崩壊に伴い経常利益は急減し、チッソは 1992 年には公的債務融資元利支払（同年度約 66 億円）負担が資金繰りを圧迫し、そのままでは存続が極めて困難な財政状態に陥った。

そこで 1993 年 8 月 31 日、政府は、臨時特別金融支援措置を決定し、9 月 29 日、補償金支払総額と患者県債発行総額との差額約 105 億 9 千万円について熊本県債を引受け、その資金をチッソに貸し付けた。これにより結果的に、1978 年以降の水俣病補償金は、全額患者県債の発行による融資により賄われることとなった。

翌 1994 年度から 1999 年度においては、補償金支払に迫られ健全な事業発展に必要な設備投資が行えなくなったチッソの経営基盤を強化する政府支援が本格化した。第一に、チッソの設備投資を支援するための「設備県債」と呼ばれる県債を発行し、熊本県が設立した財団法人水俣・芦北地域振興基金を經由してチッソに 5 年間で 100 億円を貸し付けることを決定した。合わせて、公的債務の低利借換措置を行った。借換は、チッソ県債繰上償還相当分の新たな県債を発行する形で、1997 年までに 2 度実行された。

1995 年には、政府主導により水俣病の最終的かつ全面的な解決が図られた。その際に患者団体に示された水俣病決着案に基づき必要となった一時金などの資金<sup>32</sup>の支援には、新たな「解決支援財団」を設立し、そこを經由したチッソに対する貸付が行われた。当該資金の 85%については初めて国の一般会計予算が投入され、残り 15%については熊本県債が発行され大蔵省資金運用部が引受けた。当該貸付条件は、22 年据置 50 年返済かつ利払猶予というものであった。この施策については、後にその社会的紛争の一部が解決され

---

<sup>32</sup> 「水俣病問題の解決について」（1995）は、それまでの「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」に基づく認定者でなく広く“未認定者”である被害者を救済、全面解決を図るものとされた。一時金として 2,600 千円のほか、特定の患者団体に対する支払が取り決められた。

たにすぎないことが明らかになった<sup>33</sup>。

1999 年まで行われたチッソに対する公的支援は、その時々で緊急に必要とされる資金を最低限支援するものであり、長期的・総合的視野を欠いたものであった。1999 年 3 月期においてチッソは 1,939 億円の債務超過となっており、患者補償は患者県債により行っても、元利償還は不能となっていた<sup>34</sup>。1978 年から 22 年続いた患者県債方式は事実上破たんし新たな枠組みが必要となり、政府は 2000 年 2 月 8 日、「抜本的金融支援措置」を発表した。主な内容は、①患者県債を 2000 年 6 月で停止する。②公的債務は「ある時払い」とする③患者県債の元利償還額の返済額のうち不足する部分について、その 80%を一般会計による補助金、残りの 20%については熊本県特別県債を発行し政府が引受ける。④既往債権のうち未払利息約 350 億円を放棄し、残存債務を無利子化する。⑤一時金のための貸付金のうち国庫補助金相当額約 270 億円について債務免除する、というものである。

2004 年 10 月 15 日、水俣病患者の訴えを認める最高裁判決が下された。これを受け、1995 年の政府主導による解決においてなお名乗り出なかった者も今後こそ行政認定基準が改められ救済が受けられるとの期待が広がり、水俣病認定申請者数が急増した<sup>35</sup>結果、再び未認定者問題が深刻となった。2010 年 4 月の閣議決定による措置「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に伴う患者団体への一時金については、2016 年 3 月期まで累計 755 億円の熊本県が設立した水俣・芦北地域振興財団を経由した特別借入が行われた。

---

<sup>33</sup> 花田昌宣「水俣病の社会史と水俣病特措法の経済学的批判」『環境社会学研究』, 2009 年 10 月, p. 16.

<sup>34</sup> 花田前掲稿, 2009 年 10 月, p. 16.

<sup>35</sup> 園田昭人「ノーモア・ミナマタ国賠訴訟と水俣病特別措置法成立後の課題について」『環境と公害』, 2009 年 10 月, p. 20.

#### 4.3.7 チッソに対する公的支援と東京電力に対する公的支援との異同

東京電力ホールディングス株式会社(以下、東京電力という)は、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波等の影響による炉心溶融(メルトダウン)など一連の放射性物質の放出を伴う福島第一原子力発電所の原子力事故の責任企業である。東京電力は、事故を受けて制定された原子力損害賠償支援機構法(現「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」)に基づき、全面的に原子力損害賠償支援機構(現「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」)からの資金支援を受けて被害者への補償を行っている。

チッソへの公的支援と、東京電力への公的支援には共通点が多い。第一に、責任内容と責任企業の事業規模との関係が共通している。チッソについても東京電力についても、その生ぜしめた公害病と原子力発電所事故の甚大な損害規模は、それぞれの財務体力では補償の完遂は不能であるほど大きなものである。

第二に、政府の責任追及方針が共通している。政府は、チッソのケース、東京電力のケースいずれにおいても、(日本版)PPP(汚染原因者負担の原則: polluter-pays principle)の考え方を基に、形式的に原因企業に被害者補償及び環境被害回復義務を課す方針を採っている。

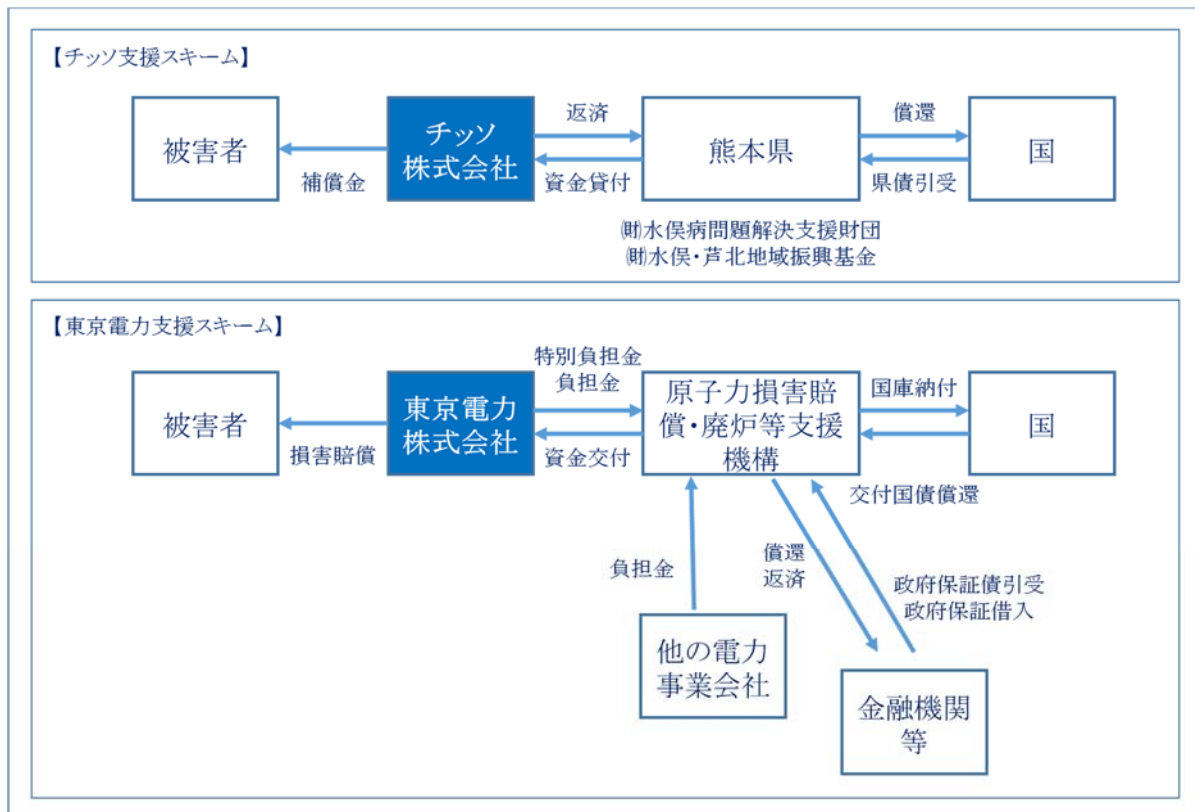
そして第三に、間接支援方式を採用した点が共通している。チッソに対しては熊本県及び熊本県が設立した財団を経由して、東京電力に対しては原子力損害賠償・廃炉等支援機構を経由して、それぞれ間接的に公的支援を行い、被害者への補償は形式的にあくまで原因企業から行われる方式が徹底されている<sup>36</sup>。

---

<sup>36</sup> このほか、吉田(2012)においては、膨大な被害者が存在するにもかかわらず、加害者の政治的・経済的支配力によって「加害者と被害者」間に非対称性が存在し、加害者はチッソの見舞金契約のように、被害者の損害賠償請求につき、裁判提訴の権利放棄を迫るなどの行動をとった。またゴルフ場からの除染を求めた裁判に対して、東京電力側が「原発から飛び散った放射性物質は東京電力の所有物ではない。したがって東京電力は除染に積縫いんをもたない」などと

図 6 は両者のスキーム略図である。東京電力への公的支援スキームにおいては、資金を広く地域電力事業会社から「負担金」として徴収し東京電力に交付しているため、スキーム図の下段の関与事業体が異なっているが、間接的に補償資金が支援される方式は同一である。

図 9 チッソへの公的支援と東京電力への公的支援



筆者作成

以上に対し、チッソへの公的支援と東京電力への公的支援とは、資金の拠出方法が異なっている。チッソに対しては、熊本県及び熊本県が設立した財団からの貸付金（チッソにとっての借入金）の形で資金が拠出されたのに対し、東京電力に対しては、原子力損害賠

---

汚染者負担原則を否定する「無生物の責任」論を展開していることは看過できない旨を述べている。また「利益は私的独占、リスクは国に肩代わり」でもことも指摘しており、この点も両者の共通点である。



償・廃炉等支援機構から「交付」される形で資金が拠出された（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項）。原子力損害賠償・廃炉等支援機構法には「損害賠償の履行に充てるための資金を交付」と定められ、法的にはこの資金自体の返還は求められていない。当該立法技術により、補償の責任は一義的に東京電力にある形式を保ったまま、電力事業者としての東京電力の持続可能性と損害賠償の持続可能性の二つを同時に解決する公的支援方式が可能となった。

#### 4.3.8 チッソと東京電力に対する公的支援にかかる情報開示

##### 4.3.8.1 公的支援にかかる会計処理

チッソについては、公的支援を全て借入金として受け入れている。よって会計処理は以下の通りとなる。

（借）現金預金      （貸）長期借入金

一方、東京電力は原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金の交付を受けている。よって会計処理は以下の通りとなる。

（借）未収原陪・廃炉等支援機構資金交付金

（貸）原陪・廃炉等支援機構資金交付金（特別利益）

原陪・廃炉等支援機構資金交付金（特別利益）と原子力損害賠償費（特別損失）とが概ね両建て計上されるようスキームが設計されているため、東京電力はチッソのように債務超過に陥ることはない。

東京電力は電気というライフラインを担う公共的な事業を営むのに対し、チッソは一般事業会社であるという違いがあり単純な比較は難しく、東京電力に対する公的支援スキームの構築がチッソの失敗を踏まえて改善してなし得たものであるという事はできない。しかしながら、補償資金の全部を公的支援に頼っている経済的実態は同じであり、仮にチッソが

東京電力と同様の公的支援にかかる会計処理が適用できたとした場合のチッソの財政状態を試算するのも許されるであろう。チッソの2016年3月期末の債務超過額1,092億円に対し、チッソが公表している水俣病損害賠償累計額2,708億円を加え、単純計算により公的債務の既返済額981億円を差し引くと、同期末においてチッソの純資産は（プラス）635億円となる。

#### 4.3.8.2 公的資金の回収方法

前述の通り、チッソは公的支援を借入金として受け入れており、その回収は公的資金元利金の返済としてなされる。チッソの財政状態での公的資金の約定通りの返済はかなわず、前述の通り各種支援措置が講じられているところである。

これに対し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による東京電力に対する公的支援資金の実質的な回収は、同社からの「負担金」及び「特別負担金」の徴収によりなされる。「負担金」及び「特別負担金」は、東京電力の有価証券報告書上は電気事業営業費用明細表に開示されている。原子力損害賠償・廃炉等支援機構による東京電力への交付金額の実質的な回収は、東京電力からの「負担金」及び「特別負担金」他にも、地域の電気事業会社各社の「負担金」及び政府拠出によってもなされる<sup>37</sup>。電気事業法に定められる総括原価方式の適用において、「負担金」は各社共に原価に算入できる費用であり電気料

<sup>37</sup> 地域の電力事業会社各社からの負担金合計は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の開示によると年度負担金総額1,630億円（平成27年度）の65%程度である。

大島・除本（2014）は、東京電力の福島原子力発電所事故に伴う損害賠償費用（及び賠償対応費用）のみならず、除染費用及び中間貯蔵施設費用並びに事故炉廃止費用を含めた事故のコストについて、その負担が電力消費者又は国費に転嫁される点を詳しく解説し、国費投入の前提として東京電力の法的整理（課題が多い点も指摘されている）及び国の責任の明確化が不可欠である旨を述べている。

金に上乗せされているが、東京電力だけが負担する「特別負担金」は原価に算入することはできない。

#### 4.3.8.3 公的資金の回収可能性

東京電力に対しては、会計検査院の会計検査が行われ、「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（2015年3月）」が報告された。この中で、既に国から原子力損害賠償・廃炉等支援機構に投入された9兆円の回収期間の試算がなされた<sup>38</sup>。原子力損害賠償・廃炉等支援機構が保有する東京電力株式1兆円の将来の売却益の大きさにより（売却益は3パターン示された。1兆5,000億円、2兆5,000億円及び3兆5,000億円である。）、東京電力の各期の「特別負担金」を500億円とした場合、30年、25年及び21年という3パターンの回収期間が報告された。東京電力の各期の「特別負担金」を計画経常利益の2分の1とした場合においては、25年、21年及び18年という3パターンの回収期間とされた。9兆円の資金の各人の返済原資割合は株式売却益の大きさにより異なるが、国が10%程度、地方の電気事業者の「負担金」が30%から35%程度、東京電力の「負担金」が10%から15%程度、東京電力の「特別負担金」が12%から16%程度、残りが売却益となる。

以上に対し、会計検査院の試算方式をチッソにそのまま適用し<sup>39</sup>、チッソの2016年3月期末の公的債務残高1,882億円（未払利息を含む）の回収期間を試算した。東京電力に対す

<sup>38</sup> 福島第一原子力発電所事故にかかる東京電力が行うべき賠償や除染、中間貯蔵施設や廃炉にかかる費用の見積り額が、これまでの11兆円から20兆円超に引き上げられた。これに伴い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への国費投入はさらに積み増される見通しであり、これまで地域電力事業者の負担金を通じて広く一般電力消費者から徴収されていた東京電力への公的支援資金は、新電力を通じた電力消費者からの徴収にも広げられることとなった（日本経済新聞、2016年11月27日）。

<sup>39</sup> 試算過程については、添付資料3参照。

る「特別負担金」なるものはチッソには存在しないため、経常利益水準を勘案し、毎期の子会社 JNC 株式会社からの配当約 60 億円から毎期の補償金 22 億円（一時金を除く直近 12 年間の平均）を差し引き、さらに公害防止事業負担金返済額 10 億円（直近 12 年平均）を差し引いた 28 億円の経費 3 億円を加味し、毎期 25 億円を返済することが可能である前提をもって試算した。チッソに対しては、その企業グループの事業規模と比較し巨額の公的支援がなされており、毎期 25 億円程度の返済では合理的な期間内の完済は到底行えず、事実上 JNC 株式会社の株式上場に伴う株式譲渡益による返済が想定される。JNC 株式譲渡後のチッソには資金の創出能力はないことから、JNC 株式会社の上場に伴う株式譲渡益で公的債務残高の返済が可能である時期に上場が行えることを仮定して回収可能期間を試算した<sup>40</sup>。上場時における JNC 株式会社株式評価額は、環境大臣に認可申請を行った際の発表資料「事業再編計画の認可申請について（2010 年 11 月 2 日）」において、第三者が評価した DCF 法による株式評価額を利用した。当該評価は、レンジを踏まえ、1,942 億円から 2,390 億円とされている。JNC 株式会社取得価額 583 億円を差し引き、上場時売却益は 1,359 億円から 1,807 億円と試算した。また、各期の債務残高に対し、借入金等明細表に開示された長期借入金の平均利率 0.8% の利息が元本に加算されると仮定した。このような仮定から、回収期間は、10 年、26 年及び 43 年と試算された。チッソに関しては、東京電力と異なり、公的債務残高の返済原資のほとんどが JNC 株式会社の上場時株式売却益であり、公的債務の回収可能性は JNC 株式会社の上場可否と上場時の企業価値に依存している。東京電力については、その事業の公共性も

---

<sup>40</sup> ここでの仮定は、主としてチッソの公的債務回収スキームが子会社 JNC 株式会社の上場時株式譲渡益に頼ったものである事を説明する目的で行っている。

手伝い公的支援資金を広く地域の電力事業者を通して一般電力消費者が負担しているのに対し、チッソへの公的支援資金はチッソのみが負担する必要があるのであるが、平成 21 年特措法に基づくチッソの企業再編（JNC 株式会社を補償業務を除く全ての事業を譲渡して分社化）に関して、近い将来に残された被害者を切捨てて事態の幕引きを目論むものであるなどの批判も多く、JNC 株式会社のスムーズな上場が可能であるか否かは不確実性が高い。一方、東京電力についても、2015 年において既に訴訟の原告数が 1 万人に達し、チッソに対する水俣病関連訴訟の原告数約 8 千人（通算）を上回り今後の損害賠償の見通しが不明となっており<sup>41</sup>、先の会計検査院の回収期間の試算についても将来改められる可能性がある。

#### 4.3.8.4 公的支援内容にかかる情報開示

チッソの有価証券報告書において公的支援内容は、「事業等のリスク」における継続企業の前提に関する説明、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における資金調達の説明、「経営上の重要な契約等」及び「連結附属明細表」において、現在有効な支援措置を説明するなどしている。

##### 4.3.8.4.1 事業等のリスクにおける情報開示

2016 年 3 月期有価証券お報告書の「事業等のリスク」には以下の記載がある。

「平成 12 年 2 月 8 日閣議了解に基づき、国、熊本県及び関係金融機関から種々の支援措置を講じていただ

---

<sup>41</sup> 朝日新聞「焦点：拡大する福島原発訴訟、国と東電の賠償額増える可能性も」、2015 年 8 月 17 日

また、2016 年 12 月には、東京電力福島第 1 原子力発電所の廃炉や事故の被災者への賠償費用が、2013 年に見積もられた 11 兆円に対しわずか 3 年で 2 倍の 21.5 兆円に膨らんだ旨が発表された（日本経済新聞 2016 年 12 月 10 日）。

いております。

国・熊本県からは、水俣病関連の公的債務返済につきましては、可能な範囲で返済を行い得るよう、各年度、所要の支払猶予等を講じていただいております。

また、特措法（平成 21 年法律第 81 号）及びその救済措置の方針による水俣病被害者救済一時金の支払い額が 755 億円を大幅に増加したことなどから、既往公的債務の償還に加えて同支払債務の償還によって、平成 27 年度より 4 年間、償還合計額が一時的に増加する状況となったため、資金の借入先である公益財団法人水俣・芦北地域振興財団より、償還期間及び据置期間を延長していただいております。

関係金融機関からは、現在当社に対し行われている貸付元本及び求償債権の返済猶予等の継続及びこれに係る利息等の免除並びに今後の子会社の運営係属に直接必要な資金融資を受けております。

なお、今般の水俣病被害者救済一時金の支払いにつきましても、当社に対する支援措置（平成 22 年 4 月 16 日閣議了解）を講じていただいております。」

#### 4.3.8.4.2 経営上の重要な契約等における情報開示

（公財）水俣・芦北地域振興財団に対する借入金について、その元本及び利息の支払を平成 29 年まで棚上げする契約及び平成 31 年まで据え置く契約を開示し、助成を受けている旨を説明している。

#### 4.3.8.4.3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析における情報開示

「資金の財源及び資金の流動性についての分析」の

うち②資金調達において、平成12年2月8日閣議了解に基づく支援措置及び平成22年4月16日閣議了解に基づく支援措置について説明をしている。

#### 4.3.8.4.4 連結附属明細表における情報開示

「借入金等明細表」において、熊本県及び熊本県が設立した財団からの借入金につき、無利息とされているものの残高が1年内と1年超に分けて脚注により開示されている。連結財務諸表ガイドライン様式第十号【借入金明細表】(記載上の注意)2.によると「重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。」とされており、ガイドラインに沿った開示がなされている。

しかしながら、どのような種類の国費がどれだけチッソに投入され、このうちどれだけが返済され、どれだけの残高があり、それらのどの部分にどれだけの減免がなされその金額がどれだけであるのかは明らかでない。また、それらの情報は、ウェブサイトその他においても容易に得られるものではない。

## 4.4. 水俣病の責任企業としてのチッソの情報開示－総括

### 4.4.1 水俣病補償に関する情報開示方法

#### 4.4.1.1 事業等のリスクにおける情報開示

##### 4.4.1.1.1 「継続企業の前提」の記載及び公的支援の内容

事業等のリスクとしては、まず「水俣病問題について」として、「提出会社が将来にわたって事業活動を継

続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」と題して、前述の、国、熊本県及び金融機関からの種々の金融支援措置について述べた上で、「以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は認められないと判断して」いる旨を述べている。当該開示は、2009年3月期より、前述の通り監査・補償実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」の改正及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の公布に伴い行われたものである。2008年3月期までにおいては、継続企業の前提に関する注記に関する明確な会計基準は存在せず、連結財務諸表（及び財務諸表）の注記として「継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨」の注記がなされていた。改正に伴い、「貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるとき」に当該注記が必要である旨が明らかにされた。チッソにおいては、国、熊本県及び金融機関によって、当該事象又は状況を解消しチッソの破綻を回避するあらゆる支援が約されている状況にあり、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないものとして連結財務諸表（及び財務諸表）の注記は取りやめ、「事業等のリスク」における説明に変更されたものである。

なお、公的支援の内容については、その期に有効である支援内容が説明されているが、支援措置の影響額は開示されていない。当該影響額に関しては、金融庁総務



企画局「企業内容の開示に関する留意事項について」C I「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインにおいて具体的に開示が求められている項目ではない。しかし、当該公的支援は日本においてはチッソに限り行われているものでありかつ国、県及び金融機関による複雑な支援措置が講じられ容易にその要約情報は得られない。チッソの会計情報の利用者にとっては、公的支援の具体的な影響額等の情報が開示されると有用であると考えられる。

#### 4.4.1.1.2 水俣病訴訟について

水俣病訴訟については、その期に係属中である訴訟の原告、原告の請求額及び顛末等について説明し、これらの訴訟の結果によっては当社の業績に影響が生じる可能性がある旨が述べられている。

#### 4.4.1.1.3 水俣病補償金及び一時金

毎期の補償金支払額（20億円前後）及び今後も補償を行うため毎年同程度の費用が発生する旨が明示されている。また、平成21年特措法による一時金の当期支払額が記載されている。

#### 4.4.1.2 経理の状況における情報開示

##### 4.4.1.2.1 損益計算書

①水俣補償損失、②水俣病被害者救済一時金のほか、③公害防止事業費負担金が使用されている。チッソにおいて①については水俣病補償金のほか熊本県からの借入金利息費用が含まれている点に注意を要する。②については、一時金支払が生じた期に使用されている。③に

については実質的に公害防止事業負担金利息の支出である。なお、水俣病に関連して、引当金は使用されていない<sup>42</sup>。

#### 4.4.1.2.2 キャッシュ・フロー計算書

チッソにおいては、キャッシュ・フロー計算書を、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローのほか、「水俣病補償によるキャッシュ・フロー」の4つに区分して開示している。その内訳は注記による開示がなされている。

##### 【収入】

熊本県からの特別借入による収入

水俣病補償公的融資借入による収入

水俣・芦北地域振興財団からの特別借入による収入

##### 【補償金等支出】

水俣病補償による支出

水俣病被害者救済一時金などによる支出

(=PLの水俣病被害者救済一時金)

##### 【公的資金返済】

熊本県からの借入金の支出

公害防止事業負担金の支出

熊本県からの借入金の利息の支出

公害防止事業負担金利息の支出

(=PLの公害防止事業費負担金)

---

<sup>42</sup> 1973年3月期に「水俣病補償引当金」が使用されたが、前述の通り翌期同額が戻入れられ当期補償金支払額が計上される方法で運用されており、比較剰余金計算書における会計処理は現金主義に近いものである。

#### 4.4.1.2.3 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に関する注記については、2008年3月期まで連結財務諸表（及び財務諸表）の注記として開示されていたが、前述の通り2009年3月期より「事業等のリスク」における説明のみとなった。

#### 4.4.1.2.4 重要な係争事件

貸借対照表の注記内において「重要な係争事件」の開示がある。原告、原告の請求額及び顛末が記載されている。期末日以降の重要な係争事件については重要な後発事象に記載されている。

#### 4.4.1.2.5 金融支援措置にかかる脚注

前述の通り、借入金等明細表において脚注がなされている。

#### 4.4.1.2.6 「その他」における開示

注記の最後に「その他」「水俣病補償問題」として、①認定患者数及び②補償金支払状況の開示を1973年以降継続している。前者については期首認定患者数に当年度中における認定患者数、期末日後2か月間における認定患者数が開示されている。後者については当年度中における補償金支払額と期末日後2か月間における補償金支払額のみが開示されている。

開示が行われた1973年当時においては、有価証券報告書の構成が現在よりシンプルで記載項目も少なく、「事業等のリスク」も設けられていなかった。そのような当時の紙面において、期末日後の状況にかかる情報開

示にも配慮した開示がなされたと理解できる。ただし、補償金の累計数値が不明であり(認定患者数については合計数が記載されている)、水俣病の現在までの被害規模を知ることはできない。また、この情報は、2016年3月期においても相変わらず同じ情報量にとどまりかつここで開示される水俣病認定患者数に対する補償金支払額と、(連結) キャッシュ・フロー計算書の注記にある水俣病補償による支出との差額については不明である。

なお、2016年3月末現在の水俣病関連損失累計はチッソのウェブサイトの開示されており、補償金 1,574 億円、解決一時金 317 億円、救済一時金 755 億円及び漁業補償等 62 億円、その合計は 2,708 億円である。ただし、ウェブサイトは最新の累計額のみが表示され、過去の推移は提示されていない。

有価証券報告書の本来的な目的は、現在及び将来の投資家の投資の意思決定に資するためとされ、過去の支出の累計情報は求められていない。また、有価証券報告書の縦覧期間が5年であることから、中期的な(超長期でない)情報利用者を想定していると言える。しかしながら、他に一般に公開され公式に残される企業情報開示媒体はなく、チッソのみに特有の事象である水俣病について、水俣病認定患者総数ももちろん重要な情報であるが、有価証券報告書においては金額情報である補償金等累計額の方がより重要であろう。

#### 4.4.2 水俣病補償に関し見積りが回避されている問題点

水俣病の責任企業としてのチッソの有価証券報告書における情報

開示に関して、財務諸表における会計処理は、見積りの要素が見受けられず現金主義に近い会計処理がなされている。2016年3月期においては、平成21年特措法に基づく水俣病被害者の方々への一時金の支払いについては引き続き見込まれるが現時点ではその具体的な金額が不明である旨のみを述べており、訴訟についてはその請求額のみを開示するにとどまる。引当金の計上がないことにより、補償の規模を窺い知ることはできず、他に補償金の累計額も推移の情報もないことから、有価証券報告書においてチッソの水俣病補償の全体像を知ることができない。

第3章のBP社の事例において、早い時期に統計的手法その他種々の手法の組合せにより一定の引当金の計上が行われ補償規模が財務諸表に表されたのに対し、チッソにおいては見積ることができないことを理由に財務諸表に何ら反映されず毎期の補償のみが損益計算書に計上されるのとの比較で明らかのように、利用者にとり水俣病に関する事象が反映されるのが遅い点及び全体像が示されない点において、その会計情報の有用性は低い。

チッソにおいては、第一次訴訟（1973年3月敗訴）の際に水俣病補償金にかかる見積りのための十分な知見がなかった可能性は否めないものの、その後40年以上も訴訟と補償を続け、一定期間の水俣病補償規模を見積る事が可能な経験の積み重ねが得られていると考え得るのが通常である。そうであれば、1995年6月の政府「三党合意の解決案」に基づく政府主導による水俣病未認定問題の全面的解決が図られた期及び2010年4月の政府閣議による、先に成立したチッソと原告団体との和解の基本合意を基礎とした「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」の発表がなされた期ないしその近くの期においては、補償金の発生が極めて高いのであるから、定められた一時金などの額（前者の際にはチッソが1人につき一時金2,600千円を支給、後者の際には1人につき2,100千円の一時金及び団体への加算金を支給など）と受付状況から、少な

くとも一定の見積りが行えた可能性が高いところこれを怠っているとも言える。各々の政治的措置に際してその財務諸表への影響の見積り額を当該措置があった期において反映することは、最善の見積りを行う義務に照らし重要なはずである。

第3章で検討したBP社も本章におけるチッソも、全ての被害者の方々への補償を行う姿勢であることが共通しており、数々の訴訟に直面している点においても類似している。それにも関わらずBP社が早くに引当金により補償規模を明らかにしているのに対しチッソにおいては何ら引当金が計上されず、会計情報の利用者にとりその有価証券報告書の有用性は低い。この背景の一つには、日本基準（JGAAP）において、引当金に関しIFRSのような発生可能性に関する定義や測定方法の明示がない問題点が考えられる。具体的な判断基準や測定方法の明示がないと、企業が見積もることができないと判断する事象に対し外部の者が具体的に異議を唱えるのは困難であり、積極的な見積もりや開示は期待しにくい。よって、日本基準（JGAAP）においても、引当金の見積りにかかる判断の精緻化を目的として、「発生可能性が高く」がいかなる状態であるか、IFRSにいう「資源が流出しない可能性よりも流出する可能性が高い(more likely than not)場合をいう」のような具体的な指針を設けることが望まれる。また、日本基準（JGAAP）には引当金の測定にかかる具体的指針が示されておらず、最頻値による測定が一般的であるが、最頻値方式、期待値方式のいずれの使用も認めることを明記し<sup>43</sup>、大数の法則により同質的で数の多い母集団を測定する場合には期待値方式が適切であるなど、期待値方式を使用すべき場合の例示を示すべきである。

さらに、チッソは、第二次訴訟、第三次訴訟及びその後の関西、

---

<sup>43</sup> 母集団の件数が多く、大数の法則が働く項目の場合、母集団全体の合計については、期待値と最頻値があまり相違しないことが多いと考えられるとされている。しかし、単一の債務に関する引当金の測定について、期待値方式のみを認め、最頻値方式を削除することは、情報の有用性や測定の信頼性、あるいは実行可能性等の観点から懸念があるとする意見も多い（「引当金に関する論点の整理」2009年9月8日企業会計基準委員会, p. 22.）。

東京、京都その他チッソや国、熊本県の責任のほか水俣病認定を争った裁判についても、その全てについてチッソは和解又は敗訴あるいはこれに続く補償協定により補償金の金額が確定して初めて会計処理を行っているが、訴訟の財務諸表への影響を見通したい会計情報の利用者を想定し、固有の状況の説明を含む訴訟損失引当金等の認識に至らない判断プロセス、前提条件又は仮定などの補足説明にかかる情報を開示することが望ましいと考えられる<sup>44</sup>。

#### 4.4.3 水俣病補償にかかる政府支援に関する情報不足

政府等からの公的支援状況に関して、前述の通り、有価証券報告書の各所において説明等がなされているが、その全貌が不明である。

チッソの補償が開始された当時の有価証券報告書においては長期借入金明細表が開示されており、相手先別の残高及び条件概要が把握できたが、現在、有価証券報告書において連結附属明細表の中で借入金等明細表においては一年以内に返済予定の長期借入金（及びリース債務）及び長期借入金（及びリース債務）の区分しもなく相手先を開示する必要はないことから、公的支援を受けている先を知りたい情報利用者には役立たない。

チッソには、重畳的に様々な施策が講じられ、負債の相手先も多岐にわたる。現在の有価証券報告書においては、チッソの水俣病補償にかかる公的資金の明細、条件概要及びこのうちどれだけの返済猶予等がなされているかの全体像について情報が不足し、これらを知りたい会計情報の利用者にとっての有用性は低い。

チッソのような特有の重要な事象を有する企業においては、既存の開示のルールに関わらず当該企業に合わせた工夫した開示が検討

---

<sup>44</sup> 日本公認会計士協会が意見募集を行った「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」に寄せられた意見が取りまとめられ、減損や引当金に至らない理由の開示等を行うべきとの意見があった（経営財務，3226号，2015年8月31日）。

されるべきである。例えば IAS 第 1 号「財務諸表の開示」において「IFRS における具体的な規定に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事業及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうか検討しなければならない(第 31 項)。」とされているように、特別に重要な事象を識別し開示の工夫を求める規定を整備することが望まれる。



## 第5章 ファイナイト再保険にかかる情報開示の考察

ファイナイト再保険は、リスクファイナンスすなわち企業が行う事業活動に必然的に付随するリスクについて、これらが顕在化した際の企業経営へのネガティブインパクトを緩和・抑止する財務的手法の一手法である<sup>45</sup>。会計事象とその財務諸表への影響の帰属時期との関係では、保険対象となる事象が発生する又は発生しないことが明らかになる保険契約期間にわたりその財務的影響が分散されるか又は保険対象となる事象が発生する時期とは別の時期に当該財務的影響が移動する効果がある。前者は保険料平準払方式、後者は保険料一括払方式である。

会計的には、保険加入者にとって支払保険料（費用）か預託金（資産）なのか、同時に保険会社にとっては受取保険料（収益）か預り金（負債）かについて見解が分かれている。仮に国際財務報告基準（以下「IFRS」という）第4号のように一部を費用、残りを資産とすべきであれば、そのための具体的な計算基準が存在し得るのが問われるべきである。また、オリエンタルランドやJR東日本が発行するキャットボンドは、地震リスクを社債に組み込んだ金融商品であるが、これの会計処理もファイナイト再保険の原理の解明が前提となる。

それらに適切な会計基準が整備され、企業がその活用にあたり財務的ニーズに合致するか否かを判断できるのが望ましいが、ファイナイト再保険について、日本にはこれを明確に規定する会計基準は存在しない。そして、その不備を指摘する先行研究は多い<sup>46</sup>。ここでは、日本における国際的再

---

<sup>45</sup> 経済産業省「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」, 2006年3月, p. 6.

<sup>46</sup> 同上誌, 71ページ

岡崎一浩「ファイナイト保険を巡る会計上の諸問題－保険会計と金融商品会計との区分について－」『社会関連会計研究』第19号, 2007年11月, 47-58ページ

大貫貴博「法人税法におけるファイナイト保険の課税問題」『公益財団法人 租税資料館』2014年11月, 19ページ

松原有里「再保険取引と課税－リスクファイナンスと租税回避－」『明大商学

保険取引と海外子会社が行ったファイナイト再保険取引に関し、その法人税課税が争われたいわゆる「ファイナイト事件」<sup>47</sup>について、日本においてファイナイト再保険に関する会計基準が存在しない状況においてどのように判断がなされ、どのような情報開示がなされたか検証する。また、その他のファイナイト再保険の事例として2005年の米保険大手 AMERICAN INTERNATIONAL GROUP、INC.（以下、「AIG」という）の不正会計事件のケースとの比較を行い、ファイナイト再保険にかかる情報開示について敷衍する。

## 5.1. ファイナイト再保険について

### 5.1.1 ファイナイト再保険の特徴

保険においてファイナイト（FINITE）とは、保険引受の手法に対して使われる用語である。ファイナイト再保険は、一般的な保険と比較し、保険会社に移転されるリスクが限定（FINITE）されており、具体的には以下のような特徴を持つ。

- ・大数の法則が働く従来型の保険に比べ、保険金額に対する保険料の割合が高い。
- ・長期契約であり、通常は解約不能である。
- ・個々の契約ごとに条件が異なるオーダーメイドの保険契約である。
- ・リスクシェアリングが明示的に行われ、保険期間中の損害実績により、返戻または追徴保険料が生じる場合がある。
- ・1事故あたり、1年間あたり、および保険期間通算での保険金支払い限度額が設定される。

このようなファイナイト再保険の特徴から、従来 of 保険では対応困難であったリスク算定そのものが困難なリスク（例えば環境汚染の

---

論叢』第94巻第2・3号、2012年3月、156ページ

<sup>47</sup> 浅妻章如『判例時報』2133号、2012年2月、162-167ページ

賠償や PL リスクなど) への対策の選択肢が広がると共に、企業と保険会社間のリスクシェアリングを行うことを通じ、保険会社にとりリスク情報が乏しいリスクの保険化も期待でき、企業の経済活動の発展が期待できる。保険の対象になり難かったリスクの引受が可能(再保険キャパシティが増大)になると共に、従来は複数の保険で引き受けていたリスクも単一の保険で引き受けることも可能となるのである<sup>48</sup>。また、通常の損害保険は1年毎に契約更新が必要であるのに対し、ファイナイト再保険は保険期間が長期にわたるため、企業は、保険事故の発生による甚大な財務諸表への影響リスクを、長期間にわたって固定化・平準化することにより、利益・キャッシュフローの安定化が期待できる。

なお、同様に偶発的な事故事象に備えるリスクファイナンスの一つとして、コンティンジェント・コミットメントライン(非常時融資枠予約)がある。これは金融機関の扱うコミットメントラインを非常時にも利用できるようにした融資予約契約である<sup>49</sup>。下記図10は、スプレッド・ロス保険型のファイナイト再保険における出再者のキャッシュフローと、定期積立型預金にコンティンジェント・コミットメントラインが付された場合における借入側のキャッシュフローとを比較したものである。スプレッド・ロス保険は、保険料平準払方式である。予想支払保険金と保険会社の予想経費及び利益の合計額を契約年数で割って年間保険料が算出される。予想保険金総額を上回る保険金が支払われた場合には、追加保険料が支払われ、総支払保険料が予想保険金総額に満たなかった場合には戻し金が生ずる<sup>50</sup>。

---

<sup>48</sup> 猪口富夫「リスク・ファイナンス手段としての保険と保険代替スキーム」『龍谷大学経済学論集』第43巻第3号、2003年12月、16ページ

<sup>49</sup> 「不可抗力条項(銀行の責任外となる天変地異等の不可抗力により融資が実行できない状況に陥った場合の免責条項)」及び「財務制限条項(融資先の財務内容が著しく融資に適さない状況に陥ったと判断される場合の免責条項)」を削除することにより可能となる。

<sup>50</sup> 竹濱修「ファイナイト保険の法的性質」『立命館法學 / 立命館大学法学会 編』2006年(6)(310)、2006年、219ページ

図 10 ファイナイト再保険とコンティンジェント・コミットメントライン付  
定期積立預金の想定キャッシュ・フロー

| 【5年目に保険事象が発生した場合】 |        |                                 |            |       |
|-------------------|--------|---------------------------------|------------|-------|
| ファイナイト再保険         |        | コンティンジェント・コミットメントライン付<br>定期積立預金 |            |       |
| 1年目               | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 2年目               | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 3年目               | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 4年目               | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 5年目               | 事象発生   |                                 |            |       |
|                   | 保険金の受領 | 1,200                           | 非常時融資の受領   | 1,200 |
|                   | 保険料の支払 | -150                            | 拘束性預金の積立   | -150  |
| 6年目               | 保険料の支払 | -150                            | 拘束性預金の積立   | -150  |
| 7年目               | 保険料の支払 | -150                            | 拘束性預金の積立   | -150  |
| 8年目               | 保険料の支払 | -150                            | 拘束性預金の積立   | -150  |
| 9年目               | 保険料の支払 | -150                            | 拘束性預金の積立   | -150  |
| 10年目              | 保険料の支払 | -150                            | 拘束性預金の積立   | -150  |
| 保険料の支払額 計         |        | 1,300                           | 拘束性預金積立 計  | 1,300 |
| 保険金               |        | 1,200                           | 非常時融資額     | 1,200 |
| 保険会社手数料           |        | 100                             | 非常時融資予約手数料 | 100   |

| 【保険事象が発生しなかった場合】 |        |                                 |            |       |
|------------------|--------|---------------------------------|------------|-------|
| ファイナイト再保険        |        | コンティンジェント・コミットメントライン付<br>定期積立預金 |            |       |
| 1年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 2年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 3年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 4年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 5年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 6年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 7年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 8年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 9年目              | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
| 10年目             | 保険料の支払 | -100                            | 拘束性預金の積立   | -100  |
|                  | 満期返戻   | 900                             | 満期受取額      | 900   |
| 保険料の支払額 計        |        | 1,000                           | 拘束性預金 計    | 1,000 |
| 保険会社手数料          |        | 100                             | 非常時融資予約手数料 | 100   |

出所：筆者作成

このように、スプレッド・ロス保険型のファイナイト再保険と、コンティンジェント・コミットメントライン付定期積立預金の経済的効果は類似する。ファイナイト再保険に関してしばしば、保険と金融の境界に位置する取引であって、リスク移転の保険とローンによるファイナンス機能が統合され再保険の機能を持つ保険に融資を結合したリスクファイナンスの一つと説明がなされるのは理解しやすい<sup>51</sup>。

<sup>51</sup> 知見邦彦「米国における保険の金融化」『季刊経済理論』第49巻第2号，2012年7月，66ページ

しかしながら、このような類似の会計事象との峻別のために必要な、あるいは上述の会計上のメリットを享受できるか否かの判断のために必要となる会計基準が日本には存在しない。

#### 5.1.2 ファイナイト再保険の会計処理

IFRS 第4号では、保険者が、保険契約者から、特定の不確実な事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合に、保険契約者への補償を同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約を保険契約と定義し<sup>52</sup>、適用範囲と定めている。そして、預り金要素<sup>53</sup>について、第10項において分離処理すべき場合と禁止される場合を定義している。すなわち、預り金要素を測定できる場合（第10項（a）及び（b））においては会計方針に応じて預り金要素の分離処理の要否が定まり、預り金要素を測定できない場合（第10項（c））には預り金要素の分離処理は禁止される（図11）。

なお、国際会計基準審議会（IASB）においてIFRS第4号「保険契約」を伴うIFRS第9号「金融商品」の適用にかかる審議が続いており、2016年8月現在、2018年1月1日IFRS第9号「金融商品」のみが発効する予定である<sup>54</sup>。なお、2016年8月現在、我が国において保険会社のIFRS適用会社（適用予定を含む）はない<sup>55</sup>。

---

<sup>52</sup> 国際財務報告基準第4号 保険契約 付録A用語の定義

<sup>53</sup> IFRS第4号は保険を引き受ける側を適用対象としており、預り金要素と定義されている。

<sup>54</sup> PwCあらた有限監査法人「IFRSをめぐる動向第88回 IFRS第4号「保険契約」を伴うIFRS第9号「金融商品」の手今日に関する審議(2016年3月から5月の審議)『経営財務』, 第3269号, 2016年7月

<sup>55</sup> 日本取引所グループ「IFRS適用済・適用決定会社一覧」,  
<http://www.jpix.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>, 2016年8月25日

図 11 IFRS 第 4 号 第 10 項

| IFRS4   |  | 求められる会計処理                              |
|---------|--|--|
| 第10項(a) | <p>かつ</p> <p>会計方針で、預り金要素から生ずる全ての義務及び権利を認識する事を特に要求していない</p> | 預り金要素の分離処理 (unbundling) が必要            |
| 第10項(b) | <p>かつ</p> <p>会計方針で、預り金要素から生ずる全ての義務及び権利を認識する事を求めている</p>     | 預り金要素の分離処理 (unbundling) が許容されるが要求はされない |
| 第10項(c) |  | 預り金要素の分離処理 (unbundling) は禁止される         |

日本においては、IFRS 第 4 号のような基準はなく、保険が金融商品に該当する場合には「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号、以下「実務指針」という）に基づき会計処理を行うこととなる。ところが、「保険者が特定の事故の発生によって生ずる損害額等（損害保険又は生命保険）を通常保険金支払の形で補填することを約する一方、保険契約者が保険料の支払義務を負う保険契約は、金融商品会計基準の対象外である。<sup>56</sup>」とし、従来型の保険契約を除外しているのに加え、「満期返戻金のない契約（掛け捨てのものは、金融商品ではない。これに対し満期返戻金のある契約は、保険事由が発生しない限り満期に返戻金が支払われる。しかし、後者は純粋な保険部分と積立金部分が組み合わされているから、両者の区分計算が必要となるが、保険契約と密接な関係にあり区分計算は極めて困難であるため、金融商品会計基準の対象外とし

<sup>56</sup> 実務指針第 13 項

た。<sup>57)</sup>として、金融商品である積立金部分（IFRS 第 4 号で言うところの「預り金要素」）についても会計基準が存在しない状態となっている。

なお、保険業は、財務諸表等規則第 2 条により別記事業とされており、金融商品取引法に基づく財務報告も保険業法施行規則に準じた様式でなされている<sup>58)</sup>。保険会社は事業年度ごとに金融庁に対して業務報告書を提出する事が義務付けられているところ、その会計処理及び表示方法については、保険業法及び保険業法施行規則等に従う必要がある。従って、保険業に固有の会計処理及び表示方法については、保険業法及び保険業法施行規則に定める方法が、一般に公正妥当と認められる会計基準とされているのである。また、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」においても、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項が示されている。このように、日本においては、保険業法が適用される限られた企業が参照する指針が存在するのみであり、ファイナイト再保険にかかる会計が広く周知徹底される環境にはない。

これらに対し、米国においては、保険を構成するアンダーライティングリスクとタイミングリスク<sup>59)</sup>が移転しているか否かを検証し、そのいずれのリスクも移転していなければ保険とは認められない<sup>60)</sup>。また、英国においてもリスクの移転を保険か否かの判断基準とするが、いずれかのリスクが移転していれば保険契約と認められ、米国よりも緩やかであると言われる<sup>61)</sup>。

---

<sup>57)</sup> 実務指針第 224 項

<sup>58)</sup> 資産及び負債の部は流動・固定に分類されていない。

<sup>59)</sup> アンダーライティングリスクはその名の通り保険引受リスクであり、保険料設定時の想定を上回る保険金発生により損失を被るリスクである。また、タイミングリスクは保険金の支払が予想の時期よりも早い事により、收受した保険料の運用資金額や運用期間の長さが影響を受け、予想収益や資金調達に生ずるリスクを言う。

<sup>60)</sup> 松原，前掲稿，207 ページ

<sup>61)</sup> 経済産業省，前掲稿，64 ページ

## 5.2. 東京海上日動火災保険株式会社の事例のファイナイト再保険

### 5.2.1 事案の概要<sup>62</sup>

東京海上日動火災保険株式会社（以下「X社」という）は、企業向け地震保険を引き受けた会社である。X社は、引受けた地震リスクを勘案し、自身の利益の平準化を図るため、アイルランドの100%子会社Tokio Marine Global Re Limited（以下「Y社」という）との間で10年の再保険契約を締結した。この再保険契約は掛捨てであり、超過損害額再保険特約（Excess of Loss Cover）、すなわち、保険事故による損害額が一定の金額を上回った場合に、その超過部分について一定の限度額（てん補限度額）までの部分を再保険金として受再者に支払う条件の再保険である（以下、「ELC再保険」という）。X社はまた、企業グループ外の海外の再保険会社であるA社、B社、C社及びD社との間でも、同様のELC再保険契約を締結した。そして、これら再保険料を損金に計上し確定申告を行った。一方、Y社は、グループ外の海外の再保険会社であるA社及びE社との間で、30年のファイナイト型再々保険契約を締結した。Y社が締結したファイナイト型再々保険契約は、契約の最初の10年間、A社及びE社に支払う年間再保険料30億円のうち、4億円は掛け捨ての再保険料とし、残りの26億円に

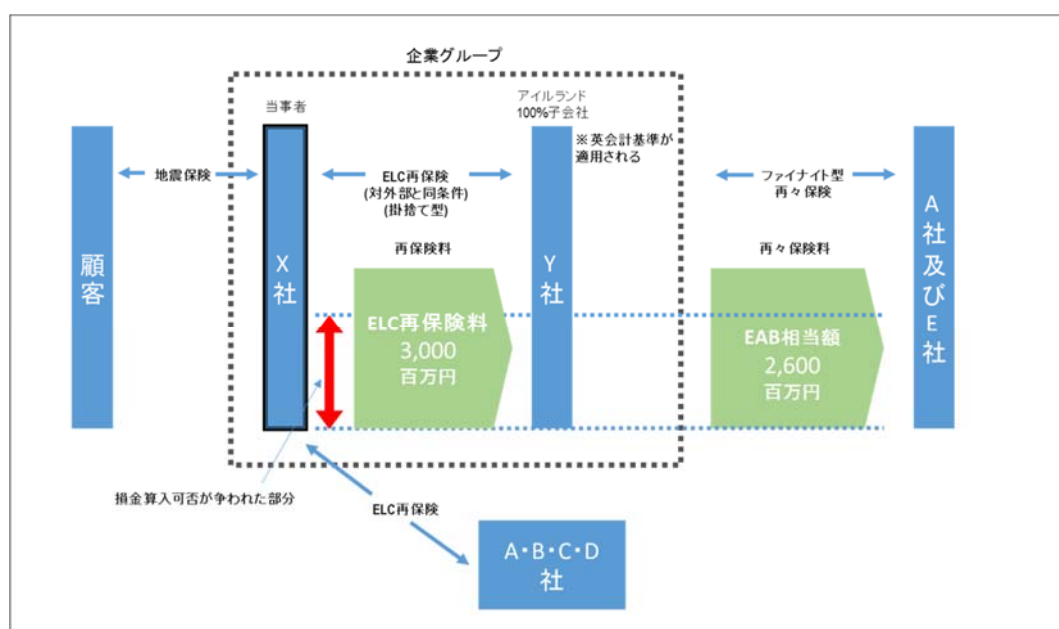
---

<sup>62</sup> 東京地判 2008年11月27日判決 判例時報 2037号（事件番号：平成17年（行ウ）第586号），22ページ  
高判 2010年5月27日判決 判例時報 2115号（事件番号：平成21年（行コ）第64号），35ページ  
弘中聡浩「ファイナイト再保険租税訴訟の解説——国際的な再保険取引に関する課税処分を争って勝訴した事例——」『租税研究』737号，2011年3月，249-276ページ  
水野忠恒「最近の国際課税判決の動向——ファイナイト保険課税事件に関する判決の検討——」『租税研究』739号，2011年5月，4-16ページ  
浅妻，前掲稿，162-166ページ  
松原，前掲稿，202-205ページ  
芦原亮「関連者間の保険取引に係る課税問題についての一考察：支払保険料の損金性を中心に」『租税資料館賞受賞論文集』21号（中），2102年11月，13-18ページ



については成績勘定残高（Experience Account Balance：以下「EAB」という）に一定の算式に従って繰り入れられることになっていた（図12参照）。そして、再保険契約が終了した時点で保険事故が契約締結時に想定したよりも少なかった場合には、A社及びB社からY社に一定の金額（プロフィット・コミッション）が返還され、逆に保険事故が契約締結時に想定したものよりも多かった場合には、Y社からA社及びB社に対し、追加の金額（ロス・パティシペーション）が支払われるという条件が付されたものであった。

図 12 取引概要図



出所：弘中、前掲稿、浅妻、前掲稿及び松原、前掲稿より著者作成

Y社のアイルランドでは英国会計基準が適用され、Y社とA社及びE社とのファイナイト再保険が保険料として会計処理可能であった。このため、X社企業グループ全体で保険料の計上に伴う課税の繰延べ効果があるのと共に、保険事故が生じなかった場合に返戻される金額が収益となることに伴う税額は日本よりY社のアイルランドの方が税率が低く、Y社にはいわゆるタックスヘイブン対策税制（租税特別措

置法第 66 条の 6 第 1 項) の適用もないことから、節税効果も期待できる。また、保険事故が発生した場合には損失に見合う保険金を受領することにより損益の平準化効果が保たれる。

課税庁は、X 社と Y 社との ELC 再保険契約と、Y 社と A 社及び E 社とのファイナイト型再々保険契約とは相互に密接に関連した不可分一体のものであって、X 社と Y 社との間には、ELC 再保険料を掛け捨てのように見せかけながら、契約終了時には Y 社がファイナイト型再々保険契約に基づき A 社及び B 社から受けるプロフィットコミッションに相当する金額をいずれ X 社に返金する旨の明示または黙示の合意があったとした。そして、X 社の 100%子会社 Y 社はダミーカンパニー（キャプティブ保険子会社<sup>63</sup>）であり、租税回避を享受するための「受け皿」あるいは「導管」にほかならず、X 社は Y 社を用いて企業グループ外に第二の異常危険準備金<sup>64</sup>を創設したものであり、X 社の ELC 再保険料のうち EAB 繰入額相当部分は預け金であるとして当該部分の損金算入を否認した。また、EAB 繰入額相当部分に係る運用収益である EAB 加算額相当額を X 社の益金であるとした。なお、課税庁は「法人格否認の法理」を主張するのではなくかつ法人税法第 132 条等の租税法上の規定による否認を主張するのでもなかった<sup>65</sup>。

X 社はこれらに対し、地震リスクの引受とリスクの移転及び利益平準化に関する考え方について、それらに関する当時の社内文書を提示し、Y 社との一連の契約が専ら租税回避を目的としたものであったとの課税庁の主張に異議を唱えた。すなわち、X 社単体で地震リスクを保有せず Y 社に再保険により移転し、当該リスクの全てを企業グループ外に移転させてしまっては期待する利益を得られないため、企業グループ内に地震リスクを保持するが、地震の発生による巨額の保険

---

<sup>63</sup> 課税庁はこのように述べているが、本来、キャプティブはダミー会社と同義ではない。

<sup>64</sup> 日本国内における法定異常危険準備金でない海外の準備金、という意味で使用されている。

<sup>65</sup> 第 132 条（同族会社等の行為又は計算の否認）、第 132 条の 2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）、第 132 条の 3（連結法人に係る行為又は計算の否認）及び第 147 条の 2（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）が該当する。

金費用の計上により財政状態が著しく悪化するのを避け利益の平準化を図る事業上の正当な目的が存在したとした。また、日本のファイナイト再保険の会計上の取扱いがはっきりせず、ファイナイト再保険料を費用に計上できない場合に利益の平準化が果たされない可能性があったため、英国会計基準の適用が明確であるアイルランド子会社 Y 社との間で ELC 再保険契約を締結した上で Y 社がファイナイト型再々保険契約を締結したものであり、事業上の合理的な判断に基づくものであるとした。さらに X 社は、課税庁が主張する租税メリットにかかるシミュレーションに異議を唱え、X 社が考えるコスト比較にかかるシミュレーションを提出した。

#### 5.2.2 争点及びこれに対する判示

一連の裁判において争われたのは主として X 社の ELC 支払保険料のうち、Y 社のファイナイト再々保険の EAB 繰入額相当額にかかる損金算入の可否である。財務会計であれば、連結会計により全世界のグループ会社間の取引は消去されるが、税務においては、連結納税制度を適用したとしても海外子会社への課税には及ばない。このため、課税庁が X 社の海外子会社である Y 社が外部と行ったファイナイト再保険料を X 社の損金でないと否認するためには、前提となる前述の主張、すなわち X 社はダミー会社でありスキーム全体が一体不可分であり専ら租税回避に利用されたという点が認められることが必要であったのであるが、一連の裁判において、課税庁の主張はその根拠が十分でなかった<sup>66</sup>。

このため、課税庁が主張した Y 社を利用したスキーム全体、すなわち ELC 再保険とファイナイト再保険が一体不可分であるという主張

---

<sup>66</sup> 東京高等裁判所の判決において、裁判所は、課税庁が主張する ELC 再保険とファイナイト再保険とが相互に密接に関連した一体不可分のものであるという点について「この点に関する控訴人の主張は難解であるが」と述べた上でその一体性を否定した。

は退けられた<sup>67</sup>。また、X社の当スキームにおける租税回避の意図についても否認された<sup>68</sup>。さらに、課税庁のEAB繰入額相当額について預け金であるとする主張についても退けられ、X社のELC支払保険料は損金であると認められ、還付加算金等を含め約67億円が還付された<sup>69</sup>。

裁判では、ファイナイト再保険料の保険該当性やEAB部分にかかる考え方について多くは示されていない。まず、Y社が締結したファイナイト再保険に関して前述のリスクの移転がなされているか否かに照らした保険該当性に関する判断は明示されなかった。また、ELC再保険料に関してほとんど検討はなく、独立した取引と認められた上で、掛け捨ての保険料として経費計上が認められた。これにより、今後、国内法人が海外子会社との間で締結する保険契約が掛け捨て型である場合にはそのリスク移転の程度や内容には関わりなく保険料の損金算入が認められることとなり、税源侵食という問題が生ずる可能性がある。これについては、OECDにおける税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)への取り組み、すなわちBEPSプロジェクトの最終報告書(2015年10月5日)の中で、外国子会社合算税制(CFC税制)の強化分野として特に所得移転に利用されるおそれがある所得の一つとして再保険から生ずる所得が明示され<sup>70</sup>、課題は世界で共有されている。ただし、法改正や二国間の租税条約の

---

<sup>67</sup> X社とY社は、それぞれ設立国の法令に従って有効に設立された法人であるから、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約は、法形式上も実質的にもそれぞれ別個の法人格を有する当事者間における別個の内容を有する契約であって、本件ELC再保険契約と本件ファイナイト再保険契約が不可分一体であること認めることはできないとされた。

<sup>68</sup> いかなる法形式(契約類型)を用いるかは当事者の自由であり、一般に経済活動は税負担の多寡をコストの一つとして考慮して行われるのが通例であると明示した上で、租税回避を目的として、当事者の選択した契約が不存在と認定される場合又は当事者の真の効果意思が欠缺し若しくは虚偽表示により契約が無効と認定される場合に当事者の選択した契約類型を租税回避行為として否認することが許されるのであって、X社については、租税回避のための恣意的な利益操作とは異なり、保険会社にとってのグループ全体の決算利益の安定化・平準化の意味であるとされた。

<sup>69</sup> 弘中、前掲稿、249ページ

<sup>70</sup> OECDウェブサイト、  
<http://www.oecd.org/tax/action-plan-on-base-erosion-and-profit-shifting-9789264202719-en.htm>  
国税庁ウェブサイト、<https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/beps/index.htm>  
最終閲覧 2016年8月29日

個々の改訂には時間を要するためその解決の即時性は不明である。

### 5.2.3 ファイナイト再保険及びその EAB 繰入額相当額にかかる裁判所の判断

東京高等裁判所は、ファイナイト再保険料に含まれる EAB 繰入額相当部分（事後調整部分）を預け金と断ずることはできないとする根拠として、EAB 繰入額相当部分とその余の部分との区分があるとは認められない点、保険事故が生じた場合には常に全額が保険リスクを負担する部分とされ、返還されない部分がある点及び仮に EAB 繰入額相当部分（事後調整部分）とそれ以外とを峻別して再保険料を別個独立にして計算するならば、本件ファイナイト再保険料とは異なる金額となる点を示した<sup>71</sup>。

X 社の当該事案において会計処理自体は特段問題とされてはいない。会計上は、連結子会社との ELC 再保険取引は消去されるため、企業グループ外部とのファイナイト再保険取引の会計処理の連結上の取扱いが問題となる。連結財務諸表を作成するにあたり、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結会社（親会社および子会社）が採用する会計処理の原則および手続きは、原則として統一しなければならないのであるが、親会社国（日本）にファイナイト再保険に関して統一すべき有効な会計基準は存在せず、アイルランドが採用する英国会計基準に従ってファイナイト再保険料が保険料として経費計上されている海外子会社の財務諸表が原則としてそのまま連結される。仮に日本にファイナイト再保険にかかる明確な会計基準が存在しそれがアイルランドの会計基準と異なる場合、企業グループに

---

<sup>71</sup> 東京地裁においても EAB 繰入額相当額が預け金であるか否かに言及されている。東京地裁においては、「EAB 繰入額は、預け金としての性格を有するものとも解し得るが」と言及した上で、X 社の一連のスキームには十分に経済的合理性が認められ、全く異なる当事者間において全く異なる内容の契約である ELC 再保険料に関して、ファイナイト再保険料の損金該当性と全く同一に判断しなければならない理由はないとして ELC 再保険料の損金算入を認めた。

とり当該ファイナイト再保険の重要性が高い場合には、日本の会計基準に合わせて連結決算手続上の修正が行われることとなる。

### 5.3. AIGの事例のファイナイト再保険

2005年3月、米保険最大手AIGの不正会計が発覚した<sup>72</sup>。AIGがBerkshire Hathawayグループの再保険会社General Reから引き受けたファイナイト再保険契約において、AIGがGeneral Reから保険料名目で受領した500百万ドルを収益計上すると共に支払備金に繰入れた。AIGとGeneral Reとの再保険契約は、ロス・ポートフォリオ再保険（Loss Portfolio Transfer）と呼ばれる契約形態であり、既発生保険事故にかかる保険責任を再保険者に移転する再保険契約である。ロス・ポートフォリオ再保険は主として、保険契約者のロングテール問題を解決するため開発された経緯がある<sup>73</sup>。保険料は初年度に一括して支払われ、保険金支払限度の範囲内で保険金の支払が行われる。AIGとGeneral Reとの再保険契約においては、保険リスクがAIGに移転しておらず、AIGにとり収益ではなく実質的には借入金であったとされた。AIGも、ドキュメンテーションが不適切で保険として処理されるべきではなかったと認め<sup>74</sup>、財務諸表を修正した。AIGには、保険料収入の増加と共に、アナリストから支払備金の不足について批判を受けたことへ対処する目的があったと言われている<sup>75</sup>。AIGの事案の当時、ファイナイトが保険契約と認められるための「重

<sup>72</sup> 日経金融新聞「米保険、AIG問題で激震—収入や準備金水増し、特殊な取引計上、長年の商慣行？」2005年3月

なお、AIGは2003年にもBrightpoint社との間で締結したファイナイト保険契約が実際にはリスク移転がなされておらず、Brightpoint社が1998年に被った損失を飛ばし、同年の収益を不当にかさ上げするものであったとしてSECに摘発を受けているが、本件については両者とも不正を認めないまま民事制裁金を支払って決着した。

損保ジャパン総合研究所「金融と保険の融合の進展—金融コングロマリットとART(代替的リスク移転)に関する調査研究報告書」, 2008年12月, 65ページ

<sup>73</sup> 元受保険者は、事故発生から保険金支払まで長期間を要する（ロングテール）保険商品について、支払備金に既発生未報告損害支払備金（IBNR備金）の積立が求められるなど財務的な制約があり、ロス・ポートフォリオ再保険にはこれを解決する効果が期待される。

<sup>74</sup> Knowledge@Wharton, "Accounting for the Abuses at AIG", 20 April 2005

<sup>75</sup> 飯田信夫「SEC:米国GAAPとIFRSとの調和、AIGの処分、監査基準の承認」『経営査財務』

要な保険リスクの移転」の具体的要件は、法的にも監督当局によっても定義がなされておらず、この不祥事きっかけに、米英の当局や国際組織においてファイナイト再保険に関する情報開示ルールが策定された<sup>76</sup>のであるが、当時においても、10%の損害が発生する確率が少なくとも10%以上（いわゆる10/10ルール）であれば要件を充たすという実務慣行が存在し、リスクの移転程度に照らし、会計上保険金収入としての処理が誤っていると判断されたものである。

図 13 保険料と貸付金の想定キャッシュ・フロー

|      | 保険料である場合                |       | 借入金である場合   |       |
|------|-------------------------|-------|------------|-------|
| 1年目  | 保険料の受取                  | 1,200 | 融資額を受領     | 1,200 |
|      | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 2年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 3年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 4年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 5年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 6年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 7年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 8年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 9年目  | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
| 10年目 | 保険金支払                   | -130  | 借入金の返済     | -130  |
|      | 保険金の支払額 計               | 1,300 | 返済額(利息込) 計 | 1,300 |
|      | 保険料                     | 1,200 | 借入額        | 1,200 |
|      | ※実際には保険期間中の資金の運用益が加味される |       |            |       |

出所：著者作成

上記図 13 は、保険期間 10 年、保険料 1,200、保険金の合計支払額 1,300 そして保険手数料 100 である保険の受再者のキャッシュ・フロー及び融資期間 10 年、借入額 1,200、返済合計額 1,300（元利合計）である借入金の借り手側のキャッシュフローモデルを参考として掲げた。上記図表 4 の通

第 2759 号

<sup>76</sup> 経済産業省，前掲誌，65 ページ

保険監督者国際機構（IAIS）「ファイナイト再保険のリスク移転、情報開示および分析に係る指針」，2006 年 10 月採択

英国金融サービス機構（FSA，2013 年に解体・廃止されている）「ファイナイト再保険に係る情報開示（規則案）」，2005 年 10 月

全米保険監督官協会（NAIC）「ファイナイト再保険取引に関する情報開示基準のモデル規則」，2005 年 10 月採択

り、両者の経済的効果は類似しており、両者を峻別するための会計基準の重要性が改めて認識されると共に、それだけでは「重要な保険リスクの移転」とは何か不明瞭である場合、会計基準が広く理解され実効性あるものとするため、米国のような具体的判断基準や実務慣行上のルールも必要と考えられる。

#### 5.4. ファイナイト再保険の会計情報の開示の有用性にかかる総括

東京海上日動火災保険株式会社は裁判において、自ら国内においてファイナイト再保険契約を締結する場合に会計上の取扱いが不明瞭であったため、当該ファイナイト再保険の保険料が英国会計基準の適用によって経費として計上できる事が明確であったアイルランド子会社がファイナイト再保険契約を締結したと経緯を述べた<sup>77</sup>。それから10数年を経た現在も日本では未だ会計上の取扱いは不明瞭なままであり、速やかな会計基準の整備が期待される。保険会計に関しては、保険（金融）商品の専門性の高さ（難解さ）に加えて、生保業界と損保業界とのマーケット及び利害の相違、監督官庁の関連規制との調整、さらには、各国が長らく独自に発達してきた保険会計もしくは実務慣行を有しているため、各国の会計基準の相違をすり合わせるのは非常に難しいと言われ<sup>78</sup>、IASB（International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会）が進める会計基準の統一にかかる米国等との調整は、保険契約分野については難航している<sup>79</sup>。そうであっても、日本では諸外国と比較しファイナイト再保険の取扱いにかかる議論が尽くされておらず、1990年代以降ファイナイト再保険が増加して以降、会計基準が存在しない状況が長い。現在及び将来にわたり、IFRSを適用する一部の企業のみならず、広く取扱いを明らかにする会計基準の整備が期待される。また、会計基準が明確で広く理解しやすく実効性の高いものとなるよう、ファイナイト再保険が保険であるか否かの判断

<sup>77</sup> 弘中，前掲稿，259 ページ

<sup>78</sup> 松原，前掲稿，157 ページ

<sup>79</sup> 経済産業政策局企業会計室「企業会計制度をめぐる動向」2015年10月，2 ページ

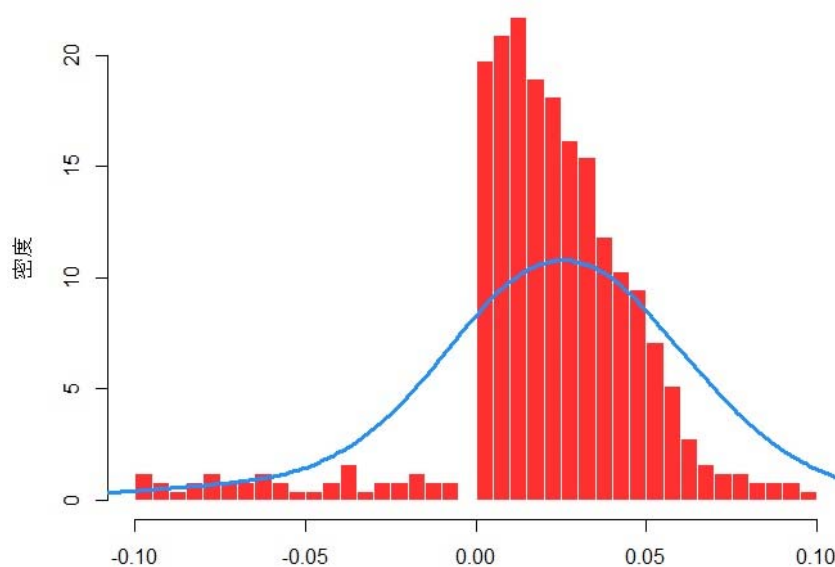


すなわち「重要なリスクの移転」の判断においては、保険の本来の構成要素であるリスクの移転の程度と内容を具体的判断基準とするよう、捕捉的なガイドラインの構築を踏まえ、会計情報の利用者にとりわかりやすい有用な会計情報の提供がなされることが望まれる。

## 第6章 補論－特定区間のROA分布の国別比較

「会計期間の公準」を前提とした発生主義会計のもと、収益及び費用の期間帰属の重要性については企業の過去及び将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供する観点から広く浸透している。会計上の利益は、経営者による不正や誤謬によって期間帰属を変更させられることがあるが、これ以外にも、会計基準の許容範囲内で経営者の裁量による利益の調整によっても期間帰属が前後し、後者は特に利益調整（earnings management）として知られている。前章までにおいては、複数会計期間にわたる会計事象を対象としたのに対し、当章では、会計事象を他の期に移動させる行動とも言える利益調整行動について、総資産利益率（Return on Asset 以下、ROA という）の分布を用いて考察を加える。

図 14 連続的でない ROA の分布



木村・浅野（2005）p. 145 を参考に筆者作成

ROA は、事業に投資した総資産がどれだけ有効に活用されたかを表す。

我が国の ROA は、欧米や他のアジア地域と比較し、低い水準で推移してきた。また、国内企業の ROA 水準については、企業間格差が欧米や他のアジア地域と比較して小さいことが特徴とされている。これらの傾向は、我が国特有のコーポレートガバナンス構造やリスクを冒したダイナミックなリターンを追求する個別差異性を欠く企業行動との関係で論じられている<sup>80</sup>。日本企業の ROA は、製造業・非製造業ともに 1980 年代及び 1990 年代において長期的に低下を続けてきたと言われているが<sup>81</sup>、1995 年以降 2001 年までの推移を観察すると、多くの業種において上昇傾向への転換が見受けられた。しかしながら業種全体をけん引するほどの力強い上位企業の存在は一部業種にしか見受けられない<sup>82</sup>。

企業の ROA は、正規分布に従うことなく、ゼロを境界としてマイナス側には少ない頻度を、プラス側に大きな頻度を示し、連続性がないことが既に観察されている<sup>83</sup>。損失を回避する経営者行動は、利害関係者の多い上場企業については特に理解しやすい。本章では、このような経営者行動を数値化する一つの試みとして、ROA を目盛りとする横軸ゼロを境目とした特定の区間の分布に着目し、この各国比較を行う。

## 6.1. 利益調整とその効果

利益調整は、生産調整や販売調整、単価調整、土地や有価証券等の譲渡、企業再編やリストラクチャリング、会計上の見積りの調整などにより行われる<sup>84</sup>。これら単独または組合せによる実行により、会計処理の対象と

---

<sup>80</sup> 亀田・高川（2003） pp. 1-12

<sup>81</sup> 日本政策投資銀行（2001） pp. 2-4

<sup>82</sup> 高原（2003） p. 10。ROA の傾向分析については、法人企業統計が用いられている。

<sup>83</sup> 木村・浅野（2005） p. 145

<sup>84</sup> 一ノ宮（2005）においては、具体例としての会計政策の前提として、利益操作手法が 10 に分類されている。①会計方針の選択の濫用、②見積り・判断・予測の濫用、③意図的な取引の濫用、④正常な取引の裁量的利用、⑤利益の平準化、⑥重要性の原則の濫用、⑦子会社・関連会社の濫用、⑧Big Bath、⑨会計方針の変更、⑩複雑な取引の濫用。そして、これらはさらに会計数値を操作する技術的会計政策（会計的利益調整）と、事業活動を制御する実質的会計政策（実

なる会計事象は何も講じなかった場合と比較し、前後の他の会計期間に移動することとなる。利益調整は、日米の実証研究により、企業が締結する契約に関連する動機により、①経営者ボーナスを獲得するために利益を増加させる、②債務契約で締結した財務制限条項に抵触することを回避するために利益を増加させる、③独占禁止法などの政治的な規制を逃れるために利益を減少させる、④税コストを抑えるために報告利益を減少させる、ものとされている。また、株式市場における株価形成に関連する動機により、①株価の下落を防ぐために、連続増益または利益予想値を達成する、②新規株式公開企業と公募増資企業は、資本コストを抑えるために、株式発行直前期の決算で利益を増加させる、③ストック・オプションや自社株を多く保有している経営者ほど、利益ベンチマークを達成する、ものとされている<sup>85</sup>。また、利益調整行動は、利益の質 (Quality of Earnings) との関係を通して企業評価と関連づけられることもある。利益調整行動がある状況と利益の質が低い状況、及び利益調整行動がない状況と利益の質が高い状況との関連性は強く、利益調整行動がある状況と利益の質が高い状況との関連性はないとされる<sup>86</sup>。

これらに対し、収益性水準の特定期間に限るとその利益調整行動の傾向が現れるかまたその各国の傾向に違いがあるのか、という視点から、ゼロを境に極端に大きな分布を示す ROA について、特定の区間の分布に着目し、その企業行動を可視化・数値化し、各国の比較を行う。

ある利益調整行動により特定の会計期間の利益を減少させ行動をとると後のいずれかの会計期間の利益が増加し、逆に特定の会計期間の利益を増加させる行動をとると後のいずれかの会計期間の利益は減少する。

この結果、企業の生涯利益の総額には変化をもたらさないが、課税時期

---

態的利益調整)に区分されたとする。本章においては、企業に何等かの利益調整行動が存在するであろうことを前提としており、その行動の内容について区別は行っていない。

なお、榎本・木村・山口 (2013) においては、会計的利益マネジメントが相対的に高い水準で実施される一方、実態的利益マネジメントは相対的に低い水準で実施されることを見出している。

<sup>85</sup> 首藤 (2010b) p. 5

<sup>86</sup> 一ノ宮 (2004a) pp. 9-10

を繰り延べることを通じて金融的な効果を期待することができる。

## 6.2. 各国企業の ROA サンプル

### 6.2.1 利用したサンプルの概要

各国比較を行うため、各国株式市場を代表する主要な株式指標を構成する企業群を選択する。それぞれ、複雑な企業活動を管理する内部統制が整備され、厳格な会計監査を受けている企業群であり、様々な会計基準に当然に精通しているのと共に、企業グループの各種計数を適時に分析し裁量的企業行動のための情報を得ることができる体制にあることを想定している。

当章では、アメリカ、イギリス、中国、香港、韓国及び日本を選択した<sup>87</sup>。アメリカについては S&P500 のサブ指数として時価総額上位 100 社から構成される S&P100 指数、イギリスについては LSE (London Stock Exchange) のうち時価総額上位 100 社から構成される FTSE 指数、中国については上海証券取引所の中国企業の株式のうち外国人が取引 (米ドル建て) 可能な優良企業から構成される上海 B 株指数、香港については香港証券取引所上場銘柄のうち、流動性の高い上位銘柄 (銘柄数は一定しない) で構成されるハンセン指数、韓国については韓国取引所 (KRX) およびコスダック部門上場の優良銘柄 100 社で構成される KRX100 指数、日本については東証一部銘柄 (内国普通株式) の中から、時価総額及び流動性の高い 100 社で構成される TOPIX100 指数を用いた。いずれも分析時における各指数の構成企業を対象とした<sup>88</sup>。

| 国 | 指数 | 表記 |
|---|----|----|
|---|----|----|

<sup>87</sup> 当章では、便宜上香港も国と表記した。

<sup>88</sup> 企業一覧については添付資料 4 参照。

| 国    | 指数       | 表記          |
|------|----------|-------------|
| アメリカ | S&P100   | US-SP       |
| イギリス | FTSE     | UK-FTSE     |
| 中国   | 上海 B 株   | CH-SHANGHAI |
| 香港   | ハンセン指数   | HK-HANGSENG |
| 韓国   | KRX100   | KOR-KRX     |
| 日本   | TOPIX100 | JP-TOPIX    |

サンプルは、Morningstar 社の web サイトに掲載されている各社の ROA を利用した（企業再編等で数値の掲載がないものを除く）。Morningstar 社が用いる ROA は、分子の利益には株主に帰属する当期純利益が用いられ、分母の総資産には前期と当期の平均値が用いられている。期間は 2005 年から 2014 年までを対象とした。

$$\text{ROA} = \frac{\text{株主に帰属する当期純利益}}{\text{前期末と当期末の総資産額の平均}}$$

なお、選択した各国のうち、アメリカと日本は IFRS 非採用国である（日本は任意採用）。また、世界銀行が公表している企業の情報開示の状況に関する「各国の投資家が開示情報によりどの程度保護されているか」に関する 10 点満点のインデックス「Business extent of disclosure index」による 2014 年の各国の評価は以下の通りである。

|                                     | 中国 | 香港 | 韓国 | 日本 | 米国  | 英国 |
|-------------------------------------|----|----|----|----|-----|----|
| Business extent of disclosure index | 10 | 10 | 7  | 7  | 7.4 | 10 |

## 6.2.2 データの要約

以下は、上記の通り対象としたサンプルの要約である。

表 13 データの要約

|             | mean   | sd     | min     | max    | n     |
|-------------|--------|--------|---------|--------|-------|
| CH-SHANGHAI | 0.0200 | 0.0958 | -0.7835 | 0.5504 | 503   |
| HK-HANGSENG | 0.0748 | 0.0711 | -0.4519 | 0.5052 | 482   |
| KOR-KRX     | 0.0673 | 0.0845 | -0.3363 | 1.1854 | 805   |
| JP-TOPIX    | 0.0340 | 0.0360 | -0.1445 | 0.2121 | 954   |
| US-SP       | 0.0799 | 0.0804 | -0.5144 | 0.9210 | 971   |
| UK-FTSE     | 0.0725 | 0.0880 | -0.5698 | 0.5277 | 916   |
| Total       |        |        |         |        | 4,631 |

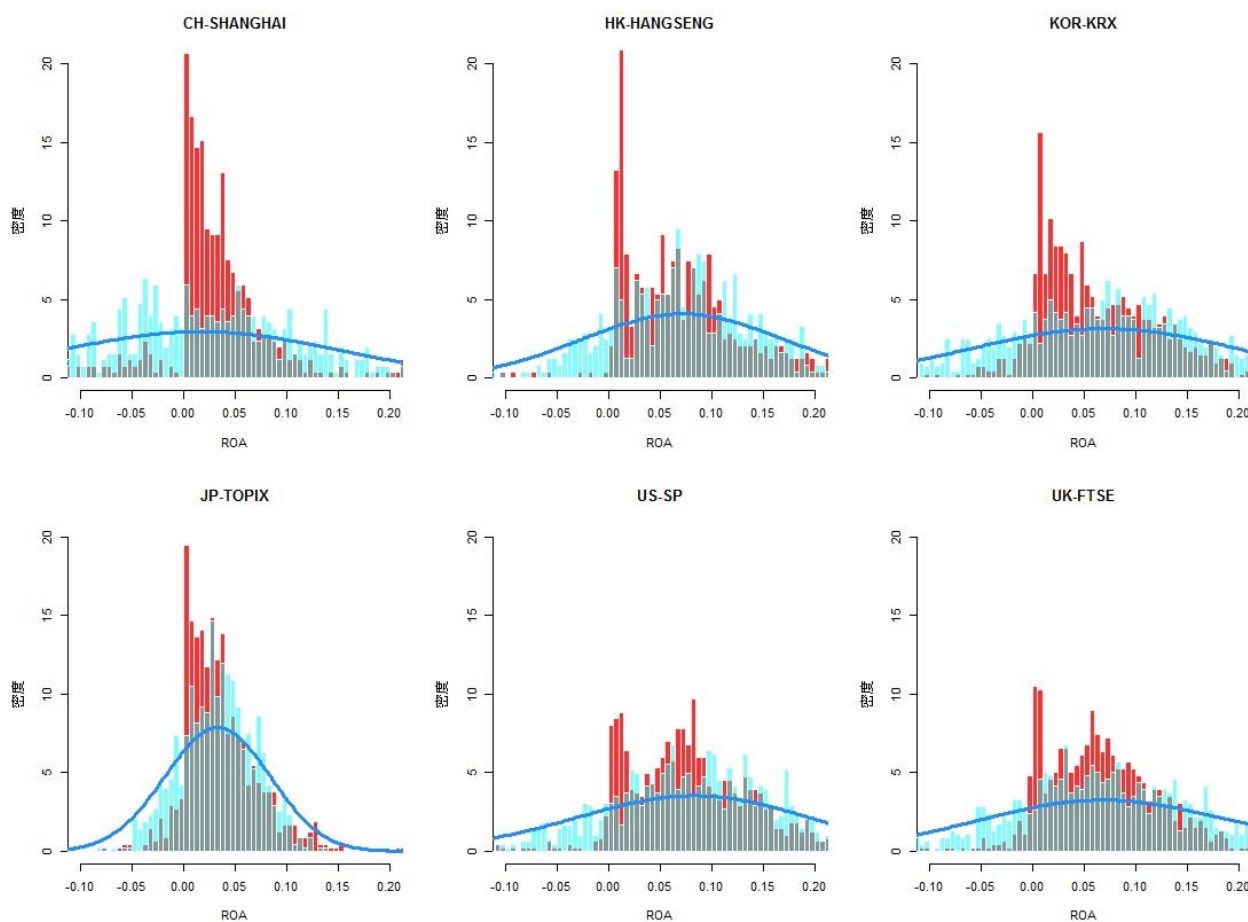
## 6.3. 各国企業の ROA の区間別分布の比較

### 6.3.1 各国企業の ROA のヒストグラム

図 15 は、各国企業の ROA のヒストグラムである。

図 15 のうち、濃い色の分布が各国企業の ROA のヒストグラムである。これに対し、薄い色の分布は、各国サンプルと同数、同平均及び同標準偏差の正規分布に従うデータを生成し、各国企業の ROA のヒストグラムに重ねたものである。そして、正規分布を示すラインをこれに重ねた。ヒストグラムの表示は、各国企業とも ROA の分布が集中するマイナス 10% から 20% の間とし、それを超えるマイナス値及びプラス値は表示から外している。

図 15 各国企業の ROA のヒストグラム (-10%から 20%を表示)

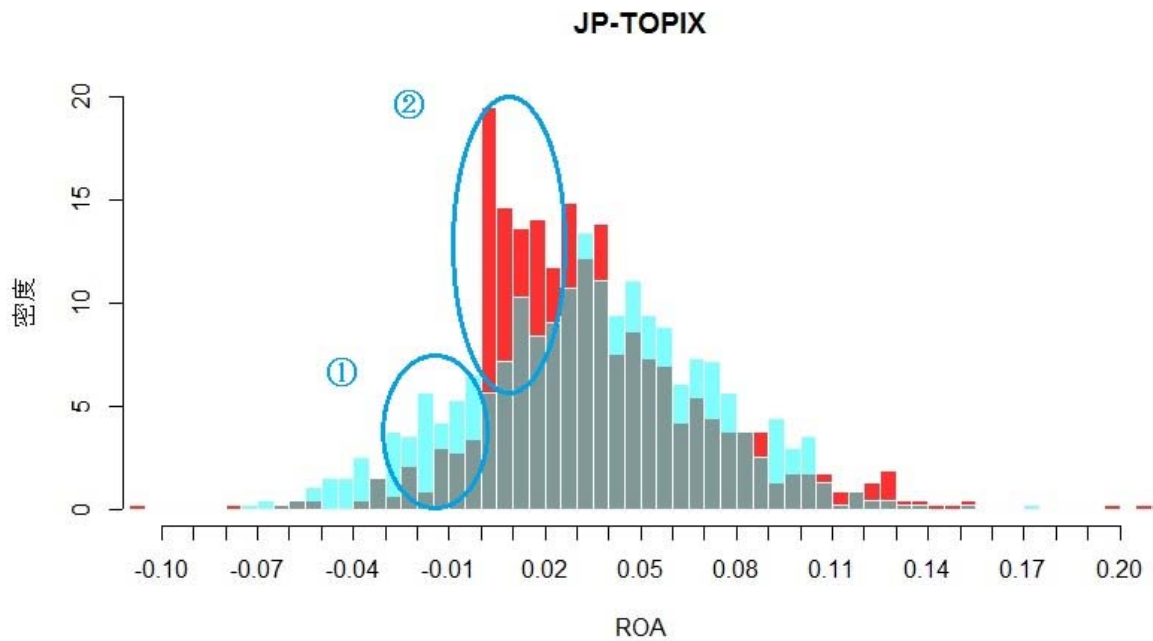


下記図 16 は、上記のうち日本の TOPIX100 のヒストグラムである (拡大：再掲)。各国共に、図 16 の①、②の部分に相当する部分に正規分布と実際の分布の大きなかい離が見られる。①の部分と②の部分は、ROA ゼロを境として①がゼロを若干下回るグループにおいて正規分布が実際の分布を上回る部分、②は ROA がプラスとなるグループにおいて実際の分布が正規分布を上回る部分である。各国はそれぞれ、①の部分と②の部分のかい離の程度すなわちかい離部分の面積が異なっている。これら面積は実際の分布と正規分布とが乖離するサンプル数であり、①の部分に存在するサンプルが利益調整行動によって②に移動する傾向の大小を表しているものと考えた。当



章では、特定の区間に属するサンプル数に占めるその割合（＝（①＋②）/2）を、各国の利益調整行動割合を表すと考え、これを数値化する。

図 16 東証 TOPIX 企業の ROA のヒストグラム



### 6.3.2 利益調整行動の数値化

当章では、ROA がゼロを境としてマイナスからプラスに至る附近における企業行動を関心の対象としているため、各国企業の ROA のヒストグラムにおいて、正規分布と実際の分布とのかい離が最も顕著に見受けられる ROA がマイナス 5% からプラス 5% の区間を数値化の対象とする。

数値化方法として、マイナス 5% からプラス 5% の区間に存在するサンプル数に対する、図 16 の①の部分（正規分布におけるサンプル数マイナス実際の分布におけるサンプル数）と図 16 の②の部分（実際の分布におけるサンプル数マイナス正規分布におけるサンプル数）

の平均の割合とした。

$$\text{利益調整行動割合} = \frac{\frac{\text{図の①の部分} + \text{図の②の部分}}{2(\text{平均})}}{-5\% \text{超} 5\% \text{未満の全サンプル数}}$$

(正規分布におけるサンプル数 - 実際の分布におけるサンプル数) + (実際の分布におけるサンプル数 - 正規分布におけるサンプル数)

このような数値化の結果、利益調整行動割合は中国が最も高い39.97%、日本が最も低い19.18%となった。

各国に違いが生ずる考えられる背景としては、以下が考えられる。

- ・ 会計基準の違い

米国及び日本は IFRS を全面採用していないなど、会計制度が各国異なっている。

- ・ 各指数構成企業に含まれる業種の違い

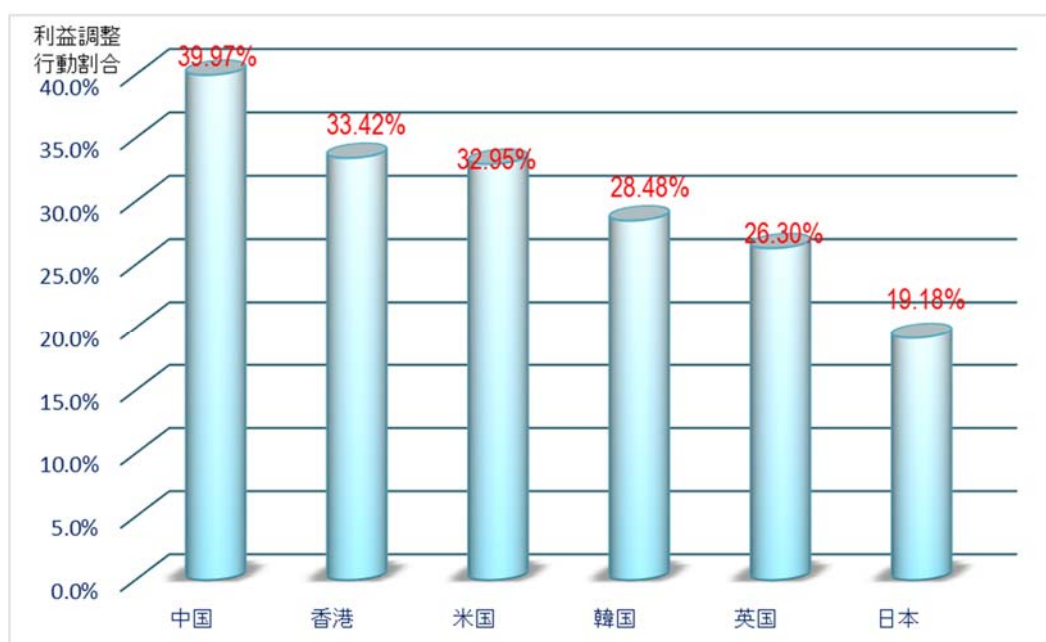
多額の減損可能性のある資産を保有する電力・ガス・水道等のインフラ事業、石油・天然ガス等の資源開発事業会社等の存在、多額の引当金や資産除去債務を要する事業会社等の存在、現金取引が多い小売業等の事業会社の存在などの業種自体の ROA の違いの傾向が利益調整行動割合に影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 監査の失敗

粉飾等による ROA の歪曲は、それが発覚しない限り修正されることはない。潜在的にサンプルに含まれていても通常識別することはできない。

表 14 各国企業の利益調整行動割合

|                                  | 中国     | 香港     | 米国     | 韓国     | 英国     | 日本     |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (図 16 の①+図 16 の②) ÷2<br>(分子)     | 131.5  | 61.5   | 99.5   | 110.5  | 91.0   | 132.5  |
| マイナス 5%からプラス 5%まで<br>のサンプル数 (分母) | 329.0  | 184.0  | 302.0  | 388.0  | 346.0  | 691.0  |
| 利益調整行動割合 (5% 区間)<br>(分子) ÷ (分母)  | 39.97% | 33.42% | 32.95% | 28.48% | 26.30% | 19.18% |

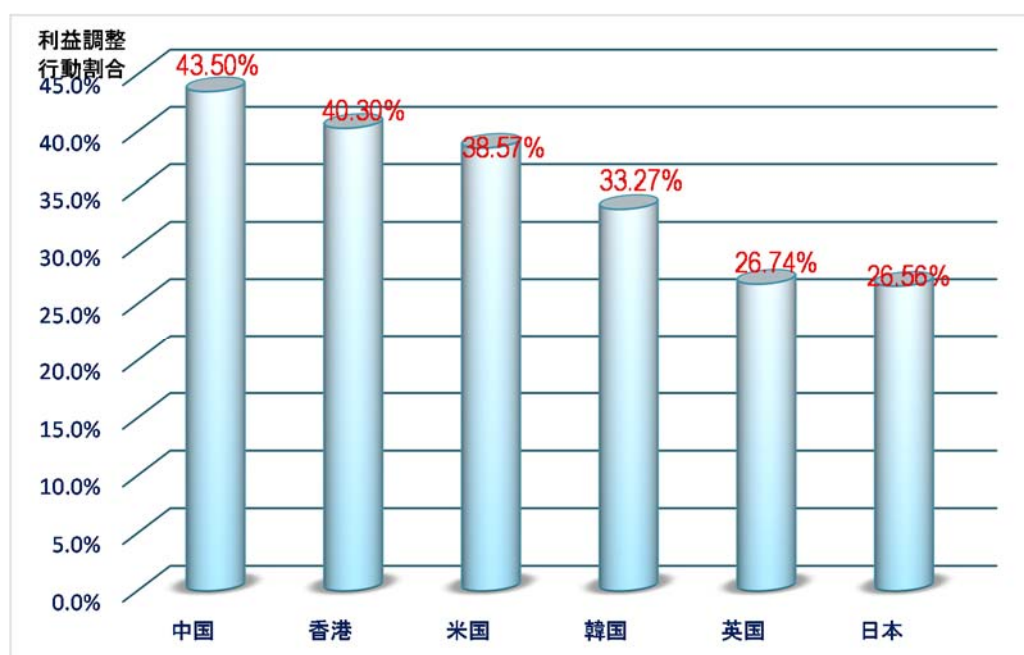


上記では ROA がマイナス 5%からプラス 5%の区間を抽出したが、実際には、ROA を数パーセント変更するためには巨額の会計数値の変更が必要である。また、範囲を広く取ると図 16 の①から②に移ろうとする企業行動以外の要素が混在する可能性も高くなる。このため、利益調整行動により ROA が動き得る現実の範囲により近い区間としての参考として、抽出する ROA の区間をマイナス 3%からプラス 3%に狭めたケースも算定し、結果の比較を行う。

結果は以下の通りである。抽出する ROA の区間を狭めても、順位に違いは現れなかった。よって本章では、マイナス 5% からプラス 5% の区間及びマイナス 3% からプラス 3% の区間における検証を通じ、利益調整行動割合が示されたと考える。

表 15 各国企業の利益調整行動割合（対象区間 3%）

|                                 | 中国     | 香港     | 米国     | 韓国     | 英国     | 日本     |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (図 16 の①+図 16 の②) ÷ 2<br>(分子)   | 97.0   | 54.0   | 81.0   | 88.5   | 61.5   | 128.0  |
| マイナス 3% からプラス 3% までのサンプル数 (分母)  | 223.0  | 134.0  | 210.0  | 266.0  | 237.0  | 482.0  |
| 利益調整行動割合 (3% 区間)<br>(分子) ÷ (分母) | 43.50% | 40.30% | 38.57% | 33.27% | 26.74% | 26.56% |



以上の数値化式の分母として使用したサンプルの全サンプル数に占める割合は、抽出区間をマイナス 5% からプラス 5% とした場合と、

マイナス 3%からプラス 3%とした場合それぞれ以下の通りである。抽出区間を 3%とするとより狭い範囲でゼロを境とした ROA 分布の各国の特徴を見ることができるが、サンプル数が以下の通り小さくなる。

|                               | 中国    | 香港    | 米国    | 韓国    | 英国    | 日本    |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全サンプル数に占める-5%から+5%までのサンプル数の割合 | 65.4% | 38.2% | 31.1% | 48.2% | 37.8% | 72.4% |
| 全サンプル数に占める-3%から+3%までのサンプル数の割合 | 44.3% | 27.8% | 21.6% | 33.0% | 25.1% | 50.5% |

#### 6.4. 特定区間の ROA 分布の分析による考察まとめ

本章では、特定の数値区間における ROA の分布に着目し、ROA がゼロを境として若干ゼロに満たない企業群がどれだけプラスに移動できている傾向にあるかを利益調整行動割合とし、その国別比較を行った。ここでは、ROA ゼロを境とした特定区間を抽出した上で、各国サンプルと同数、同平均及び同標準偏差の正規分布に従うデータと比較し、そのかい離が利益調整行動割合を示すものとして着目し、これを数値化した。企業の複雑な行動を単純化し、サンプルの時系列や企業の個性に関わらず同等に取り扱った上で特定区間のみに着目することで、各国を代表する企業群の行動の一定の特徴を示すことができたと考える。

その結果、ROA マイナス 5%からプラス 5%の範囲を抽出した場合、中国（上海株式市場）が最も利益調整行動割合が高く、次に香港、米国、韓国、英国と続き、日本は最も利益調整行動割合が低いことがわかった。利益調整行動割合の差異の要因は様々考えられるが、各国の ROA の分布には違いがあり、ゼロを境とした特定の区間に着目すると、中国（上海株式市場）の主たる企業群の利益調整行動割合は我が国主要企業の利益調整行動割合のほぼ 2 倍の数値である。サンプル数は小さくなるものの、より利益

調整行動の特徴が顕著に表れると考えられるマイナス 3%からプラス 3%の範囲を抽出した場合においても順序は変わらず、中国（上海株式市場）が最も利益調整行動割合が高く、次に香港、米国、韓国、英国と続き、日本は最も利益調整行動割合が低いことがわかった。

サンプルの時系列を区別せず年度ごとの好不況が結果に影響を与えにくい点及びサンプルは各国とも代表的な内部統制が洗練された企業群である点から、利益調整行動割合は各国企業がその高い実力を発揮して行動した結果を示していると考えられることもできよう。日本の利益調整行動割合は、ROA マイナス 5%からプラス 5%の区間においてもマイナス 3%からプラス 3%の区間においても最も低い結果となった。利益調整行動割合が利益の質をそのまま表すのではないが、日本企業の利益調整行動は、他国と比較すると相対的にダイナミックさを欠く傾向がある旨が見受けられた。この結果を、日本企業が無理な利益調整行動を控える傾向があると解釈するならば、第 4 章で明らかになった、日本には引当金の発生可能性や測定に関する具体的な指針が存在せず積極的に見積られない企業行動や追加的な開示を検討すべき事象に関する指針が存在せず理解しやすい開示の工夫を行わない企業行動と共通する点が見受けられると言える。

## 第7章 終わりに

当研究においては、複数会計期間にわたる会計事象のうち、大規模事故に伴う補償や大規模損害賠償にかかる Annual Report（及び Form 20-F）及び有価証券報告書における情報開示の有用性を考察した。

メキシコ湾原油流出事故にかかる BP 社の情報開示は、いち早く巨額の事故にかかる補償金の最尤値的な金額を財務諸表に示し、その後も複雑な訴訟の推移が損益計算書と貸借対照表の双方に表される理解し易く有用なものであった。これに対し、水俣病補償にかかるチッソの情報開示は、ほぼ現金主義によりその期のみ的事象が財務諸表に示され、現在に至る複雑な訴訟についてはその請求額のみが開示されるなど、補償の全体像を知ることとはできず、チッソの水俣病補償にかかる有価証券報告書における情報は限られたものである。我が国の上場企業は、欧米企業には求められない四半期毎の決算短信や会社法独自の計算書類等、情報が重複する財務情報を何種類も開示しなければならない独自の制度下であり、欧米企業の Annual Report のように情報内容の充実した単一の Report を発表するという体制にはないのに対し、BP 社の Annual Report は Form 20-F を兼ね、文中に両者のリファレンスを明示する方法としている。このような開示制度の違いがあるもの、日本において有価証券報告書を上回る情報量の企業内容開示制度は存在せず、チッソの水俣病補償に関して開示された情報が我が国の開示規程に従ったものであっても、BP 社の充実した情報開示と比較して情報量が不足する点は否めない。これに関して当研究では、第4章において、日本の会計基準（JGAAP）において引当金にかかる会計基準が充実していない問題点を指摘した。

また、企業が外部の利害関係者に報告を行う媒体として当研究において考察の対象とした、Annual Report（Form 20-F）及び有価証券報告書の他にも、企業は、Sustainability Report、Corporate Social Responsibility

Report、Socially responsible investment (SRI) Presentations<sup>89</sup> などにおいて、自社の社会的責任の遂行状況の報告を広く行なっている。企業が行う総合的かつ戦略的な情報開示の観点からメキシコ湾原油流出事故への対応内容や水俣病への対応内容を検証することも考えられるが、当研究においては会計情報の開示に焦点をあて、他のレポートは対象としなかった。企業の総合的な情報開示については、今後の課題と考える。

さらに、チッソは現在非上場会社であり、日本証券業協会が運営するグリーンシート銘柄の指定を受け、株式の売買が続けられているに過ぎない（グリーンシート銘柄制度は、2018年3月31日をもって廃止される）。チッソは、公的支援なくしての存続は不能であることが広く知られており、400億ドル（約4兆円超）もの事故対応資金（補償を含む）を自社グループで調達し早期に配当も復活したBP社のAnnual Report（及びForm 20-F）の利用者や、賠償金の補助を受けて上場を続けることができることが知られている東京電力の有価証券報告書の利用者と比較すると、チッソの有価証券報告書を利用する「現在及び将来の投資家」の数及びそれらの会計情報の開示への期待は異なるものであることも考えられる。そうであっても、現行制度の下でチッソも上場企業と同様の企業内容の開示が必要である。当研究においては、チッソの現在の有価証券報告書が日本の会計基準及び開示にかかる指針やガイドラインに沿ったものであっても、巨額の国費の投入状況と各種支援措置との関係にかかるチッソ固有の内容について情報が不足している旨を指摘した。そして、チッソのような事象においては、IAS第1号第31項が求めるように特定の取引や事象に対して追加的な開示を提供すべきかどうか検討すべきである旨の規定に類するものが必要である旨を第4章において述べた。

現在日本には、IFRS、JGAAP、修正国際基準に加え米国SEC会計基準を適用する企業が存在し複雑である。複数会計期間にわたる会計事象のうち、

---

<sup>89</sup> Sustainability Report 及び Socially responsible investment (SRI) Presentations は BP 社が開示しているレポート名である。Corporate Social Responsibility Report はチッソ子会社である JNC 株式会社が開示しているレポート名である。



大規模事故に伴う補償や大規模損害賠償にかかる情報開示が、JGAAPによるもののみが水準の低いものであってはならず、会計処理の判断にかかる基準や開示基準が同じ水準を維持し共通のものとなるよう整備が望まれる。

## 第 8 章 まとめ

本研究の目的は、複数会計期間にわたる会計事象のうち大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等について、情報開示がどのように行われているか及びそれら情報開示の利用者に対する有用性の程度について考察することを目的とする。企業会計においては、数多く存在する複数年度にわたる会計事象に対し、発生主義会計の考え方にに基づき、その損益計算原則において期間帰属は最重要の概念とされてきた。しかしながら、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等については、全貌が明らかになるまでに時間を要することや企業グループ外の者との争いや交渉が中途である事を要因として、会計事象が財務諸表に反映されなかったり情報開示が不十分であったりすることがある。これらを背景に、具体的な事例を題材にした情報開示の在り方について、7章にわたって考察する。結論から言えば、より積極的な引当金の適用を提言したい。第1章においてはこのような研究の背景と進め方について述べた。

第2章においては、企業会計において、複数会計期間にわたる会計事象がどのように取り扱われているかについて、その種類別に整理した。ここでは、具体的な事例の考察に先立ち、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等の会計事象を含む複数会計期間にわたる会計事象の特徴を明らかにするとともに、会計事象の内容別にこれを取扱う会計基準を整理した。適用要件に当てはまれば当該会計基準に従い原則として見積もりを行うことが求められる例えば資産除去債務のような会計事象に対し、大規模事故に伴う賠償や大規模損害賠償訴訟等の会計事象に対して特定の会計基準は存在せず、引当金の考え方に従い、その金額を信頼性をもって見積ることができないとの企業の判断の下では会計処理が行われないことを対比した。

第3章においては、2010年4月20日に起こったメキシコ湾岸原油流出事故の主たる責任企業であるBP p.l.c.（以下BP社という）の当該事故にかかる情報開示の内容とそれら情報開示の利用者に対する有用性について考察した。BP社は事故に伴い米大統領の要請を受け200億ドルの賠償基金を創設し、この費用を一時に損益計算書に計上すると共に当該基金にIFRIC第5号「廃棄・

原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」を適用した。事故から4年半を経て200億ドルの基金は枯渇し、基金の範囲とされない負担とを合わせ、2015年末には累計400億ドルの純損失を負担するに至った。BP社はこれらにかかる複雑な訴訟の経緯を開示すると共に、過去の経験、保険や統計的な手法を用い引当金の最善の見積りを行った。これにより会計情報の利用者は事故にかかる訴訟の推移と損害賠償の規模を知ることができ、特にIFRIC第5号の適用によりいち早く事故の規模とその後における訴訟の推移等を損益計算書と貸借対照表の両方から知ることができ、理解しやすく有用性が高い旨を指摘した。

第4章においては、日本の公害病の原点と言われる水俣病について、その責任企業であるチッソ株式会社（以下チッソという）の被害者補償にかかる情報開示の内容とそれら情報開示の利用者に対する有用性について考察した。現在の有価証券報告書とは記載内容の異なる1970年代以降における訴訟及び損害賠償等にかかる情報開示に関しては他の四大公害病の責任企業との比較において考察し、補償にかかる全面的な公的支援に関しては、後に類似する公的支援方式が採用された東京電力との比較において考察した。訴訟等にかかる情報開示については、見積りが行われずほぼ現金主義による情報開示である問題点について言及した。公的支援に関する情報開示については、現行の有価証券報告書の開示体系においては利用者にとり水俣病にかかる総合的な情報が不足する旨を指摘した。

第5章においては、発生が不確実な会計事象に対し、それとは別の期に費用を帰属させる効果を有する保険のうち、一般的な保険と比較し保険会社に移転されるリスクが限定（FINITE）され大数の法則が働く従来型の保険に比べ保険金額に対する保険料の割合が高いファイナイト再保険を取り上げ、その情報開示について敷衍した。例えば米国ではファイナイト再保険は、キャプティブ保険として医療過誤保険やPL法事故保険に利用されている。保険料平準払方式であるスプレッド・ロス保険とコンティンジェント・コミットメントライン付定期積立預金の経済的効果が類似することを具体的な数値で表した上で、ファイナイト再保険における満期返戻の条件等によっては保険料ではなく預け

金の要素を多分に有することを述べた。そして、我が国には当該預け金か否かの判断及び預け金にかかる会計処理を規定するものが存在しない問題点を指摘し、保険業法及び保険業法施行規則等の保険事業会社のみが参照する指針のみが存在する我が国の現状を踏まえ、我が国においても議論を尽くし、会計情報の利用者にとりわかりやすい有効な会計基準の整備が期待される旨を述べた。

第 6 章においては、補論として、企業行動によって利益の期間帰属を前後させる利益調整行動について、ROA の分布を用いて考察を加えた。利益調整行動の存在は広く知られており、その方法や動機にかかる研究も尽くされている。また、ROA の分布は、正規分布に従うことなく、ゼロを境にプラス側に極端に大きな頻度を示すことが知られている。よって当章では、ゼロに近い特定の区間のみの ROA の分布について正規分布とのかい離に着目し、全サンプル数に対するかい離するサンプル数の割合が利益調整行動割合を表すと考え、その各国比較を行った。この結果、ROA がマイナス 5%からプラス 5%の間、マイナス 3%からプラス 3%の間の区間共に、利益調整行動割合は中国が最も高く、香港、米国、韓国、英国と続き、最下位は日本であった。その意味で、日本の会計実務は世界的にも質が高いものと客観的に認められ、反対に言えばこのような大事故への引当不足が信頼性に懸念される。

第 7 章においては、当研究で明らかになった内容をまとめ、当研究でふれなかった点に言及した。日本の上場企業は欧米企業では求められない四半期毎の決算短信や会社法独自の計算書類等、情報が重複する財務情報を何種類も開示すべき独自の制度下にあり、Annual Report が Form 20-F を兼ね文中に両者のリファレンスを明示する BP 社の情報開示と比較しチッソの情報開示は不足するものである点を述べた。また、Annual Report（及び Form 20-F）及び有価証券報告書のみならず、企業は Sustainability Report、Corporate Social Responsibility Report など多様な報告を行っているが、当研究においては会計情報の開示に着目し、企業の総合的な情報開示については今後の課題とする旨を述べた。さらに、公的支援なくしての存続は不能であることが広く知られるチッソと BP 社とでは会計情報の利用者やその開示への期待が異なる可能性はあるものの、チッソにも上場会社と同様の情報開示が求められ、我が国にも IAS

第 1 号で求められる特定の取引や事象の追加的な開示のような規定が必要である旨を述べた。

## 参考文献

- [1] BDO Consulting, a Division of BDO USA, LLP (2012) " INDEPENDENT EVALUATION OF THE GULF COAST CLAIMS FACILITY REPORT OF FINDINGS & OBSERVATIONS TO THE U. S. DEPARTMENT OF JUSTICE" .BP p.l.c. (2011) Annual Report and Form 20-F 2010.
- [2] BP p.l.c. (2012) Annual Report and Form 20-F 2011.
- [3] BP p.l.c. (2013) Annual Report and Form 20-F 2012.
- [4] BP p.l.c. (2014) Annual Report and Form 20-F 2013.
- [5] BP p.l.c. (2015) Annual Report and Form 20-F 2014.
- [6] BP p.l.c. (2016) Annual Report and Form 20-F 2015.
- [7] BP p.l.c. (2011) Quarterly results First quarter 2011.
- [8] BP p.l.c. (2011) Quarterly results Second quarter and half year 2011.
- [9] BP p.l.c. (2012) Quarterly results Fourth quarter and full year 2011.
- [10] BP p.l.c. (2012) Quarterly results First quarter 2012.
- [11] BP p.l.c. (2012) Quarterly results Second quarter and half year 2012.
- [12] BP p.l.c. (2013) Quarterly results Fourth quarter and full year 2012.
- [13] BP p.l.c. (2013) Quarterly results Second quarter and half year 2013.
- [14] BP p.l.c. (2013) Quarterly results Third quarter and nine months 2013.
- [15] BP p.l.c. (2014) Quarterly results Second quarter and half year 2014.
- [16] BP p.l.c. (2014) Quarterly results Third quarter and nine months 2014.
- [17] BP p.l.c. (2016) Quarterly results First quarter 2016.
- [18] BP p.l.c. (2016) Quarterly results Second quarter and half year 2016.
- [19] Bond, D. (2013) "GOVERNING DISASTER: The Political Life of the Environmental during the BP Oil Spill", CULTURAL ANTHROPOLOGY, Vol.28, pp.694-715.
- [20] IFRIC Interpretation 5 (2004) Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds, IFRIC.

- [21] IFRIC 解釈指針第 5 号 (2004) 「廃棄, 原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」
- [22] Basis for Conclusions on IFRIC Interpretation 5 (2004) Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds, IFRIC.
- [23] Gill.D.A and Ritchie.L.A and Picou.J.S and Langhinrichsen-Rohling.J and Long.M.A and Sheneseey. J.W (2014) ” The Exxon and BP oil spills: a comparison of psychosocial impacts” , Nat Hazards.
- [24] IFRIC 解釈指針第 5 号 (2004) 「廃棄, 原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」に関する結論の根拠
- [25] Issacharoff, S. and Rave, D.T. (2013) “The BP Oil Spill Settlement and the Paradox of Public Litigation”, New York University Law and Economics Working Papers, Vol. 74, pp.396-431.
- [26] Jernelöv, A. (2010) “The Threats from Oil Spills: Now, Then, and in the Future” , Royal Swedish Academy of Sciences, Vol.39, pp.353-366.
- [27] Joyce, M., 若尾幸史, 濱田志乃 (2014) 「ジョイントベンチャーにおける補償条項～ディープウォーター・ホライズンの石油流出に関する米連邦地方裁判所による一部略式判決の分析、及びオーストラリアの裁判所による補償条項の解釈～」『国際商事法務』Vol.42, No.1, pp.39-48.
- [28] Mullenix, L.S. (2011) “Prometheus Unbound: The BP Gulf Coast Claims Facility as a Means for Resolving Mass Tort Litigation -- A Fund Too Far”, Louisiana Law Review, Vol.71, pp.818-916.
- [29] Richardson, J (2010) ” Deepwater Horizon and the Patchwork of Oil Spill Liability Law” , Resources for the Future, pp.1-5.
- [30] Selby, B. (2011) “IN RE: OIL SPILL BY THE OIL RIG “DEEPWATER HORIZON” ON THE GULF OF MEXICO, ON APRIL 20, 2010, ORDER, AUG. 26, 2011”, Harvard Environmental Law Review, Vol.36, pp.533-566.
- [31] Smith, Jr.L.C and Smith.L.M and Ashcroft.P.A (2011) ” ANALYSIS OF ENVIRONMENTAL AND ECONOMIC DAMAGES FROM BRITISH PETROLEUM’ S DEEPWATER

- HORIZON OIL SPILL” , 15\_SMITH.DOCX , pp.563-585.
- [32] Vann, A. and Meltz, R. (2013) “The 2010 Deepwater Horizon Oil Spill: Natural Resource Damage Assessment Under the Oil Pollution Act” , Congressional Research Service Report, R41972.
- [33] Ramseur, J. L. and Hagerty, C. L. (2013) “Deepwater Horizon Oil Spill: Recent Activities and Ongoing Developments” , Congressional Research Service Report, R42942.
- [34] Upton, H. F. (2011) “The Deepwater Horizon Oil Spill and the Gulf of Mexico Fishing Industry” , Congressional Research Service Report, R41640.
- [35] 伊原賢 (2010) 「メキシコ湾油流出事故の技術的考察と海洋石油開発へのインパクト」『石油・天然ガスレビュー』第44巻第6号, 25-46頁。
- [36] 梅村悠 (2013) 「メキシコ湾洋上掘削施設 (Deepwater Horizon) 事故をめぐる法的課題: 自然資源損害評価手続 (NRDA)ルールを中心として」『上智法學論集』第56巻第4号, 119-155頁。
- [37] キャサリン.M.シャーキー, 溜箭将之監訳, 和田武士訳 (2011) 「アメリカ合衆国における現代的複雑訴訟- 公と私の主導権争い」 『アメリカ法』, 27-52頁。
- [38] 高橋大祐 (2013) 「海洋汚染事故における損害賠償責任と企業の法的・社会的責任- ナホトカ号日本海重油流出事故及び BP メキシコ湾原油流出事故を題材として」 『環境管理』第49巻第9号, 57-71頁。
- [39] ロバート.R.M.バーチック, スティーブン.ブッソウ, 大塚直監訳, 原田一葉訳 (2012) 「BP社による原油流出事故- 補償, 予防および回復」 『Law & technology』第56号, 10-21頁。
- [40] 福嶋睦夫, 岸恵一 (2010) 「メキシコ湾岸事故概要 (HSQE 分科会成果報告)」『石油技術協会誌』第76巻第5号, 390-394頁。
- [41] 森田裕二 (2010) 「メキシコ湾原油流出事故の影響」「メキシコ湾原油流出事故の影響(2)」『Energy Trend Topics 一般社団法人日本エネルギー経済研究所』。
- [42] 朝日新聞「焦点: 拡大する福島原発訴訟、国と東電の賠償額増える可能性も」, 2015年8月



- [43] 味岡申宰「新潟水俣病の発生と紛争解決過程における訴訟・交渉・合意の意義と機能」『法政理論』第45巻第2号, 2012年12月, pp.53-79.
- [44] 淡路剛久「終わらない水俣病問題と民事賠償の課題—ノーモア・ミナマタ第1次・第2次訴訟との関連で」『環境と公害』第44巻第4号, 2015年4月, pp.3-9.
- [45] 牛島佳代・成元哲・丸山定巳「不知火海沿岸地域住民の健康度を規定する社会的要因の探索—水俣病補償者割合という地域特性に着目して—」『環境社会学研究』第18巻, 2012年11月, pp.141-154.
- [46] 遠藤典子「原子力損害賠償制度の研究—東京電力福島原発事故からの考察」『岩波書店』、2013年9月
- [47] 大島堅一・除本理史「福島原発事故のコストと国民・電力消費者への負担転嫁の拡大」『経営研究』, 第65巻第2号, 2014年8月, pp.1-24.
- [48] 会計検査院「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」, 2015年3月
- [49] 環境省「水俣病の経験と教訓」, 2015年3月
- [50] 原子力損害賠償・廃炉等支援機構「原子力損害賠償・廃炉等支援機構説明資料」, 2016年9月
- [51] 衆議院調査局環境調査室「水俣病問題の概要」, 2015年6月
- [52] 金子和裕「水俣病問題の最終解決に向けた課題～水俣病救済特措法の施行をめぐって～」『立法と調査』, 第314巻, 2011年3月, pp.102-116.
- [53] 神戸秀彦「国の水俣病救済責任と救済の枠組み」『環境と公害』, 2015年4月, 第44巻第4号, pp.10-15.
- [54] 園田昭人「ノーモア・ミナマタ国賠訴訟と水俣病特別措置法成立後の課題について」『環境と公害』, 第39巻第2号, 2009年10月, pp.20-26.
- [55] 竹森一正「イタイイタイ病判決前後における三井金属鉱業の財務状態の推移」『産業経済研究所紀要』, 2011年3月, pp.55-70.
- [56] 竹森一正「新潟水俣病と補償金の情報開示」『国際経営論集』, 2012年3月, pp.17-30.
- [57] 富樫貞夫「チッソの倒産処理と補償責任のゆくえ」『環境と公害』第39巻第2号,

- 2009年10月, pp. 8-12.
- [58] 永松俊雄「政策過程の「非形成」に関する実証的研究：チッソ株式会社への金融支援策を事例として」『熊本大学社会文化研究』、第2巻、2004年2月、pp. 295-318.
- [59] 永松俊雄「チッソ支援の政策学：政府金融支援措置の軌跡」『成文堂』、2007年1月
- [60] 畑明郎「イタイイタイ病の加害・被害・再生の社会史」『環境社会学研究』第6巻、2000年10月、pp. 39-54.
- [61] 日本公認会計士協会「我が国の引当金に関する研究資料」『会計制度委員会研究資料』第3号、2013年6月
- [62] 花田昌宣「水俣病の社会史と水俣病特措法の経済学的批判」『環境と公害』、第39巻第2号、2009年10月、pp. 13-19.
- [63] 藤井良広「原子力発電所の廃炉ファイナンスに関する考察」『地球環境学』第9号、2014年3月、pp. 67-84.
- [64] 政野淳子「四大公害病」『中央公論新社』、2013年10月
- [65] 宮本憲一「歴史の教訓に学ばぬ失政—「水俣病被害者救済特別措置法」を検討する」『環境と公害』第39巻第2号、2009年10月、pp. 3-7.
- [66] 除本理史「環境被害の責任と費用負担」『有斐閣』、2007年12月
- [67] 除本理史「チッソ分社化の歴史的背景と問題点」『環境と公害』、2015年4月、第44巻第4号、pp. 19-20.
- [68] 除本理史「戦後日本の公害問題と福島原発事故」『北海道大学経済学研究所』第63巻第2号、2014年1月、pp. 85-95.
- [69] 吉田分和「最大・最悪の公害としての原発災害」『地域経済経営ネットワーク研究センター年報』第1号、2012年3月、pp. 51-74.
- [70] Knowledge@Wharton, "Accounting for the Abuses at AIG", 20 April 2005
- [71] 浅妻章如『判例時報』第2133号、2012年2月
- [72] 芦原亮「関連者間の保険取引に係る課税問題についての一考察：支払保険料の損金性を中心に」『租税資料館賞受賞論文集』21号（中）、2102年11月
- [73] 飯田信夫「SEC:米国GAAPとIFRSとの調和、AIGの処分、監査基準の承認」『経営

- 査財務』第 2759 号
- [74] 猪口富夫「リスク・ファイナンス手段としての保険と保険代替スキーム」『龍谷大学経済学論集』第 43 卷第 3 号，2003 年 12 月
- [75] 大貫貴博「法人税法におけるファイナイト保険の課税問題」『公益財団法人 租税資料館』2014 年 11 月
- [76] 岡崎一浩「ファイナイト保険を巡る会計上の諸問題－保険会計と金融商品会計との区分について－」『社会関連会計研究』第 19 号，2007 年 11 月
- [77] 国土交通省国土交通政策研究所「交通分野におけるテロ被害に対する金銭的リスクマネジメントについての調査」，2006 年 2 月
- [78] 経済産業省「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」，2006 年 3 月
- [79] 竹濱修「ファイナイト保険の法的性質」『立命館法學 / 立命館大学法学会 編』2006 年(6)(310)，2006 年
- [80] 知見邦彦「米国における保険の金融化」『季刊経済理論』第 49 卷第 2 号，2012 年 7 月
- [81] 弘中聡浩「ファイナイト再保険租税訴訟の解説——国際的な再保険取引に関する課税処分を争って勝訴した事例——」『租税研究』737 号，2011 年 3 月
- [82] PwC あらた有限監査法人「IFRS をめぐる動向第 88 回 IFRS 第 4 号「保険契約」を伴う IFRS 第 9 号「金融商品」の手今日に関する審議(2016 年 3 月から 5 月の審議)」『経営財務』，第 3269 号，2016 年 7 月
- [83] 松原有里「再保険取引と課税－リスクファイナンスと租税回避－」『明大商学論叢』第 94 卷第 2・3 号，2012 年 3 月
- [84] 水野忠恒「最近の国際課税判決の動向——ファイナイト保険課税事件に関する判決の検討——」『租税研究』739 号，2011 年 5 月
- [85] 国際財務報告基準第 4 号 保険契約
- [86] 一ノ宮士郎「利益の質による企業評価－利質分析の理論と基本的枠組み－」『経済経営研究』第 24 卷第 3 号，2004 年 1 月，pp. 1-111.
- [87] 一ノ宮士郎「税効果会計と利益操作－倒産企業における実証分析－」『経済経営研

- 究』第 25 卷第 6 号, 2004 年 1 月, pp. 1-85.
- [88] 榎本正博, 木村史彦, 山口朋泰「日本企業の利益マネジメントの傾向分析－国際比較の観点から－」『Tohoku Management & Accounting Research Group Discussion Paper』第 111 号, 2013 年 6 月, pp. 1-22.
- [89] 太田浩司「利益調整研究における会計発生高モデルについて」『企業会計』第 59 卷第 4 号, 2007 年, pp. 594-600.
- [90] 亀田制作, 高川泉「ROA の国際比較－我が国企業の資本収益率に関する考察」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』2003 年 9 月, pp. 1-53.
- [91] 木村史彦, 浅野信博「財務データの特性と統計分析上の留意点」『オイコノミカ』第 42 卷第 1 号, pp. 133-152, (2005)
- [92] 首藤昭信「日本企業の利益調整－理論と実証」『中央経済社』2010 年
- [93] 首藤昭信「利益調整と会計実務」『RIEB ニュースレター』第 93 号, 2010 年 8 月
- [94] 富田知嗣「利益平準化のメカニズム」『中央経済社』2001 年 12 月
- [95] 高原猛夫「ROA と産業・企業のダイナミズム」『JCER REVIEW』第 47 号, 2003 年 4 月, pp. 1-11.
- [96] 西谷順平「航空会社の逆基準性的会計行動とその背景－機材関連報奨の認識問題再考－」『会計』第 166 卷第 4 号, 2004 年 1 月, pp. 574-585.
- [97] 日本政策投資銀行「ROA の長期低下傾向とそのミクロ的戦略」『調査』第 30 号, 2001 年 12 月, pp. 1-62.
- [98] 藤野裕「裁量的会計発生高推定モデルの現状と新たな問題点」『立教経済学研究』第 62 卷第 3 号, 2009 年, pp. 95-112.

## 謝辞

本博士論文は、愛知工業大学大学院 経営情報科学研究科 博士後期課程 経営情報科学専攻の在学中に行った研究をまとめたものである。本論文に関する研究の遂行、学会発表ならびに論文の執筆にあたり、終始様々なご指導、ご鞭撻を賜りました恩師 愛知工業大学大学院 教授 岡崎一浩 先生に心より感謝申し上げます。また、在学中にわたり、さまざまなお指導を賜りました愛知工業大学大学院 教授 近藤高司 先生、同教授 小田哲久 先生、同教授 坂本孝司 先生にも深く感謝いたします。先生方より学んだ研究への取り組み姿勢や、研究者としての心構えを今後の人生の教訓とし社会に貢献してまいりたい所存です。

全てのお名前を記すことはできませんが、素晴らしい先生や仲間にも恵まれ、充実した研究活動ができる環境で本論文に取り組むことができました。心より深く感謝申し上げます。また、最後に、両親に心より感謝し、謝辞と致します。

## 本研究に関する研究論文、学会発表

### 研究論文

1. 「損害賠償基金に対する IFRIC 第 5 号の適用～メキシコ湾岸原油流出事故を題材として～」(査読付き), 社会関連会計研究 Vol. 27, (2015), pp. 43-58.
2. 「ファイナイト再保険にかかる会計基準の不存在についての一考察」, 愛知工業大学経営情報科学, (2016 年 8 月提出済)
3. 経営研究調査会研究報告第 15 号「計算鑑定人マニュアル-知的財産権侵害訴訟における計算鑑定人制度の調査研究」『日本公認会計士協会』2002 年 1 月 14 日, 共著
4. 経営研究調査会研究報告第 40 号「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」『日本公認会計士協会』2010 年 4 月 13 日, 共著
5. 「知的財産紛争の損害額計算実務～「計算鑑定人マニュアル」の解説～」『第一法規』2004 年 12 月, 共著
6. 「水俣病補償にかかる情報開示の考察」(日本社会関連会計学会予定, 2016 年 1 月 31 日掲載予定)
7. 「大規模損害賠償にかかる引当金の見積りに関する考察」(愛知工業大学研究報告第 52 号予定, 2016 年 3 月 6 日掲載予定)

### 学会における発表

1. 「損害賠償実務における IFRIC 第 5 号の適用～メキシコ湾岸原油流出事故を題材として～」, 日本社会関連会計学会第 27 回全国大会自由論題報告, 2014. 10. 4 (於関西大学)

2. 「ROA の区間別分布の分析による各国企業の利益調整行動の考察」, 日本経営システム学会第 55 回全国研究発表大会自由論題報告, 2015. 9. 3  
(於北九州国際会議場)
3. 「チッソ株式会社による水俣病補償にかかる会計処理の考察」, 日本社会関連会計学会第 29 回全国大会自由論題報告, 2016. 10. 29 (於愛知大学)

## その他

1. 広島修道大学非常勤講師「人生と仕事(総合教養コース)」2001年8月1日
2. 広島修道大学非常勤講師「会計特別ゼミナール」2016年7月1日
3. 監査法人における研修講師(新人研修、主任役割研修、スタッフ年次研修、会計基準等の専門分野など), 2007年から2012年にかけて数回/年
4. 監査法人における研修教材開発「税効果会計」「金融商品」「セグメント情報」など, 2011年から2012年

## 添付資料 1 メキシコ湾原油流出事故にかかる BP 社を取り巻く主な事象

以下は、事象に対する BP 社の情報開示のタイミング及び内容を考察するにあたり、下記の分野別に Annual Report の注記、法的手続その他の箇所における開示及び裁判所の判決文書等から、メキシコ湾原油流出事故に関して BP 社を取り巻く主な出来事をまとめたものである。

### 【事故関連】

【司法省、SEC との和解関連】

【責任限定訴訟等】

【GCCF 運営、PSC 和解等関連】

【メキシコ湾岸州政府及びメキシコ関係州関連】

【米国環境保護庁（EPA）関連】

【MDL 第 2185 号関連（個人及び団体等による証券関係訴訟など）】

【天然資源の早期復旧プロジェクト関連】

【私人その他の団体関連】

### 【事故関連】

| 年    | 月日   | 内容                                  |
|------|------|-------------------------------------|
| 2010 | 4/20 | 事故発生                                |
|      | 4/22 | 水没                                  |
|      | 5/5  | 原油流出封じ込め開始                          |
|      | 5/16 | ライザー管（原油が漏れている管）にチューブ器具挿入し封じ込める装置設置 |
|      | 7/10 | トップ・ハットの封じ込めキャップを LMRP から取り外し       |
|      | 7/12 | 3 つのラムを備えた防噴装置であるキャッピング・スタックを設置     |
|      | 7/15 | 原油流出が最終的に停止                         |
|      | 8/3  | マコンド油井が静止。2 日後にセメント注入               |



【司法省、SEC との和解関連】

| 年     | 月日    | 内容   |            |       |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
|-------|-------|--|------------|-------|----|------------|-------|------|-----|--|--|-----|------|-----|-----|-----|-------|------|-----|-----|-----|-----|------|--|-----|-----|-----|------|--|-----|-----|-----|------|--|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 2010  | 6/1   | 米国司法省、事故調査を発表、統一捜査班を設置   |            |       |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
|       | 12/15 | 米国、MDL 第 2179 号において BXP (BP 社子会社。ディープウォーター・ホライズンのリース・オペレータ) 等に対する民事訴訟 (司法省 (DOJ) 訴訟)   |            |       |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2012  | 11/15 | 裁判所の承認を条件として司法省及び SEC との和解を発表<br>【条件】SEC に対し、民事制裁金/罰金 525 百万ドルを 3 年にわたり 3 回の分割で支払う   |            |       |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
|       | 12/10 | 終局判決及び裁判所命令<br>*支払スケジュール(単位:百万ドル)  |            |       |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
|       |       | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>SEC</th> <th>罰金</th> <th>NFWF &amp; NAS</th> <th>Total</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012</td> <td>175</td> <td></td> <td></td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>175</td> <td>506</td> <td>420</td> <td>1,101</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>175</td> <td>250</td> <td>345</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td></td> <td>150</td> <td>380</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td></td> <td>150</td> <td>590</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td></td> <td>200</td> <td>1,009</td> <td>1,209</td> </tr> <tr> <td>Total</td> <td>525</td> <td>1,256</td> <td>2,744</td> <td>4,525</td> </tr> </tbody> </table> | 年          | SEC   | 罰金 | NFWF & NAS | Total | 2012 | 175 |  |  | 175 | 2013 | 175 | 506 | 420 | 1,101 | 2014 | 175 | 250 | 345 | 770 | 2015 |  | 150 | 380 | 530 | 2016 |  | 150 | 590 | 740 | 2017 |  | 200 | 1,009 | 1,209 | Total | 525 | 1,256 | 2,744 | 4,525 |
| 年     | SEC   | 罰金   | NFWF & NAS | Total |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2012  | 175   |  |            | 175   |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2013  | 175   | 506  | 420        | 1,101 |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2014  | 175   | 250  | 345        | 770   |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2015  |       | 150  | 380        | 530   |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2016  |       | 150  | 590        | 740   |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2017  |       | 200  | 1,009      | 1,209 |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| Total | 525   | 1,256  | 2,744      | 4,525 |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
|       | 12/11 | SEC への分割支払 175 百万ドル  |            |       |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |
| 2013  | 1/29  | 米国ルイジアナ州東部地区地方裁判所判決<br>【条件】<br>40 億ドル。うち刑事上の罰金 1,256 百万ドルを 5 年にわたり分割で支払う。<br>うち 2,394 百万ドルが 5 年にわたり米国魚類野生生物財団 (NFWF) に支払われる  |            |       |    |            |       |      |     |  |  |     |      |     |     |     |       |      |     |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |     |     |      |  |     |       |       |       |     |       |       |       |

| 年    | 月日   | 内容   |
|------|------|--|
|      |      | うち 350 百万ドルが 5 年にわたり全米科学アカデミー (NAS) に支払われる         |
|      | 3/31 | 分割支払   |
|      | 4/29 | 分割支払   |
|      | 8/1  | SEC への分割支払 175 百万ドル                                |
| 2014 | 1/29 | 分割支払 (累計 926 百万ドル)                                 |
|      | 8 月  | SEC への最終分割支払 175 百万ドル及び利息 (以前 2014/8/1 支払予定との開示あり) |
| 2015 | 1/29 | 595 百万ドル支払   |

#### 【責任限定訴訟等】

| 年    | 月日   | 内容  |
|------|------|---|
| 2010 | 5/13 | トランスオーシャン等、BP 社に対し海事法に基づく免責・責任の制限を求めた訴訟を提起 (責任限定訴訟)   |
|      | 8/24 | トランスオーシャン等にかかる 5/13 提起事案、MDL 第 2179 号に併合  |
| 2011 | 4/19 | ハリバートン、テキサス州裁判所において、BPXP の不法行為及び汚染関連債務に対する補償を求める訴訟を提起   |
|      | 4/20 | トランスオーシャン、BP 社が同社に補償することに同意せず、一部請求書の支払を行わなかったことで契約違反として BP 社を提訴<br>BP、キャメロン、ハリバートン及びトランスオーシャンの過失に基づく BP 油濁法賦課金負担を求めて提訴<br>トランスオーシャンに対しては、契約違反、DWH の堪航能力の欠如、過失費用の負担等 |
|      | 5/20 | MOEX との和解 10.65 億ドル   |

| 年    | 月日    | 内容  |
|------|-------|---|
|      | 5/30  | トランスオーシャン、契約違反(債務につき補償に応じなかったこと)に関する訴え提起  |
|      | 8/9   | 4/19 のハリバートンの案件、MDL 第 2179 号に移送   |
|      | 9/1   | ハリバートン、BP に対する別の訴訟をテキサス州裁判所に提起  |
|      | 10/17 | アナダルコとの和解 40 億ドル  |
|      | 12/6  | キャメロンとの和解   |
|      | 12/8  | 米国政府が、司法省訴訟において、BPXP、トランスオーシャン及びアナダルコが水質浄化法第 311 条(b)(7)(A)に基づく無過失責任を負う旨の部分的略式判決の申立   |
| 2012 | 1/26  | 海面下で生じた汚染に起因する補償的損害賠償については、BP 社がトランスオーシャンに補償義務ある旨の判断  |
|      | 1/31  | 補償に関する BP 及びハリバートンの申立につき判決、水面より上に位置する施設が発生源でない汚染については BP 社に補償義務がある旨   |
|      | 2/7   | 2011/9/1 のハリバートンの申立、MDL 第 2179 号に移送   |
|      | 2/22  | 油濁法について、海面下流出については BPXP 及びアナダルコが油濁法上の除去費用及び流出に伴う損害賠償について連帯責任を負う旨の判断、トランスオーシャンについては留保<br><br>水質浄化法については、流出はマコンド油井から生じたものと判断、BPXP 及びアナダルコは水質浄化法第 311 条に基づく制裁金を支払わなければならない旨の判断 |
| 2013 | 2/25  | 責任・制限・免責及び過失配分に関する訴訟(責任限定訴訟・司法省訴訟)開始  |
|      | 4/17  | 第一審理段階における証拠提示が終了   |

| 年    | 月日    | 内容   |
|------|-------|--|
|      | 7/12  | 審理後の説明を終了  |
|      | 8/13  | BP 社が、ハリバートン合意記録の補充許可の申立   |
|      | 9/30  | 第二段階開始:「流出源のコントロール」及び原油「流出量の特<br>定」  |
|      | 10/18 | 第二審理段階終了   |
| 2014 | 1/25  | トランスオーシャンが、BP 社元従業員の証言を第二段階に加え<br>るよう申立  |
|      | 3/21  | 地方裁判所において、第一・第二のステータスカンファレンス   |
|      | 6/3   | 地方裁判所が、1990 年油濁法の下での 7 件の「油濁法テストケ<br>ース」について合意、「油濁法スケジュール命令」を発した。  |
|      | 6/4   | 第 5 巡回裁判所、満場一致で 2012/2/22 の決定を承認   |
|      | 7/21  | アナダルコ及び BPXP が、第 5 巡回裁判所全常勤裁判官に対<br>し、2014/6/4 の決定の精査を申立   |
|      | 9/4   | ルイジアナ地方裁判所が、BP 社の重要な過失及び故意を認<br>定、BP 社の行為は無謀であった (reckless) と言及。責任割合<br>は、BP 社 67%、トランスオーシャン 30%及びハリバートン 3%と判示 |
|      | 9/4   | BP 社が、地方裁判所決定に対し、強い異議を表明し、第 5 巡<br>回裁判所に上訴する旨発表  |
|      | 10/2  | BPXP, BPAPC, 地方裁判所に対し、フェーズ 1 判決の修正又は<br>差替え、あるいは新たな裁判を求め提訴   |
|      | 11/5  | 第 5 巡回裁判所、地裁の判断は正しいものと判示   |
|      | 11/13 | 2014/10/2 のフェーズ 1 判決にかかる申立を却下  |
|      | 12/11 | BPXP などが第 5 巡回裁判所に対し、フェーズ 1 裁定にかかる控<br>訴状を提出   |

| 年    | 月日   | 内容   |
|------|------|--|
| 2015 | 1/9  | 第 5 巡回裁判所が、7 対 6 で再審理申立を却下                                 |
|      | 1/15 | 地方裁判所が、フェーズ 2 にかかる事実認定と法的結論の提示。原油流出量は 3.19 百万バレル、制裁金の賦課を認定 |
|      | 2/23 | BPXP が、第 5 巡回裁判所に対し、フェーズ 2 にかかる裁定に対する控訴状を提出                |
|      | 4/24 | 制裁金決定段階についての説明が終了  |
|      | 5/20 | BP 社とトランスオーシャン及び BP 社とハリバートンが、秘密裡の和解合意を締結                  |
|      | 7/2  | BPXP が、米連邦政府及びメキシコ湾岸 5 州との間の和解基本合意書の締結を発表                  |
|      | 10/5 | 米政府が、米政府、湾岸州及び BP 社との同意判決案を提出。同時に BP 社、湾岸 5 州との間の和解合意を締結   |

【GCCF 運営、PSC 和解等関連】

| 年    | 月日   | 内容   |
|------|------|--|
| 2010 | 6/16 | BP 社幹部とオバマ大統領、損害賠償基金の創設に合意   |
|      | 8/23 | ディープ・ウォーター・ホライズン・オイル・スピル・トラストの運営が GCCF (ガルフ・コースト・クレーム・ファシリティ) に移行                  |
|      | 8/23 | BP 社、Witt Associates (危機管理コンサルティング) と契約、政府機関との連絡及び GCCF のサポートを依頼                   |
|      | 8/24 | 広域係属訴訟手続に併合<br>MDL 第 2185 (ヒューストン) : 証券・デリバティブ及びエリサ法<br>MDL 第 2179 (ニューオリンズ) : その他 |

| 年    | 月日    | 内容   |
|------|-------|--|
| 2011 | 2/18  | GCCF が、支払の選択肢、適格性及び立証に関する基準、並びに最終的な支払方法に関するルールを発表  |
|      | 12/31 | 期中に基金へ 20 億ドル全ての拠出が完了  |
| 2012 | 3/3   | BP 社、PSC との和解を発表   |
|      | 6/4   | DHCSSP(ディープウォーター・ホライズンに関する裁判所和解監督下プログラム:経済的・物的損害賠償和解に基づく補償基金)の運用開始。パトリック・ジュノー請求管理官   |
|      | 11/8  | 裁判所の公正審理(Fairness hearing)開始   |
|      | 11/15 | PSC との和解(経済的・物的損害賠償請求の和解及び医療費損害賠償請求の和解)<br><b>【主な内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メキシコ湾海鮮食品産業がこうむった経済的損失を解決するための 23 億ドルの拠出</li> <li>・メキシコ湾岸における観光産業支援のために 57 百万ドルの資金提供</li> <li>・一部基本船舶用船契約 (Vessels of Opportunity Program の過程で締結された)に基づく新たな損害賠償</li> <li>・医療費請求集団訴訟の和解</li> <li>・メキシコ湾地域医療支援プログラム(地域社会個人全てが利用可能)に 1 億 500 万ドル拠出同意</li> </ul> <b>【PSC との和解に含まれないもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法省及びその他の連邦当局が BP に対し行った請求</li> <li>・連邦政府及び地方政府が BP に対し行った請求</li> <li>・MDL 第 2185 号に係属する証券/株主に関する請求、深海掘削を禁じる凍結措置/それに関連する承認プロセスに基づく請求等</li> </ul> |

| 年    | 月日    | 内容   |
|------|-------|--|
|      | 11/21 | 13,123 の経済的・物的損害賠償請求からの、1,638 の医療費請求の和解団からの脱退希望リストを発表            |
|      | 12/21 | 地方裁判所が、終局判決により経済的・物的損害請求の和解を承認                                   |
| 2013 | 1/11  | 地方裁判所が、終局判決により医療費請求集団訴訟の和解(MSA)を承認、発効は 2014/2/12                 |
|      | 1/11  | 構成員が第 5 巡回控訴裁判所に控訴   |
|      | 1/11  | 第 5 巡回控訴裁判所、漁業・地域連合の控訴に対し、地方裁判所の判決を支持                            |
|      | 3/5   | 経済的損失の裁定に関する「3 月の判決」   |
|      | 7/2   | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、DHCSSP 倫理違反または違法行為の独立調査特別主事としてルイ・フリー氏を指名 |
|      | 9/6   | フリー氏調査結果報告書提出  |
|      | 9/23  | BP 社が、フリー氏への回答提出、効率性統制措置の整備まで DHCSSP の支払停止を停止する命令を請求             |
|      | 10/2  | 第 5 巡回控訴裁判所が地方裁判所に対し、実際の損害を追っていない請求者に対する支払を停止する差止命令を登録するよう命令     |
|      | 10/18 | 地方裁判所が、適格の分を除く賠償支払の一時停止予備的差止命令。ただし因果関係は当差戻審の検討対象ではないとした。         |
|      | 10/25 | ジュノー請求管理官が、適格性判断基準概要を公表  |
|      | 11/21 | BP 社が、支払差止にかかる緊急申立   |
|      | 12/2  | 第 5 巡回控訴裁判所が、因果関係の問題差し戻し   |

| 年    | 月日    | 内容  |
|------|-------|---|
|      | 12/5  | 地方裁判所が、2013/10/18の予備的差止命令を修正、最終的な裁定通知発行、賠償支払を一時停止。                        |
|      | 12/17 | BP社が、PSC和解における海鮮食品産業補償基金23億ドルの同意時にマイケル・C・ワッツ氏の表明に依拠したこと等に基づき、同氏への民事訴訟を提起。 |
|      | 12/17 | ワッツ氏は刑事捜査まで訴訟を停止する申立、PSCも異議。  |
|      | 12/24 | 地方裁判所が、ジュノー請求管理官に対し、より詳細な収益費用対応要件の開発を課す                                   |
|      | 12/26 | BP社が、(因果関係をめぐる控訴事件を含め)第5巡回控訴裁判所において審理の併合を求める。                             |
|      | 12/30 | BP社が、ジュノー請求管理官による事故と因果関係のない支払を阻止する終局的差止命令を申立                              |
| 2014 | 1/17  | フリー氏が、上級スタッフ複数名辞職にまで発展したDHCSSPにおける行状を記載した第二次報告書提出                         |
|      | 2/12  | 医療請求集団訴訟和解の発効日(発効日から1年間のうちに実行)  |
|      | 2/12  | ジュノー請求管理官が、収益費用対応にかかるポリシー案を発表   |
|      | 2/26  | 地方裁判所が、訴訟の停止を求めるワッツ氏申立を認める  |
|      | 3/3   | 第5巡回控訴裁判所が、BP社の終局的差止命令申立を却下   |
|      | 3/13  | ジュノー請求管理官が、収益費用対応にかかるポリシー案を修正   |
|      | 3/17  | BP社が、第5巡回控訴裁判所の全常勤裁判官に2014/3/3付け決定の精査を求める控訴                               |
|      | 3/19  | BP社が、2014/3/17付請求管理官の修正案への返答  |



| 年 | 月日   | 内容   |
|---|------|--|
|   | 3/25 | ジュノー請求管理官が、収益費用対応にかかるポリシー案を地方裁判所の検討に提出                                 |
|   | 5/5  | 地方裁判所が、3/25 修正ポリシー案を承認   |
|   | 5/19 | 第 5 巡回控訴裁判所が、3/3 の決定をさらに調査する許可申立を却下                                    |
|   | 5/21 | BP 社が、第 5 巡回控訴裁判所に対し、最高裁がその決定を審理するか決定するまで地方裁判所への差戻命令を留保するよう求める         |
|   | 5/27 | PSC が、ポリシー案を修正又は改正を検討するよう提訴  |
|   | 5/28 | 第 5 巡回控訴裁判所が命令発効。<br>地方裁判所、支払を停止しジュノー請求管理官に請求手続の停止を指示する差止命令を解除         |
|   | 5/28 | BP 社が最高裁に、精査が終わるまで第 5 巡回控訴裁判所の上記命令の取消・停止を求める申立                         |
|   | 6/9  | 最高裁が、BP 社の 5/28 申出を却下、この間にジュノー請求管理官は支払を続ける                             |
|   | 6/14 | 地方裁判所の医療費請求問題の聴取終了   |
|   | 6/23 | 地方裁判所が、医療費請求にかかる医療費請求管理官のポリシーを支持                                       |
|   | 6/27 | 地方裁判所が、既に検討されたが支払未了のものが修正ポリシーに沿うよう手続の確立を命令                             |
|   | 6/27 | BP 社が地方裁判所に対し、2013 年 12 月以前の収益費用対応方針に従った DHCSSP による過払の返還命令を求める         |
|   | 6/27 | 医療費請求管理官が、189 の請求にかかる 9,974 の総額 250 百万ドルの請求フォームを受領。うち 600 が正当なフォームである。 |

| 年 | 月日    | 内容   |
|---|-------|--|
|   | 8/1   | BP 社が最高裁に、地方裁判所を支持した第 5 巡回裁判所の決定を差し戻すよう上訴  |
|   | 8/20  | PSC と集団訴訟弁護団が、6/23 の医療費請求にかかる地方裁判所の再考を求める  |
|   | 9/2   | BP 社が、利害関係対立を根拠として請求管理官ジュノー氏の排除を求める申立  |
|   | 9/19  | Neutrals (海鮮産業補償プログラムを統括する裁判所独立者) が、海鮮食品産業への補償にかかる適格基金からの分配に関し、500 百万ドルずつ比例法による第二次分配にかかる Recommendations を提出 |
|   | 9/24  | 地方裁判所が、BP 社の、2013 年 12 月判決 (収益費用対応) の発効前における過払返還請求 (6/27) を棄却  |
|   | 10/3  | 同日時点において医療費請求官、11,313 の請求 (うち 10,113 が適格基金からの支払い、7,763 が正当とみられる) を受領、総額約 826,500 千ドル。                        |
|   | 10/7  | BP 社が、9/24 の地方裁判所の棄却に対して第 5 巡回裁判所へ控訴申立   |
|   | 10/8  | PSC が、8/1 の BP の上訴に反対の提訴   |
|   | 11/10 | 地方裁判所が、9/2 のジュノー氏排除の申立を却下  |
|   | 11/18 | BP 社が、11/10 の却下に関し第 5 巡回裁判所に控訴   |
|   | 12/8  | 2014/8/1 に行った最高裁判所への上訴棄却。これにより、当日が経済的・物理的損害賠償和解合意の発効日となる。  |

【メキシコ湾岸州政府及びメキシコ関係州関連】

| 年    | 月日   | 内容                   |
|------|------|----------------------|
| 2010 | 8/12 | アラバマ州政府が、BP 社に対し訴訟提起 |

| 年    | 月日     | 内容  |
|------|--------|---|
|      | 9/15   | メキシコ湾隣接 3 州 (ベラクルス州、キンタナロー州およびタマウリパス州) が、テキサス州連邦裁判所において、複数の BP 関係会社に対し訴訟を提起   |
|      | 11/4   | 9/15 提起分、MDL 第 2179 号に移送  |
|      | 12/10  | ミシシッピ州環境基準局が、BP 社側に訴状及び違反通知を交付  |
| 2011 | 3/3    | ルイジアナ州政府が、BP 社に対し訴訟提起   |
|      | 4/5    | ユカタン州が、GCCF に対して損害賠償請求  |
|      | 9/23   | ルイジアナ州環境基準局の案件が連邦地方裁判所へ移送され、その後 MDL 第 2179 号に併合   |
|      | 11/4   | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、アラバマ州及びルイジアナ州の訴状却下を求めた BP 社の申立について一部認める   |
|      | 12/9   | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、ルイジアナ州 11 郡 (及び   |
|      | 12/28) | の地方検事による野生生物保護法令に基づく制裁金の申立を却下した。対する 11 州全検事が控訴した。   |
|      | 12/9   | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、地方政府機関を代理して提起された包括訴状の却下を求める BP 社申立についてその一部を認め、各州の財産的権利につき現に物理的損害があることを条件として過失及び重過失に関する請求のみ残した |
| 2013 | 1 月    | アラバマ州、ミシシッピ州及びフロリダ州が、油濁法 (OPA90) に基づく請求。なお、ルイジアナ州及びテキサス州も同様の請求、複数の地方政府及び一部の外国政府も同様の請求                                 |
|      | 1/4    | BP 社、他の被告及びメキシコ 3 州は、メキシコ 3 州が主張物件に財産的権利を有するか否かにつき略式裁判を求める交差申立  |
|      | 3/5    | アラバマ州、ルイジアナ州及びミシシッピ各州の控訴の口頭弁論   |

| 年    | 月日    | 内容  |
|------|-------|---|
|      | 4月    | アラバマ州、フロリダ州及びミシシッピ各州が、本件事故に関する新たな訴訟を提起→後に MDL 第 2179 号に併合                         |
|      | 4/19  | アラバマ州が、一般海事法、油濁法並びに州法に基づく懲罰的損害賠償を含む種々の請求につき提訴                                     |
|      |       | メキシコ連邦政府が、MDL 第 2179 号において BP 社らに民事訴訟を提起  |
|      | 4/20  | フロリダ州が、フロリダ州連邦裁判所において BP 社及びハリバートンに対し、懲罰的損害賠償を含む提訴→後に MDL 第 2179 号に移送             |
|      | 5/17  | テキサス州が、テキサス州連邦裁判所において、BP 社に対する油濁法、包括的環境対策補償責任法など州の環境法に基づく訴訟を提起→後に MDL 第 2179 号に併合 |
|      | 9/12  | 再訴不能の条件で、メキシコ 3 州の請求を却下する旨の終結判決   |
|      | 9/18  | ユカタン州が、フロリダ連邦裁判所において、BP 社に訴訟提起  |
|      | 10/4  | メキシコ 3 州が、第 5 巡回控訴裁判所に控訴  |
|      | 12/13 | 9/18 の案件が、MDL 第 2179 号に移送   |
| 2014 | 1/14  | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、アラバマ州の請求却下を求める BP 社の申立に対し、準備書面提出日程 (2014/3/28 終了予定) を決定   |
|      | 2/14  | BP 社が、アラバマ州の上記準備書面を提出   |
|      | 2/24  | 第 5 巡回控訴裁判所が、ルイジアナ州 11 郡地方検事による申立に関して、野生生物保護法令に基づく制裁金の申立を却下した地方裁判所判決を支持           |

| 年    | 月日    | 内容  |
|------|-------|---|
|      | 3/5   | フロリダ州が、除去費用及び天然資源損害賠償責任は複数のBP 関係会社及び他の法人が負う旨の確認訴訟を提起            |
|      | 7/6   | 地方裁判所が、アラバマ州の油濁法損害賠償請求につき、事実調査及び証拠開示を経て2015年11月に審理(スケジュール命令)する旨 |
|      | 10/20 | 最高裁が、ルイジアナ州11郡地方検事による申立につき上訴の聴取を却下                              |
| 2015 | 7/2   | (前述と同じ)BPXP社が、米連邦政府及びメキシコ湾岸5州との間の和解基本合意書の締結を発表                  |
|      | 10/5  | (前述と同じ)米政府が、米政府、湾岸州及びBP社との同意判決案を提出、同時にBP社、湾岸5州との間の和解合意を締結       |

【米国環境保護庁(EPA)関連】

| 年    | 月日    | 内容   |
|------|-------|--|
| 2012 | 11/28 | 米国環境保護庁(EPA)が、BPXP、BP及びその子会社の新規連邦契約への参加を一時停止した旨をBP社に通知     |
| 2013 | 2/1   | EPAが、BPXP社がヒューストン本社において強制的に排除される旨をBP社に通知                   |
|      | 2/15  | BP社、EPAに対し、行政手続上の異議申立書(2012/11/28の停止及び2013/2/1の強制排除の取消)を提出 |
|      | 7/19  | EPAが、停止及び排除決定を支持   |
|      | 8/12  | BP社、テキサス州南部地区地方裁判所において異議申立の提訴                              |

| 年    | 月日    | 内容  |
|------|-------|---|
|      | 11/25 | BP 社が、テキサス州地方裁判所に略式判決を求める申立、翌<br>11/26 には EPA がさらに 2 社について新規連邦契約への参加を<br>停止                                       |
| 2014 | 1/28  | EPA が、テキサス州地方裁判所に略式判決求める申立  |
|      | 3/13  | BP 社が、BPXP 及び BP 社グループと EPA と行政上の合意に至<br>る。BP 社は連邦の倫理及び技術的安全性要求に合意すると共<br>に、新規連邦契約に参加することが認められ、これは 5 年間適<br>用される。 |
|      | 3/19  | BP 社、EPA に対する訴訟取り下げ   |

【MDL 第 2185 号関連(個人及び団体等による証券関係訴訟など)】

| 年    | 月日            | 内容  |
|------|---------------|---|
| 2012 | 2/13          | MDL 第 2185 号が係属する地方裁判所が、併合された 2 つの証<br>券詐欺行為に基づく訴え却下申立について、二つの判決を下し<br>た。一つは普通株主全て及び ADS 保有者のほぼ全ての請求を<br>却下するもの、もう一つは 2 名の個人被告及び法人被告の請求<br>継続するもの |
|      | 4/2           | 主要集団及び小規模集団に属する原告らが併合訂正訴状を提<br>出  |
|      | 4 月か<br>ら 5 月 | 州、郡又は地方自治体年金ファンドが、BP 社及び取締役、元/<br>現従業員を提訴   |
|      | 5/2           | BP 社が、オペレーティング・マネジメント・システムに関する 13 件<br>の虚偽発言に基づく請求却下申立  |
| 2013 | 2/6           | 争点 17 件の発言のうち 10 件を却下、元従業員 イングリスに対す<br>る請求を全て却下する判決   |
|      | 5/9           | 原告が 1 件提訴取り下げ   |

| 年    | 月日    | 内容   |
|------|-------|--|
|      | 10/3  | 裁判所が、残る 14 件のうち 3 件の被告の却下申立に対し、その一部を認め一部を否認し、請求の一部を却下する判決                      |
|      | 10/3  | 裁判所が、残る請求、すなわち ADS 購入に基づく連邦法上の請求、オハイオ州ファンドのオハイオ州法に基づく潜在的請求などについては、英国法が適用される旨判断 |
|      | 12/5  | オハイオ州ファンがド、英国法上の請求を取り下げ、オハイオ州法に基づく単一請求とする訂正訴状を提出                               |
|      | 12/6  | 集団認証を求める原告申立を却下する判示、申立変更猶予 30 日を与える  |
|      | 12/11 | 被告 (BP 社側)、残り 10 件の却下を申立、他の 2 件の訴状に対する答弁書の提出                                   |
| 2014 | 1/6   | 原告団、申立を変更  |
|      | 1/6   | 2013/12/5 のオハイオ州訂正訴状を却下する申立  |
|      | 4/7   | 裁判所が 2013/12/5 のオハイオ州訂正訴状を却下、30 日間の変更猶予を与える                                    |
|      | 4/21  | 原告団の申立のヒアリング   |
|      | 5/20  | 裁判所が原告団のうち事故前の ADS 購入者の申立を却下し、事故後の ADS 購入者については認める                             |
|      | 6/8   | オハイオ州のファンドが、英国法上のみの第二回訂正訴状を提出  |
|      | 7/3   | 第 5 巡回裁判所が、事故前 ADS 購入者、事故後 ADS 購入者の両原告団の要求を認める                                 |
|      | 7/22  | BP 社が、オハイオ州の請求にかかる却下を再度求める   |
|      | 9/30  | 裁判所が、10 件については BP 社の却下申請を却下、その他については特定の公的・私的虚偽表示に基づき却下を認めた。                    |

| 年    | 月日   | 内容   |
|------|------|--|
|      | 9/30 | 米国外の普通株式請求については英国での訴訟を求めた BP 主張を却下                       |
| 2015 | 5/18 | 証券詐欺行為にかかる訴訟の審理開始  |
| 2016 | 6/3  | BP 社と事故前 ADS 購入者(のみ)との和解承認。175 百万ドルを 2016 年から 2017 年に支払う |

【天然資源の早期復旧プロジェクト関連】

| 年    | 月日   | 内容  |
|------|------|---|
| 2011 | 4/21 | BP 社が、米国及び湾岸 5 州の天然資源トラスティとの間で、天然資源被害早期復旧プロジェクトへの最大 1,000 百万ドルの積立に合意した旨を発表            |
| 2013 | 12 月 | BP 社と天然資源を管理する湾岸州のトラスティが、計 54 件の天然資源早期復旧プロジェクトにつき基本合意に至った。約 698 百万ドルを要する見込み           |
| 2014 | 10/2 | 連邦及び州受託者が、天然資源早期回復にかかる 44 プロジェクト(進行中の 10 プロジェクトに追加され、計 54 プロジェクト)627 百万ドルの第 3 フェーズを決定 |
| 2015 | 期末   | 65 プロジェクト、計 877 百万ドルに合意。残金について、裁判所の同意判決案承認後 30 日以内に支払                                 |



【私人その他の団体関連】

| 年    | 月日   | 内容   |
|------|------|--|
| 2011 | 6/16 | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、様々な市民団体等の各種連邦環境法令に基づく差止命令による救済を求める包括訴状に関する BP 社の却下申立を認める       |
|      | 7/14 | 別の環境団体が、絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律 (Endangered Species Act) に基づく請求の却下につき再審理を申立                |
|      | 8/26 | MDL 第 2179 号係属する地方裁判所が、私人である原告に対し、追求しうる海事法に基づく請求の種類を制限、一定の原告には一般海事法に基づく懲罰的損害賠償請求も可能と判示 |
|      | 9/30 | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、原油分散剤または化学分散剤に晒された人々を代理して人的損害に対する請求を主張する包括訴状の却下を一部認める          |
| 2012 | 1/31 | MDL 第 2179 号が係属する地方裁判所が、生物多様性センターの 2 件の訴訟に関する 2011/6/16 の命令に基づき終局判決                    |
|      | 2/2  | 生物多様性センターが、第 5 巡回控訴裁判所に控訴  |
|      | 7/11 | BP 社が、PSC 和解の対象とされなかった MDL 第 2179 号に関する複数種類の請求却下の申立                                    |
|      | 10/1 | 7/11 の却下申立が認められる   |
| 2013 | 1/9  | 第 5 巡回裁判所が、生物多様性センターに関する BP の主張をほぼ全面的に支持する判断、ただし緊急対処計画及び地域住民の知る権利法に基づく請求については地方裁判所に差戻し |

## 添付資料 2 メキシコ湾原油流出事故に関連する BP 社の主要な財務数値

以下は、メキシコ湾原油流出事故に関連する BP 社の主要な財務数値である。BP 社が開示している注記における説明のほか法的手続の説明を合わせて読むことにより作成できる。

|                            | 2010    |         |         | 2011    |        |         |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
|                            | 計       | その他     | 基金      | 計       | その他    | 基金      |
| <b>Income statement</b>    |         |         |         |         |        |         |
| 生産及び製造費用                   |         |         |         |         |        |         |
| 信託基金負債－割引後                 | 19,580  |         | 19,580  | 0       |        |         |
| 信託基金負債にかかる割引率の変更           | 240     |         | 240     | 43      |        | 43      |
| 補填資産の認識                    | -12,567 |         | -12,567 | -4,038  |        | -4,038  |
| 信託基金その他の費用                 | 8       |         | 8       | 0       |        | 0       |
| 信託基金関連費用(マイナスは利益)合計        | 7,261   | 0       | 7,261   | -3,995  | 0      | -3,995  |
| 環境関連－引当金繰入額                | 929     | 486     | 443     | 1,167   | 34     | 1,133   |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 5       | 5       |         | 17      | 17     |         |
| －PLに直接計上された費用              | 70      | 70      |         | 0       |        |         |
| 環境関連費用(マイナスは利益)合計          | 1,004   | 561     | 443     | 1,184   | 51     | 1,133   |
| 流出対策関連－引当金繰入額              | 10,883  | 10,874  | 9       | 586     | 586    | 0       |
| －PLに直接計上された費用              | 2,745   | 2,745   |         | 85      | 85     |         |
| 流出対策関連費用(マイナスは利益)合計        | 13,628  | 13,619  | 9       | 671     | 671    | 0       |
| 訴訟関連－引当金繰入額(戻入額)Net        | 14,939  | 2,824   | 12,115  | 3,430   | 525    | 2,905   |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 0       |         |         | 0       |        |         |
| －PLに直接計上された費用              | 184     | 184     |         | 0       |        |         |
| 訴訟関連費用(マイナスは利益)合計          | 15,123  | 3,008   | 12,115  | 3,430   | 525    | 2,905   |
| 水質浄化法関連－引当金繰入額             | 3,510   | 3,510   |         | 0       |        |         |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 0       |         |         | 0       |        |         |
| 水質浄化法関連費用(マイナスは利益)合計       | 3,510   | 3,510   | 0       | 0       | 0      | 0       |
| PLに直接計上されたその他の費用           | 332     | 332     |         | 427     | 427    | 0       |
| PLに計上された和解金収入              | 0       |         |         | -5,517  | -5,517 |         |
| 利払前・税前損失(マイナスは利益)          | 40,858  | 21,030  | 19,828  | -3,800  | -3,843 | 43      |
| 金融費用                       | 77      | 4       | 73      | 58      | 6      | 52      |
| 税前損失(マイナスは利益)              | 40,935  | 21,034  | 19,901  | -3,742  | -3,837 | 95      |
| 差引: 法人税                    | -12,894 | -12,894 |         | 1,387   | 1,387  |         |
| 純損失(マイナスは利益)               | 28,041  | 8,140   | 19,901  | -2,355  | -2,450 | 95      |
| <b>Balance sheet</b>       |         |         |         |         |        |         |
| 流動資産                       |         |         |         |         |        |         |
| 営業その他の債権                   | 5,943   | 0       | 5,943   | 8,487   | 254    | 8,233   |
| 流動負債                       |         |         |         |         |        |         |
| 営業その他の負債                   | -6,587  | -1,585  | -5,002  | -5,425  | -553   | -4,872  |
| 未払金                        | 0       |         |         | 0       |        |         |
| 引当金                        | -7,938  | -1,995  | -5,943  | -9,437  | -1,204 | -8,233  |
| 流動資産(マイナスは負債)計             | -8,582  | -3,580  | -5,002  | -6,375  | -1,503 | -4,872  |
| 非流動資産                      |         |         |         |         |        |         |
| 営業債権                       | 3,601   | 0       | 3,601   | 1,642   | 0      | 1,642   |
| 非流動負債                      |         |         |         |         |        |         |
| その他の負債                     | -9,899  | 0       | -9,899  | 0       | 0      |         |
| 未払金                        | 0       |         |         | 0       |        |         |
| 引当金                        | -8,397  | -4,796  | -3,601  | -5,896  | -4,254 | -1,642  |
| 繰延税金資産                     | 11,255  | 11,255  |         | 7,775   | 7,775  |         |
| 非流動資産(マイナスは負債)計            | -3,440  | 6,459   | -9,899  | 3,521   | 3,521  | 0       |
| 資産(マイナスは負債)計               | -12,022 | 2,879   | -14,901 | -2,854  | 2,018  | -4,872  |
| <b>Cash flow statement</b> |         |         |         |         |        |         |
| 税前利益(マイナスは損失)              | -40,935 | -33,601 | -7,334  | 3,742   | -201   | 3,943   |
| 金融費用                       | 77      | 4       | 73      | 58      | 6      | 52      |
| 引当金の純増減                    | 19,354  | 31,921  | -12,567 | 2,699   | 2,699  |         |
| 資産の純増減                     | -12,567 | -27,395 | 14,828  | -4,292  | -254   | -4,038  |
| 負債の純増減                     | 16,413  | 16,413  |         | -11,113 | -1,016 | -10,097 |
| 税前キャッシュ・フロー                | -17,658 | -12,658 | -5,000  | -8,906  | 1,234  | -10,140 |

|                            | 2012   |        |        | 2013   |        |        |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                            | 計      | その他    | 基金     | 計      | その他    | 基金     |
| <b>Income statement</b>    |        |        |        |        |        |        |
| 生産及び製造費用                   |        |        |        |        |        |        |
| 信託基金負債－割引後                 | 0      |        |        | 0      |        |        |
| 信託基金負債にかかる割引率の変更           | 0      |        |        | 0      |        |        |
| 補填資産の認識                    | -1,191 |        | -1,191 | -1,542 |        | -1,542 |
| 信託基金その他の費用                 | 0      |        |        | 0      |        |        |
| 信託基金関連費用(マイナスは利益)合計        | -1,191 | 0      | -1,191 | -1,542 | 0      | -1,542 |
| 環境関連－引当金繰入額                | 801    | 48     | 753    | 47     | 23     | 24     |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 0      |        |        | -5     | -5     |        |
| －PLに直接計上された費用              | 0      |        |        | 0      |        |        |
| 環境関連費用(マイナスは利益)合計          | 801    | 48     | 753    | 42     | 18     | 24     |
| 流出対策関連－引当金繰入額              | 109    | 62     | 47     | -113   | -113   |        |
| －PLに直接計上された費用              | 9      | 9      |        | 0      |        |        |
| 流出対策関連費用(マイナスは利益)合計        | 118    | 71     | 47     | -113   | -113   | 0      |
| 訴訟関連－引当金繰入額(戻入額)Net        | 5,164  | 4,773  | 391    | 1,926  | 408    | 1,518  |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 0      |        |        | 0      |        |        |
| －PLに直接計上された費用              | 0      |        |        | 0      |        |        |
| 訴訟関連費用(マイナスは利益)合計          | 5,164  | 4,773  | 391    | 1,926  | 408    | 1,518  |
| 水質浄化法関連－引当金繰入額             | 0      |        |        | 0      |        |        |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 0      |        |        | 0      |        |        |
| 水質浄化法関連費用(マイナスは利益)合計       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| PLに直接計上されたその他の費用           | 248    | 248    |        | 136    | 136    |        |
| PLに計上された和解金収入              | -145   | -145   |        | -19    | -19    |        |
| 利払前・税前損失(マイナスは利益)          | 4,995  | 4,995  | 0      | 430    | 430    | 0      |
| 金融費用                       | 19     | 7      | 12     | 39     | 39     |        |
| 税前損失(マイナスは利益)              | 5,014  | 5,002  | 12     | 469    | 469    | 0      |
| 差引:法人税                     | -94    | -94    |        | -73    | -73    |        |
| 純損失(マイナスは利益)               | 4,920  | 4,908  | 12     | 396    | 396    | 0      |
| <b>Balance sheet</b>       |        |        |        |        |        |        |
| 流動資産                       |        |        |        |        |        |        |
| 営業その他の債権                   | 4,239  | 61     | 4,178  | 2,457  | 0      | 2,457  |
| 流動負債                       |        |        |        |        |        |        |
| 営業その他の負債                   | -522   | -500   | -22    | -1,030 | -1,029 | -1     |
| 未払金                        | 0      |        |        | -51    |        | -51    |
| 引当金                        | -5,449 | -1,271 | -4,178 | -2,900 | -494   | -2,406 |
| 流動資産(マイナスは負債)計             | -1,732 | -1,710 | -22    | -1,524 | -1,523 | -1     |
| 非流動資産                      |        |        |        |        |        |        |
| 営業債権                       | 2,264  | 0      | 2,264  | 2,442  | 0      | 2,442  |
| 非流動負債                      |        |        |        |        |        |        |
| その他の負債                     | -175   | -175   |        | -2,986 | -2,986 |        |
| 未払金                        | 0      |        |        | 0      |        |        |
| 引当金                        | -9,751 | -7,487 | -2,264 | -6,395 | -3,953 | -2,442 |
| 繰延税金資産                     | 4,002  | 4,002  |        | 2,748  | 2,748  |        |
| 非流動資産(マイナスは負債)計            | -3,660 | -3,660 | 0      | -4,191 | -4,191 | 0      |
| 資産(マイナスは負債)計               | -5,392 | -5,370 | -22    | -5,715 | -5,714 | -1     |
| <b>Cash flow statement</b> |        |        |        |        |        |        |
| 税前利益(マイナスは損失)              | -5,014 | -6,193 | 1,179  | -469   | -2,011 | 1,542  |
| 金融費用                       | 19     | 7      | 12     | 39     | 39     |        |
| 引当金の純増減                    | 4,834  | 4,834  |        | 1,129  | 1,129  |        |
| 資産の純増減                     | -998   | 193    | -1,191 | -1,481 | 61     | -1,542 |
| 負債の純増減                     | -5,090 | -230   | -4,860 | -618   | -618   |        |
| 税前キャッシュ・フロー                | -6,249 | -1,389 | -4,860 | -1,400 | -1,400 | 0      |

|                            | 2014   |        |        | 2015    |         |      | Total   |         |         |
|----------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|------|---------|---------|---------|
|                            | 計      | その他    | 基金     | 計       | その他     | 基金   | 計       | その他     | 基金      |
| <b>Income statement</b>    |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| 生産及び製造費用                   |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| 信託基金負債－割引後                 | 0      |        |        | 0       |         |      | 19,580  | 0       | 19,580  |
| 信託基金負債にかかる割引率の変更           | 0      |        |        | 0       |         |      | 283     | 0       | 283     |
| 補填資産の認識                    | -662   |        | -662   | 0       |         |      | -20,000 | 0       | -20,000 |
| 信託基金その他の費用                 | 0      |        |        | 0       |         |      | 8       | 0       | 8       |
| 信託基金関連費用(マイナスは利益)合計        | -662   | 0      | -662   | 0       | 0       | 0    | -129    | 0       | -129    |
| 環境関連－引当金繰入額                | 190    |        | 190    | 5,393   | 5,393   |      | 8,527   | 5,984   | 2,543   |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 2      | 2      |        | -149    | -149    |      | -130    | -130    | 0       |
| －PLに直接計上された費用              | 0      |        |        | 59      | 59      |      | 129     | 129     | 0       |
| 環境関連費用(マイナスは利益)合計          | 192    | 2      | 190    | 5,303   | 5,303   | 0    | 8,526   | 5,983   | 2,543   |
| 流出対策関連－引当金繰入額              | 0      |        |        | 0       |         |      | 11,465  | 11,409  | 56      |
| －PLに直接計上された費用              | 0      |        |        | 0       |         |      | 2,839   | 2,839   | 0       |
| 流出対策関連費用(マイナスは利益)合計        | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0    | 14,304  | 14,248  | 56      |
| 訴訟関連－引当金繰入額(戻入額)Net        | 1,137  | 665    | 472    | 5,832   | 5,832   |      | 32,428  | 15,027  | 17,401  |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 0      |        |        | -74     | -74     |      | -74     | -74     | 0       |
| －PLに直接計上された費用              | 0      |        |        | 0       |         |      | 184     | 184     | 0       |
| 訴訟関連費用(マイナスは利益)合計          | 1,137  | 665    | 472    | 5,758   | 5,758   | 0    | 32,538  | 15,137  | 17,401  |
| 水質浄化法関連－引当金繰入額             | 0      |        |        | 661     | 661     |      | 4,171   | 4,171   | 0       |
| －引当金にかかる割引率の変更             | 0      |        |        | -110    | -110    |      | -110    | -110    | 0       |
| 水質浄化法関連費用(マイナスは利益)合計       | 0      | 0      | 0      | 551     | 551     | 0    | 4,061   | 4,061   | 0       |
| PLに直接計上されたその他の費用           | 114    | 114    |        | 97      | 97      |      | 1,354   | 1,354   | 0       |
| PLに計上された和解金収入              | 0      |        |        | 0       |         |      | -5,681  | -5,681  | 0       |
| 利払前・税前損失(マイナスは利益)          | 781    | 781    | 0      | 11,709  | 11,709  | 0    | 54,973  | 35,102  | 19,871  |
| 金融費用                       | 38     | 38     |        | 247     | 247     |      | 478     | 341     | 137     |
| 税前損失(マイナスは利益)              | 819    | 819    | 0      | 11,956  | 11,956  | 0    | 55,451  | 35,443  | 20,008  |
| 差引:法人税                     | -262   | -262   |        | -3,492  | -3,492  |      | -15,428 | -15,428 | 0       |
| 純損失(マイナスは利益)               | 557    | 557    | 0      | 8,464   | 8,464   | 0    | 40,023  | 20,015  | 20,008  |
| <b>Balance sheet</b>       |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| 流動資産                       |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| 営業その他の債権                   | 1,154  |        | 1,154  | 686     |         | 686  |         |         |         |
| 流動負債                       |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| 営業その他の負債                   | -655   | -655   |        | -693    | -693    |      |         |         |         |
| 未払金                        | 0      |        |        | -40     | -40     |      |         |         |         |
| 引当金                        | -1,702 | -574   | -1,128 | -3,076  | -2,390  | -686 |         |         |         |
| 流動資産(マイナスは負債)計             | -1,203 | -1,229 | 26     | -3,123  | -3,123  | 0    |         |         |         |
| 非流動資産                      |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| 営業債権                       | 2,701  |        | 2,701  | 0       |         | 0    |         |         |         |
| 非流動負債                      |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| その他の負債                     | -2,412 | -2,412 |        | -2,057  | -2,057  |      |         |         |         |
| 未払金                        | -169   | -169   |        | -186    | -186    |      |         |         |         |
| 引当金                        | -6,903 | -4,202 | -2,701 | -13,431 | -13,431 |      |         |         |         |
| 繰延税金資産                     | 1,723  | 1,723  |        | 5,200   | 5,200   |      |         |         |         |
| 非流動資産(マイナスは負債)計            | -5,060 | -5,060 | 0      | -10,474 | -10,474 | 0    |         |         |         |
| 資産(マイナスは負債)計               | -6,263 | -6,289 | 26     | -13,597 | -13,597 | 0    |         |         |         |
|                            |        |        |        |         |         |      | Total   |         |         |
|                            |        |        |        |         |         |      | 計       | その他     | 基金      |
| <b>Cash flow statement</b> |        |        |        |         |         |      |         |         |         |
| 税前利益(マイナスは損失)              | -819   | -1,481 | 662    | -11,956 | -11,956 |      | -55,451 | -55,443 | -8      |
| 金融費用                       | 38     | 38     |        | 247     | 247     |      | 478     | 341     | 137     |
| 引当金の純増減                    | 939    | 939    |        | 11,296  | 11,296  |      | 40,251  | 52,818  | -12,567 |
| 資産の純増減                     | -662   | 0      | -662   | 0       | 0       |      | -20,000 | -27,395 | 7,395   |
| 負債の純増減                     | -792   | -792   |        | -732    | -732    |      | -1,932  | 13,025  | -14,957 |
| 税前キャッシュ・フロー                | -1,296 | -1,296 | 0      | -1,145  | -1,145  | 0    | -36,654 | -16,654 | -20,000 |

### 添付資料 3 チッソ公的支援資金の回収可能性

以下は、東京電力に対する会計検査院の会計検査報告書である「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（2015年3月）」の中で、既に国から原子力損害賠償・廃炉等支援機構に投入された9兆円の回収期間の試算方式をチッソに適用し、同じようにチッソへの公的資金回収期間の試算を試みたものである。

#### I. 試算の対象とする回収すべき公的債務

2016年3月期末におけるチッソが公表している未払利息を含む公的債務残高1,882億円を回収すべき公的債務とした。

2016年3月期末における公的債務残高（億円）

|     |    | 県債<br>(水俣病県債等) | 公害防止事業費 |
|-----|----|----------------|---------|
| 負債  | 元本 | 1,984          | 297     |
|     | 金利 | 879            | 389     |
| 既返済 |    | ▲981           | ▲509    |
| 残高  |    | <b>1,882</b>   | 177     |

上記のほか、民間金融機関からの借入金残高408億円

出典：チッソ web サイト

#### II. 1年あたり返済額

事業会社である子会社JNC株式会社からの平均的な配当金60億円から、補償金及び公害防止事業負担金の返済額を差し引いて試算した。

(単位：億円)

| 項目                 | 金額 | 備考                                  |
|--------------------|----|-------------------------------------|
| JNC 株式会社からの平均的な配当金 | 60 | 有価証券報告書より                           |
| 1年あたり補償金の支払        | 22 | 一時金を除く補償金支出 12 期平均（有価証券報告書より）・・・下記① |
| 公害防止事業負担金返済        | 10 | 返済実績 12 期平均（有価証券報告書より）・・・下記②        |
| 差引                 | 28 |                                     |
| 年度経費               | 3  |                                     |
| 1年あたり返済可能額         | 25 |                                     |

① 補償金支出 12 期の平均

(単位：百万円)

|            | 2005 年<br>3 月期 | 2006 年<br>3 月期 | 2007 年<br>3 月期 | 2008 年<br>3 月期 | 2009 年<br>3 月期 | 2010 年<br>3 月期 |         |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| 水俣病補償による支出 | -2,620         | -2,485         | -2,489         | -2,416         | -2,263         | -2,300         |         |
|            | 2011 年<br>3 月期 | 2012 年<br>3 月期 | 2013 年<br>3 月期 | 2014 年<br>3 月期 | 2015 年<br>3 月期 | 2016 年<br>3 月期 | 計       |
| 水俣病補償による支出 | -2,232         | -2,122         | -2,058         | -2,016         | -2,055         | -1,980         | -27,036 |

上記 12 期の平均 2,253 百万円

↓

22 億円

② 公害防止事業負担金返済支出 12 期の平均

(単位:百万円)

|                            | 2005 年<br>3 月期 | 2006 年<br>3 月期 | 2007 年<br>3 月期 | 2008 年<br>3 月期 | 2009 年<br>3 月期 | 2010 年<br>3 月期 |         |
|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| 公害防止<br>事業負担<br>金の支出       | -8             | -93            | -179           | -749           | -25            | -362           |         |
| 公害防止<br>事業負担<br>金利息の<br>支出 | -1,086         | -1,001         | -912           | -824           | -356           | -640           |         |
|                            | 2011 年<br>3 月期 | 2012 年<br>3 月期 | 2013 年<br>3 月期 | 2014 年<br>3 月期 | 2015 年<br>3 月期 | 2016 年<br>3 月期 | 計       |
| 公害防止<br>事業負担<br>金の支出       | -861           | -1,531         | -165           | -705           | -808           | -769           | -6,255  |
| 公害防止<br>事業負担<br>金利息の<br>支出 | -543           | -444           | -346           | -249           | -171           | -107           | -6,679  |
| 計                          |                |                |                |                |                |                | -12,934 |

上記 12 期の平均 1,077 百万円

↓

10 億円

### III. JNC 株式会社上場時売却益

JNC 株式会社の上場については不確実性が伴うが、仮に上場した場合の国費回収の原資としての株式譲渡益の金額の試算にあたり、チッソが「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）」第9条第1項に基づいて環境大臣に申請した「事業再編計画（2010年11月2日）」においてJNC株式会社への事業譲渡案の中で言及された、JNC株式会社（事業再編計画においては「事業会社」と表記されている）の株式評価額を用いた。事業環境は一様ではなく企業価値は年々変化するものであるが、他に時価に近いと思われる数値が公表されたものではなく、当数値を参考として利用する。これは、チッソが独立した第三者算定機関の算定結果を基に評価してものである。第三者算定機関は、JNC株式会社の株式価値について、DCF法及び類似企業比較法を採用して算定を実施した。この算定の方法及び結果は、第三者算定機関の正式な決定プロセスを経て決定されている<sup>90</sup>。

以下のチッソが述べたJNC株式会社の評価価値のうち、ここでは①のDCF法による結果を利用した。類似企業比較法については、DCF法による評価結果と著しいかい離がない旨を確かめることに利用した。長期にわたり当該評価額の妥当性が維持されるものではないが、ここでは単純試算に利用する。

#### ① DCF法

株式価値の評価レンジ **1,942 ～ 2,390 億円**

チッソが準備・作成した事業計画から計算されたフリー・キャッシュフロー及び以降の残存価値をJNC株式会社のWACC（加重平均資本コスト）で割引いて現在価値を求め、別建評価資産・負債等有利子負債等を加減し株式価値を算定している。

---

<sup>90</sup> チッソ「事業再編計画の認可申請について」、2010年11月12日、pp.7-9



② 類似企業比較法

株式価値の評価レンジ 1,994 ～ 2,261 億円

JNC 株式会社と類似の事業を行っている上場企業を選定し、当該企業の公開財務データに基づき算定した企業価値倍率から JNC 株式会社の企業価値を求め、資産調整勘定の現在価値及び純有利子負債を加減し株式価値を算定している。

③ 株式売却益

チッソが保有する JNC 株式会社株式簿価 583 億円

DCF 法による評価額レンジの低い価額に基づく売却益 1,359 億円

DCF 法による評価額レンジの低い価額と高い価額の間値に基づく売却益 1,583 億円

DCF 法による評価額レンジの高い価額に基づく売却益 1,807 億円

#### IV. 公的資金の回収期間の試算

JNC 株式会社の上場計画については、水俣病の被害者で未認定である方の問題点を残したまま水俣病問題の幕引きを図るものであるとの批判も多いが、ここでは、国費回収の観点から、株式上場に伴う JNC 株式会社株式譲渡益による回収可能期間を試算した。実際には事業は数年で大きな変化があると考えられ、10 年超にもわたり現在の業容が維持されるか否かについては不確実性が伴う。

チッソグループの事業規模と比較し、国費の投入規模は巨額であり、現在の経常利益規模を前提とした返済ペースでは合理的な期間における完済は望めず、チッソの公的債務返済は JNC 株式会社株式譲渡益の規模及びそのタイミングに左右される。

試算にあたっては、前期末公的債務残高に対する 0.8%の利息が元本に組み込まれるものとした。利率は、有価証券報告書の借入金等明細表の公的債務を除く長期借入金にかかる加重平均利率を参考とした。

結果は次ページの通りである。

|                    |        |      |
|--------------------|--------|------|
| JNC 株式売却益が低い場合     | 試算回収期間 | 43 年 |
| JNC 株式売却益が中間値である場合 | 試算回収期間 | 26 年 |
| JNC 株式売却益が高い場合     | 試算回収期間 | 10 年 |

チソ公的債務回収試算

| 【単位:億円】 |         | 和暦 | H28   | H29   | H30   | H31   | H32   | H33   | H34   | H35   | H36   | H37   | H38   | H39   | H40   | H41   | H42   |       |       |
|---------|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |         | 西暦 | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  | 2021  | 2022  | 2023  | 2024  | 2025  | 2026  | 2027  | 2028  | 2029  | 2030  | 2031  |       |       |
|         |         | 年後 | 0     | 1     | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    |       |
| 大きな売却益  | 元本相当残高  |    | 1,882 | 1,857 | 1,847 | 1,837 | 1,827 | 1,816 | 1,806 | 1,796 | 1,785 | 1,774 | -43   |       |       |       |       |       |       |
|         | 利息      |    |       | 15    | 15    | 15    | 15    | 15    | 15    | 14    | 14    | 14    | 14    |       |       |       |       |       |       |
|         | 小計      |    | 1,882 | 1,872 | 1,862 | 1,852 | 1,841 | 1,831 | 1,821 | 1,810 | 1,799 | 1,789 | -29   |       |       |       |       |       |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       | 1,857 | 1,847 | 1,837 | 1,827 | 1,816 | 1,806 | 1,796 | 1,785 | 1,774 | -43   |       |       |       |       |       |       |
|         | 返済額     |    |       | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    |       |       |       |       |       |       |
| 株式売却益①  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1,807 |       |       |       |       |       |       |       |
| 中間の売却益  | 元本相当残高  |    | 1,882 | 1,857 | 1,847 | 1,837 | 1,827 | 1,816 | 1,806 | 1,796 | 1,785 | 1,774 | 1,764 | 1,753 | 1,742 | 1,731 | 1,720 | 1,709 |       |
|         | 利息      |    |       | 15    | 15    | 15    | 15    | 15    | 15    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    |       |
|         | 小計      |    | 1,882 | 1,872 | 1,862 | 1,852 | 1,841 | 1,831 | 1,821 | 1,810 | 1,799 | 1,789 | 1,778 | 1,767 | 1,756 | 1,745 | 1,734 | 1,722 |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       | 1,857 | 1,847 | 1,837 | 1,827 | 1,816 | 1,806 | 1,796 | 1,785 | 1,774 | 1,764 | 1,753 | 1,742 | 1,731 | 1,720 | 1,709 |       |
|         | 返済額     |    |       | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    |       |
| 株式売却益②  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 小さな売却益  | 元本相当残高  |    | 1,882 | 1,857 | 1,847 | 1,837 | 1,827 | 1,816 | 1,806 | 1,796 | 1,785 | 1,774 | 1,764 | 1,753 | 1,742 | 1,731 | 1,720 | 1,709 |       |
|         | 利息      |    |       | 15    | 15    | 15    | 15    | 15    | 15    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    |       |       |
|         | 小計      |    | 1,882 | 1,872 | 1,862 | 1,852 | 1,841 | 1,831 | 1,821 | 1,810 | 1,799 | 1,789 | 1,778 | 1,767 | 1,756 | 1,745 | 1,734 | 1,722 |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       | 1,857 | 1,847 | 1,837 | 1,827 | 1,816 | 1,806 | 1,796 | 1,785 | 1,774 | 1,764 | 1,753 | 1,742 | 1,731 | 1,720 | 1,709 |       |
|         | 返済額     |    |       | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    |       |
| 株式売却益③  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 【単位:億円】 |         | 和暦 | H43   | H44   | H45   | H46   | H47   | H48   | H49   | H50   | H51   | H52   | H53   | H54   | H55   | H56   | H57   | H58   |       |
|         |         | 西暦 | 2032  | 2033  | 2034  | 2035  | 2036  | 2037  | 2038  | 2039  | 2040  | 2041  | 2042  | 2043  | 2044  | 2045  | 2046  | 2047  |       |
|         |         | 年後 | 16    | 17    | 18    | 19    | 20    | 21    | 22    | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 31    |       |
| 大きな売却益  | 元本相当残高  |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 利息      |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 小計      |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 返済額     |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 株式売却益①  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 中間の売却益  | 元本相当残高  |    | 1,697 | 1,686 | 1,675 | 1,663 | 1,652 | 1,640 | 1,628 | 1,616 | 1,604 | 1,592 | -3    |       |       |       |       |       |       |
|         | 利息      |    |       | 14    | 14    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |       |       |       |       |       |       |
|         | 小計      |    | 1,711 | 1,700 | 1,688 | 1,677 | 1,665 | 1,653 | 1,641 | 1,629 | 1,617 | 1,605 | 10    |       |       |       |       |       |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       | 1,697 | 1,686 | 1,675 | 1,663 | 1,652 | 1,640 | 1,628 | 1,616 | 1,604 | 1,592 | -3    |       |       |       |       |       |
|         | 返済額     |    |       | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    |       |       |       |       |       |
| 株式売却益②  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1,583 |       |       |       |       |       |       |
| 小さな売却益  | 元本相当残高  |    | 1,697 | 1,686 | 1,675 | 1,663 | 1,652 | 1,640 | 1,628 | 1,616 | 1,604 | 1,592 | 1,580 | 1,568 | 1,555 | 1,543 | 1,530 | 1,518 |       |
|         | 利息      |    |       | 14    | 14    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 12    | 12    | 12    |       |
|         | 小計      |    | 1,711 | 1,700 | 1,688 | 1,677 | 1,665 | 1,653 | 1,641 | 1,629 | 1,617 | 1,605 | 1,593 | 1,580 | 1,568 | 1,555 | 1,543 | 1,530 |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       | 1,697 | 1,686 | 1,675 | 1,663 | 1,652 | 1,640 | 1,628 | 1,616 | 1,604 | 1,592 | 1,580 | 1,568 | 1,555 | 1,543 | 1,530 | 1,518 |
|         | 返済額     |    |       | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    |       |
| 株式売却益③  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 【単位:億円】 |         | 和暦 | H59   | H60   | H61   | H62   | H63   | H64   | H65   | H66   | H67   | H68   | H69   | H70   |       |       |       |       |       |
|         |         | 西暦 | 2048  | 2049  | 2050  | 2051  | 2052  | 2053  | 2054  | 2055  | 2056  | 2057  | 2058  | 2059  |       |       |       |       |       |
|         |         | 年後 | 32    | 33    | 34    | 35    | 36    | 37    | 38    | 39    | 40    | 41    | 42    | 43    |       |       |       |       |       |
| 大きな売却益  | 元本相当残高  |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 利息      |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 小計      |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 返済額     |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 株式売却益①  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 中間の売却益  | 元本相当残高  |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 利息      |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 小計      |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|         | 返済額     |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 株式売却益②  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 小さな売却益  | 元本相当残高  |    | 1,505 | 1,492 | 1,479 | 1,466 | 1,453 | 1,440 | 1,426 | 1,413 | 1,399 | 1,386 | 1,372 | -1    |       |       |       |       |       |
|         | 利息      |    |       | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    |       |       |       |       |       |
|         | 小計      |    | 1,517 | 1,504 | 1,491 | 1,478 | 1,465 | 1,451 | 1,438 | 1,424 | 1,411 | 1,397 | 1,383 | 10    |       |       |       |       |       |
|         | 残高+公害防止 |    |       | 1,505 | 1,492 | 1,479 | 1,466 | 1,453 | 1,440 | 1,426 | 1,413 | 1,399 | 1,386 | 1,372 | -1    |       |       |       |       |
|         | 返済額     |    |       | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    | 25    |       |       |       |       |
| 株式売却益③  |         |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1,359 |       |       |

#### 添付資料 4 チッソ及び他の四大公害病責任企業を取り巻く主な事象

以下は、チッソと本研究において情報開示の比較を行った昭和電工及び三井金属鉱業について、それぞれの企業を取り巻く主な事象をまとめたものである。

| 年月      | チッソ  | 昭和電工    | 三井金属鉱業 |
|---------|--|---------|--------|
| 1956.5  | 水俣病公式確認（チッソ附属病院が水俣保健所に奇病発生を報告）                                 |         |        |
| 1959.12 | チッソと熊本県漁連の漁業補償に関し調停委による調停が成立<br>チッソ水俣病患者家庭互助会と見舞金契約（調停委調停案）締結  |         |        |
| 1967.6  |  | 第一次訴訟提訴 |        |
| 1968.5  | チッソ、アセトアルデヒドの製造を終止   |         |        |
| 1968.9  | 政府は水俣病についての統一見解を発表（公害病と認定「水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の工場排水に含まれるメチル水銀である」） |         |        |
| 1969.2  | 水俣病補償委員会への一任を巡り、患者団体が一任派と訴訟派に分裂                                |         |        |

| 年月      | チッソ  | 昭和電工                 | 三井金属鉱業                         |
|---------|--|----------------------|--------------------------------|
| 1969.6  | 熊本水俣病第1次訴訟の提訴（訴訟派）                               |                      |                                |
| 1969.12 | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布                        |                      |                                |
| 1970.5  | 水俣病補償委員会の斡旋妥結、（一任派である）患者ら及びチッソ和解契約調印             |                      |                                |
| 1971.6  |  |                      | イタイイタイ病裁判、原告の全面勝訴。三井金属鉱業は即日控訴。 |
| 1971.8  | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」事務次官通知の公表（46年判断条件） |                      |                                |
| 1971.9  |  | 新潟水俣病第一次訴訟原告勝訴判決（確定） |                                |

| 年月       | チッソ  | 昭和電工            | 三井金属鉱業  |
|----------|--|-----------------|---|
| 1972. 8  |  |                 | イタイイタイ病控訴審で、原告患者側が全面勝訴、確定。<br>三井金属鉱業、賠償に関する誓約書、公害防止協定、土壤汚染問題に関する誓約書に合意。 |
| 1972. 11 |  |                 | 公害防止協定に基づく神岡鉱山への全体立ち入り調査を開始。  |
| 1973. 3  | 熊本地裁熊本水俣病第一次訴訟原告勝訴判決（確定）、1959年12月の見舞金契約は公序良俗違反 |                 |   |
| 1973. 6  |  | 被害者と昭和電工が補償協定締結 |   |
| 1973. 7  | チッソと水俣病患者団体との間で補償協定締結                          |                 |   |
| 1974. 1  | 熊本県、汚染魚封じ込めのための仕切網を水俣湾口に設置                     |                 |   |

| 年月      | チッソ  | 昭和電工    | 三井金属鉱業 |
|---------|--|---------|--------|
| 1974.9  | 「公害健康被害補償法（いわゆる「公健法」）」施行<br>公害被害者を迅速かつ公正に保護する目的で制定<br>旧公害健康被害救済法は医療費だけを給付していたが、それに財産の<br>損失補償や慰謝料（障害補償費）を加味して改正したもの。 |         |        |
| 1977.3  | 連結財務諸表開示（ただし昭和電工は12月決算）  |         |        |
| 1977.7  | 「後天性水俣病の判断条件について」環境保健<br>部長通知（52年判断条件）   |         |        |
| 1978.6  | 「水俣病対策につい<br>て」（チッソ金融支援措<br>置（県債方式等））閣議<br>了解  |         |        |
| 1978.10 | チッソ上場廃止（店頭<br>管理へ）   |         |        |
| 1978.12 | 第一回県債発行（3,350<br>百万円）  |         |        |
| 1982    | 県債発行額を算定する<br>式の変更   |         |        |
| 1982.6  |  | 第二次訴訟提訴 |        |
| 1985.8  | 福岡高裁、熊本水俣病<br>第二次訴訟原告勝訴判<br>決（確定）  |         |        |
| 1988.2  | 最高裁、チッソ元社長<br>らに業務上過失致死傷   |         |        |

| 年月      | チッソ  | 昭和電工 | 三井金属鉱業                                 |
|---------|--|------|--|
|         | 罪の有罪判決（確定）                                       |      |  |
| 1988.5  |  |      | 認定申請が棄却された患者が不服審査請求<br>(1992年に棄却取消)    |
| 1990.9  | 東京地方裁判所等各裁判所からの和解勧告→国は「現時点では和解勧告に応じることは困難」と見解を公表 |      |  |
| 1993.4  |  |      | 環境庁「イタイイタイ病の認定における骨軟化症の判定等について」を富山県に通知 |
| 1995.9  | 与党三党は三党合意「水俣病問題の解決について」（最終解決案）を決定                |      |  |
| 1995.12 | 「水俣病対策について」閣議了解<br>「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」閣議決定  |      |  |



| 年月           | チッソ   | 昭和電工                       | 三井金属鉱業 |
|--------------|---|----------------------------|--------|
| 1995.12      |   | 第二次訴訟を取り下げ、昭和電工と原告は解決協定を締結 |        |
| 1996.2<br>～5 | 係争中であった計 10 件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）                     |                            |        |
| 2000.2       | 「平成 12 年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について（県債方式の見直し等）」を閣議了解 |                            |        |
| 2000.4       | グリーンシート銘柄指定   |                            |        |
| 2004.10      | 最高裁、水俣病関西訴訟の原告勝訴判決（国・熊本県の敗訴確定）                      |                            |        |
| 2005.4       | 環境省「今後の水俣病対策について」を発表                                |                            |        |
| 2005.5       |   | 新潟水俣病公式確認<br>40 年          |        |
| 2006.5       | 水俣病公式確認 50 年  |                            |        |
| 2007.4       |   | 第三次水俣病訴訟提起                 |        |
| 2009.4       |   | ノーモア・ミナマタ新潟全被害者訴訟開始        |        |

| 年月     | チッソ  | 昭和電工 | 三井金属鉱業 |
|--------|--|------|--------|
| 2009.7 | <p>「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣特措法）」公布・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにする</li> <li>→公健法の判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として救済し解決を図ろうとするもの</li> <li>・これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等（チッソの分社化を行い、補償のみを行うチッソと事業会社である子会社 JNC 株式会社に再編する）を定める</li> </ul> |      |        |
| 2010.4 | <p>「水俣病対策について」閣議決定</p> <p>「地域再生・復興及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払いに係るチッソ株式会社に対する支援措置」閣議了解</p>   |      |        |
| 2011.3 | <p>ノーモア・ミナマタ訴訟が熊本、新潟、大阪及び東京の各地裁で和解</p>   |      |        |

| 年月     | チッソ  | 昭和電工             | 三井金属鉱業 |
|--------|--|------------------|--------|
| 2012.7 | 水俣特措法に基づく給付申請受付終了                                  |                  |        |
| 2012.8 | 環境省「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」発表                       |                  |        |
| 2013.4 | 水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判決。1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高裁判決を破棄差し戻し |                  |        |
| 2015.5 |  | 新潟水俣病公式確認<br>50年 |        |
| 2016.5 | 水俣病公式確認 60年  |                  |        |

## 添付資料 5 分析対象とした企業一覧

以下は、ROA の特定期間の分布の分析において対象とした各国株式市場を代表する指標を構成する企業群（分析時における構成企業）である。MorningStar社にデータが掲載されていない企業は除いた。また企業再編等によりデータが存在しない年度がある場合、データが存在する年度のデータのみを利用した。

| S&P100                           |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| アップル (AAPL)                      | IBM (IBM)               |
| AbbVie (ABBV)                    | インテル (INTC)             |
| アボット・ラボラトリーズ (ABT)               | ジョンソン・エンド・ジョンソン (JNJ)   |
| アクセンチュア (ACN)                    | JP モルガン・チェース (JPM)      |
| Actavis (ACT) → Allergan PLC AGN | コカ・コーラ (KO)             |
| アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)       | Kinder Morgan (KMI)     |
| オールステート保険 (ALL)                  | イーライリリー・アンド・カンパニー (LLY) |
| アムジェン (AMGN)                     | ロッキード・マーティン (LMT)       |
| Amazon.com (AMZN)                | ロウズ (LOW)               |
| Anadarko Petroleum (APC)         | マスターカード (MA)            |
| アメリカン・エクスプレス (AXP)               | マクドナルド (MCD)            |
| ボーイング (BA)                       | モンデリーズ・インターナショナル (MDLZ) |
| バンク・オブ・アメリカ (BAC)                | Medtronic (MDT)         |
| Biogen Idec (BIIB)               | メットライフ (MET)            |
| バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (BK)           | スリーエム カンパニー (MMM)       |
| ブリストル・マイヤーズ スクイブ (BMY)           | アルトリア (MO)              |
| バークシャー・ハサウェイ (BRK.B)             | モンサント (MON)             |
| シティグループ (C)                      | メルク・アンド・カンパニー (MRK)     |

**S&P100**

|                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| キャタピラー (CAT)                | モルガン・スタンレー (MS)            |
| Celgene (CELG)              | マイクロソフト (MSFT)             |
| コルゲート・パーモリーブ (CL)           | ナイキ (NKE)                  |
| コムキャスト (CMCSA)              | ノーフォーク・サザン鉄道 (NSC)         |
| Capital One Financial (COF) | オラクル (ORCL)                |
| コノフィリップス (COP)              | オキシデンタル・ペトロリウム (OXY)       |
| コストコ・ホールセール (COST)          | プライスライングループ (PCLN)         |
| シスコシステムズ (CSCO)             | ペプシコ (PEP)                 |
| CVS Health (CVS)            | ファイザー (PFE)                |
| シェブロン (CVX)                 | プロクター・アンド・ギャンブル (PG)       |
| デュボン (DD)                   | フィリップモリス (PM)              |
| ウォルト・ディズニー・カンパニー (DIS)      | クアルコム (QCOM)               |
| ダウ・ケミカル (DOW)               | レイセオン (RTN)                |
| Devon Energy (DVN)          | スターバックス (SBUX)             |
| eBay (EBAY)                 | シュルンベルジェ (SLB)             |
| EMC コーポレーション (EMC)          | Southern Company (SO)      |
| エマソン・エレクトリック (EMR)          | Simon Property Group (SPG) |
| エクセロン (EXC)                 | AT&T (T)                   |
| フォード・モーター (F)               | ターゲット・コーポレーション (TGT)       |
| Facebook (FB)               | テキサス・インスツルメンツ (TXN)        |
| フェデックス (FDX)                | タイム・ワーナー (TW)              |
| 21 世紀フォックス (FOXA)           | ユナイテッド・ヘルス (UNH)           |
| ジェネラル・ダイナミクス (GD)           | ユニオン・パシフィック鉄道 (UNP)        |
| ゼネラル・エレクトリック (GE)           | ユナイテッド・パーセル・サービス (UPS)     |
| ギリアド・サイエンシズ (GILD)          | U.S. Bancorp (USB)         |
| ゼネラルモーターズ (GM)              | ユナイテッド・テクノロジー (UTX)        |
| Google (GOOG・GOOGL)         | ビザ (V)                     |

**S&P100**

|                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| ゴールドマン・サックス (GS)   | ベライゾン・コミュニケーションズ (VZ)          |
| ハリバートン (HAL)       | Walgreens Boots Alliance (WBA) |
| ホーム・デポ (HD)        | ウェルズ・ファーゴ (WFC)                |
| ハネウエル (HON)        | ウォルマート・ストアーズ (WMT)             |
| ヒューレット・パッカード (HPQ) | エクソンモービル (XOM)                 |

**FTSE**

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| Aberdeen Asset Management | Kingfisher plc        |
| Admiral Group             | Land Securities Group |
| Aggreko                   | Legal & General       |
| Amec Foster Wheeler       | Lloyds Banking Group  |
| Anglo American plc        | Marks & Spencer Group |
| Antofagasta               | Meggitt               |
| ARM Holdings              | Melrose plc           |
| Associated British Foods  | Morrison Supermarkets |
| AstraZeneca               | National Grid plc     |
| Aviva                     | Next plc              |
| Babcock International     | Old Mutual            |
| BAE Systems               | Pearson plc           |
| Barclays                  | Petrofac              |
| BG Group                  | Prudential plc        |
| BHP Billiton              | Randgold Resources    |
| BP                        | Reckitt Benckiser     |
| British American Tobacco  | Reed Elsevier         |
| British Land Co           | Rexam                 |
| BT Group                  | Rio Tinto Group       |

| FTSE  |                              |
|---|------------------------------|
| Bunzl   | Rolls-Royce Group            |
| Burberry Group                                  | Royal Bank of Scotland Group |
| Capita  | Royal Dutch Shell            |
| Carnival plc                                    | RSA Insurance Group          |
| Centrica  | SABMiller                    |
| Coca-Cola HBC AG                                | Sage Group                   |
| Compass Group                                   | Schroders                    |
| CRH plc   | Serco                        |
| Croda International                             | Severn Trent                 |
| Diageo  | Shire plc                    |
| Eurasian Natural Resources                      | Smith & Nephew               |
| Evraz   | Smiths Group                 |
| Experian  | SSE plc                      |
| Fresnillo plc                                   | Standard Chartered           |
| G4S   | Standard Life                |
| GKN   | Tate & Lyle                  |
| GlaxoSmithKline                                 | Tesco                        |
| Hammerson                                       | Tullow Oil                   |
| Hargreaves Lansdown                             | Unilever                     |
| HSBC  | United Utilities             |
| IMI plc   | Vedanta Resources            |
| Imperial Tobacco Group                          | Vodafone Group               |
| InterContinental Hotels Group                   | Weir Group                   |
| International Consolidated Airlines Group<br>SA | Whitbread                    |
| Intertek Group                                  | Wolseley plc                 |
| ITV plc   | Wood Group                   |

FTSE

J Sainsbury plc WPP plc

Johnson Matthey Xstrata

上海 B 株

上海広電電子 上海中国国際旅行社

上海ニ紡機 上海郵電通信設備

大衆交通集団 上海陸家嘴金融貿易区開発

上海永生データテック 華新セメント

中国第一鉛筆 上海新亜集団

ST 中国紡織機械 上海金泰

上海ラバーベルト 内蒙古オールドスカシミア

上海クロールアルカリ 黒龍江電力

上海海立コンプレッサ 天津市海運

上海金橋出口加工区開発 上海フイリー建材

上海外高橋保税區開発 東方通信

上海聯華合織 黄山旅游發展

上海新錦江ホテル 上海開開アパレル

ST 上海永久 海南航空

鳳凰自転車 濟南バイク

上海海欣集団 上海振華港口機械

上海耀華ガラス 内蒙古伊泰煤炭

上海大江 江蘇新城不動産

上海ディーゼル 大連ケミカル

英雄(集団) 錦州港

上海三毛紡織 中泰凱馬

上海友誼集団 上海茉織華



### 上海 B 株

|          |              |
|----------|--------------|
| 上工       | 黄石東貝電器       |
| 上海上菱電器   | 上海凌雲カーテンウォール |
| 上海宝信軟件   | 上海オートメーション   |
| 上海物資貿易中心 |              |

### 香港ハンセン指数

|             |           |
|-------------|-----------|
| 長江和記実業      | リー&フン     |
| 中電控股        | 中国海外発展    |
| ホンコン・チャイナガス | テンセント     |
| ワーフ         | チャイナ・ユニコム |
| HSBC        | Link REIT |
| 電能実業        | 華潤電力控股    |
| ハンセン銀行      | ペトロチャイナ   |
| 恒基兆業地産      | CNOOC     |
| 新鴻基地産       | 中国建設銀行    |
| 新世界発展       | チャイナ・モバイル |
| 太古 A        | レノボグループ   |
| 東亜銀行        | 恒安国際集団    |
| 銀河娛樂        | 中国神華能源    |
| 香港鐵路        | 華潤置地      |
| 信和置業        | 長江実業地産    |
| 恒隆地産        | AIA グループ  |
| 昆侖能源        | 中国工商銀行    |
| 招商局国際       | 百麗国際      |
| 中国旺旺        | サンズ・チャイナ  |
| 中国中信        | 中国平安保険    |

### 香港ハンセン指数

|             |        |
|-------------|--------|
| 華潤創業        | 中国蒙牛乳業 |
| キャセイ・パシフィック | 中銀香港   |
| 康師傅控股       | 中国人寿保險 |
| シノペック       | 交通銀行   |
| 香港証券取引所     | 中国銀行   |

### 韓国 KRX 指数

|  |                            |
|--|----------------------------|
| AmorePacific                             | KT&G                       |
| BS Financial                             | Kumho Petrochemical        |
| Celltrion                                | LF                         |
| Cheil Worldwide                          | LG                         |
| CJ                                       | LG Chem                    |
| CJ CheilJedang                           | LG Electronics             |
| CJ Korea Express                         | LG Household & Health Care |
| CJOS                                     | LG International           |
| Coway Group                              | LG Uplus                   |
| Daelim                                   | LIG                        |
| Daewoo International                     | LOEN                       |
| Daewoo Securities                        | Lotte Chemical             |
| Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering | Lotte Shopping             |
| Daum Kakao                               | LS                         |
| DGB Financial Group                      | LS Industrial Systems      |
| Dongbu Fire                              | Mirae Asset Securities     |
| Doosan                                   | Naver                      |
| Doosan Heavy Industries & Construction   | NCSoft                     |
| e-mart                                   | Nongwoo Bio                |

## 韩国 KRX 指数

|                                    |                           |
|------------------------------------|---------------------------|
| Grand Korea Leisure                | OCI                       |
| GS                                 | Orion                     |
| GS Shop                            | Osstem Implant            |
| Halla Visteon                      | POSCO                     |
| Hana Financial                     | S1                        |
| Hankook Tire                       | S-Oil                     |
| Hankook Tire Worldwide             | S.M. Entertainment        |
| Hansol Holdings                    | Samsung Card              |
| Hyundai Department Store           | Samsung C&T               |
| Hyundai Development Company        | Samsung Electro-Mechanics |
| Hyundai Engineering & Construction | Samsung Electronics       |
| Hyundai Glovis                     | Samsung Engineering       |
| Hyundai Heavy Industries           | Samsung Fire & Marine     |
| Hyundai Marine & Fire Insurance    | Samsung Heavy Industries  |
| Hyundai Mipo Dockyard              | Samsung Life              |
| Hyundai Mobis                      | Samsung SDI               |
| Hyundai Motor Company              | Samsung Securities        |
| Hyundai Steel                      | Samsung Techwin           |
| Hyundai Wia                        | Seoul Semiconductor       |
| Industrial Bank of Korea           | SFA Engineering           |
| Kangwon Land                       | Shinhan Group             |
| KB Financial                       | Shinsegae                 |
| KCC                                | SK                        |
| Kia Motors                         | SK C&C                    |
| KEPCO                              | SK Hynix                  |
| KEPCO E&C                          | SK Innovation             |
| KEPCO KPS                          | SK Telecom                |

### 韓国 KRX 指数

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| Korea Gas                 | The Basic House |
| Korea Investment Holdings | Woori Financial |
| Korea Zinc                | Youngone        |
| KT                        | Yuhan           |

### 東証 TOPIX100

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 国際石油開発帝石        | トヨタ自動車              |
| 大東建託            | マツダ                 |
| 大和ハウス工業         | 本田技研工業              |
| 積水ハウス           | スズキ                 |
| 日揮              | 富士重工業               |
| アサヒグループホールディングス | HOYA                |
| 麒麟ホールディングス      | キヤノン                |
| 味の素             | リコー                 |
| 日本たばこ産業         | 大日本印刷               |
| セブン&アイ・ホールディングス | 任天堂                 |
| 東レ              | 伊藤忠商事               |
| 旭化成             | 丸紅                  |
| 信越化学工業          | 三井物産                |
| 三菱ケミカルホールディングス  | 東京エレクトロン            |
| 花王              | 住友商事                |
| 武田薬品工業          | 三菱商事                |
| アステラス製薬         | ユニ・チャーム             |
| エーザイ            | イオン                 |
| 第一三共            | 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ |
| 大塚ホールディングス      | りそなホールディングス         |

東証 TOPIX100

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| オリエンタルランド       | 三井住友トラスト・ホールディングス |
| 楽天              | 三井住友フィナンシャルグループ   |
| 富士フイルムホールディングス  | 横浜銀行              |
| 資生堂             | みずほフィナンシャルグループ    |
| JX ホールディングス     | オリックス             |
| ブリヂストン          | 大和証券グループ本社        |
| 新日鐵住金           | 野村ホールディングス        |
| ジェイエフイーホールディングス | NKSJ ホールディングス     |
| 住友金属鉱山          | MS&AD ホールディングス    |
| 住友電気工業          | 第一生命保険            |
| SMC             | 東京海上ホールディングス      |
| 小松製作所           | T&D ホールディングス      |
| クボタ             | 三井不動産             |
| ダイキン工業          | 三菱地所              |
| 日立製作所           | 住友不動産             |
| 東芝              | 東日本旅客鉄道           |
| 三菱電機            | 西日本旅客鉄道           |
| 日本電産            | 東海旅客鉄道            |
| 富士通             | ヤマトホールディングス       |
| パナソニック          | ANA ホールディングス      |
| ソニー             | 日本電信電話            |
| キーエンス           | KDDI              |
| デンソー            | NTTドコモ            |
| ファナック           | 中部電力              |
| 京セラ             | 関西電力              |
| 村田製作所           | 東京瓦斯              |
| 日東電工            | 大阪瓦斯              |

東証 TOPIX100

三菱重工業

セコム

日産自動車

ファーストリテイリング

いすゞ自動車

ソフトバンク